

〔防災関係組織等〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 町

名 称	所 在 地	電話番号
身延町役場（本庁舎）	身延町切石350	0556-42-2111
下部支所	身延町常葉1093	0556-36-0011
身延支所	身延町梅平2483-36	0556-62-1111
久那土出張所	身延町三澤18	0556-37-0002
古関出張所	身延町古関2437	0556-38-0101

2 県

名 称	所 在 地	電話番号
防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432 *2524
峡南地域県民センター	富士川町鯉沢771-2	0556-22-8165 *9-360-2011、2023
峡南保健福祉事務所	富士川町鯉沢771-2	0556-22-8145 *9-360-3011
峡南林務環境事務所	市川三郷町高田111-1	055-240-4140 *9-340-6006
峡南農務事務所	市川三郷町高田111-1	055-240-4135 *9-340-5018
峡南建設事務所	市川三郷町高田111-1	055-240-4123 *9-340-7046
峡南建設事務所身延支所	身延町梅平2483-30	0556-62-9060 *9-368-7061

3 警察

名 称	所 在 地	電話番号
南部警察署	南部町南部9335-1	0556-64-0110
富士吉田警察署	富士吉田市松山5-10-13	0555-22-0110
久那土警察官駐在所	身延町三澤1080	0556-37-0124
下部警察官駐在所	身延町下部996	0556-36-0034
常葉警察官駐在所	身延町常葉6022	0556-36-0352
切石警察官駐在所	身延町切石275	0556-42-2069
西嶋警察官駐在所	身延町西嶋1511-1	0556-42-2524
梅平連絡所	身延町梅平651-1	0556-62-0176
下山警察官駐在所	身延町下山11353-4	0556-62-5306
身延駅前警察官駐在所	身延町角打537-5	0556-62-1259
身延山警察官駐在所	身延町身延3657	0556-62-0245

4 消防

名 称	所 在 地	電話番号
峡南広域行政組合消防本部	市川三郷町下大鳥居27	055—272—1919
中部消防署	身延町下山231—52	0556—62—5119
中部消防署下部分駐所	身延町古関1434	0556—38—0140

5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
関東財務局甲府財務事務所	甲府市丸の内1—1—18	055—253—2261
関東農政局甲府地域センター	甲府市丸の内1—1—18	055—254—6055
関東森林管理局山梨森林管理事務所	甲府市宮前町7—7	055—253—1336
関東運輸局山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000—9	055—261—0880
関東総合通信局陸上第二課	東京都千代田区九段南1—2—1	03—3243—8664
甲府地方气象台	甲府市飯田4—7—29	055—222—9101
山梨労働局鰍沢労働基準監督署	富士川町鰍沢655—50	0556—22—3181
鰍沢公共職業安定所	富士川町鰍沢1215	0556—22—8689
関東地方整備局甲府河川国道事務所	甲府市緑ヶ丘1—10—1	055—252—5491
調査第一課（風水害）	〃	055—252—8885
河川管理課（地震）	〃	055—252—8888
道路管理第二課（道路）	〃	055—252—8898
富士川中流出張所	南部町内船4544—2	0556—64—2310
峡南国道出張所	身延町梅平2483—185	0556—62—0621

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第1特科隊（第4中隊）	忍野村忍草3093	0555—84—3135

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
東海旅客鉄道(株)身延駅	身延町角打537	0556—62—1050
N T T 東日本(株)山梨支店	甲府市朝気3—21—15	055—237—0554
(株) N T T ドコモ山梨支店	甲府市丸の内2—31—3	055—236—1231
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田1—6—1	055—251—6711
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内1—1—20	055—255—2148
日本通運(株)山梨支店	甲府市丸の内2—26—1	055—224—4102
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	甲府市住吉5—15—1	0120—995—007 (上記不通の場合) 055—215—5110
日本郵便(株)		
富里郵便局	身延町常葉799—1	0556—36—0501
下部郵便局	身延町下部7052	0556—36—0449
古関郵便局	身延町古関100—1	0556—38—0001

久那土郵便局	身延町車田1130—4	0556—37—0001
曙簡易郵便局	身延町古長谷542	0556—42—2339
大須成簡易郵便局	身延町大塩1398—1	0556—42—3768
飯富郵便局	身延町飯富1524	0556—42—2301
共和郵便局	身延町下田原1613	0556—42—2010
切石郵便局	身延町切石186—1	0556—42—2001
西嶋郵便局	身延町西嶋1158—1	0556—42—2501
大河内郵便局	身延町丸滝653	0556—62—1279
下山郵便局	身延町下山2360—1	0556—62—5001
豊岡郵便局	身延町相又610	0556—62—1110
身延山郵便局	身延町身延3756	0556—62—1080
身延郵便局	身延町梅平2483—37	0556—62—0112

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
(株)山梨放送	甲府市北口2—6—10	055—231—3232
(株)テレビ山梨	甲府市湯田2—13—1	055—232—1114
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア105	055—228—1100
山梨交通(株)	甲府市飯田3—2—34	055—223—0821
山梨交通(株)身延営業所	身延町角打3131	0556—62—0064
富士急山梨バス(株)	富士河口湖町小立4837	0555—72—6877
(社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000—7	055—262—5561
(社)山梨県医師会	甲府市丸の内2—32—11	055—226—1611
(一社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝1—21—20	055—228—4171

9 その他公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号
J A山梨みらい南部経済センター兼久那土ふれあい店	身延町車田1013—4	0556—37—0224
J A山梨みらい下部ふれあい店	身延町常葉2519—4	0556—36—0131
J A山梨みらい中富支店	身延町西嶋625	0556—42—3500
J A山梨みらい身延支店	身延町梅平2447	0556—62—1017
J A山梨みらい身延支店(経済)	〃	0556—62—1057
J A山梨みらい中富直売所	身延町伊沼116	0556—42—3311
J A山梨みらい中富生産物加工所	身延町八日市場402	0556—42—3053
峡南森林組合	富士川町新居山官有地	0556—27—0231
身延町森林組合	身延町梅平2483—36	0556—62—0084
身延町商工会	身延町梅平2483—36	0556—62—1103

南巨摩郡医師会	富士川町最勝寺1276—4	0556—22—6251
身延町社会福祉協議会	身延町波木井272—1	0556—62—3773

○町内建設業者一覧

1 下部建設安全協議会

番号	会社名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
1	(株)熊谷組	409—2936	〃 常葉818	0556—36—0200	36—0209
2	湘南興業(有)	409—2945	〃 波高島57	〃 36—0336	36—0343
3	出羽建設(株)	409—2936	〃 常葉1017—1	〃 36—1543	36—1675
4	樋川工業(株)	409—3116	〃 車田1002	〃 37—0034	37—0038
5	(株)古関工業	409—3106	〃 古関259—1	〃 38—0106	38—0107
6	松井組工友(株)	409—3107	〃 瀬戸154	〃 38—0003	38—0735

2 中富建設安全協議会

番号	会社名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
1	(株)川口建設	409—3304	身延町切石687	0556—42—2727	42—4281
2	(株)小林建設所	409—3433	〃 遅沢2348	〃 42—2171	42—2173
3	(有)近藤建設	409—2937	〃 一色99	〃 36—0400	36—1573
4	(株)Sakatec(本店)	409—3302	〃 手打沢1271	〃 42—2045	42—4306
5	(株)富士建設所	409—3423	〃 飯富300—14	〃 42—2380	42—4272
6	(株)丸一産業	409—3305	〃 下田原2095	〃 42—2109	42—3245
7	(有)望月建設	409—3303	〃 寺沢43	〃 42—2258	42—4064

3 身延建設安全協議会

番号	会社名	郵便番号	住所	電話番号	FAX
1	岩浅建設(有)	409—2412	身延町角打689	0556—62—1326	62—3326
2	圓崎興業(有)	409—2522	〃 下山8457	〃 62—2495	62—3314
3	(株)高山工業所	409—2539	〃 相又497—1	〃 62—1410	62—1409
4	匠建設工業(株)	409—2413	〃 和田1678	〃 62—1752	62—3251
5	(株)田中工務店	409—2531	〃 梅平710—2	〃 62—0854	62—0875
6	近原土木(株)	409—2531	〃 梅平3982	〃 62—2130	62—1074
7	(株)日吉組	409—2524	〃 身延3784	〃 62—0130	62—0933
8	扶桑建設(株)	409—2415	〃 大島1521	〃 62—1373	62—2184
9	(有)松永建設	409—2413	〃 和田1969	〃 62—2664	62—2664
10	身延工業(株)	409—2531	〃 梅平738	〃 62—1105	62—2104
11	(株)八木沢興業	409—2401	〃 上八木沢98	〃 62—2564	62—2582

○町内米穀販売業者一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
かのうや	身延町常葉2517	0556-36-0535
J A山梨みらい南部経済センター兼 久那土ふれあい店	〃 車田1013-4	〃 37-0224
富士川屋商店	〃 常葉7023-5	〃 36-0010
シェソール	〃 三澤1081	〃 37-0311
池田屋商店	〃 切房木1024-1	〃 37-0015
柳屋分店	〃 三澤125	〃 37-0024
武力屋商店	〃 古関1404	〃 38-0108
ローソン中富飯富店	〃 飯富1994	〃 42-2773
J A山梨みらい中富支店	〃 西嶋625	〃 42-3500
J A山梨みらい中富直売所	〃 伊沼116	〃 42-2330
佐野本店	〃 飯富1429-1	〃 42-3047
横内商店	〃 飯富1741	〃 42-3121
日の出屋商店	〃 西嶋468-3	〃 42-2643
近藤商店	〃 宮木682	〃 42-2300
東酒屋	〃 飯富1686-2	〃 42-2323
スーパー岩田屋	〃 飯富1383	〃 42-2125
中野屋	〃 寺沢1213	〃 42-2282
ぶどう屋	〃 角打3022	〃 62-1241
渡辺醤油店	〃 角打1258	〃 62-0018
J A山梨みらい身延支店	〃 梅平2447	〃 62-1017
芦沢米店	〃 上八木沢16-1	〃 62-2559
増田商店	〃 帯金3437	〃 62-1370
北川米穀店	〃 相又413	〃 62-1407
八百国	〃 角打3044	〃 62-1171
橘屋	〃 身延3815	〃 62-0070
白木屋商店	〃 梅平1702-3	〃 62-0216
若松屋酒店	〃 波木井97	〃 62-0126
フレッシュマートフジタ	〃 梅平1298	〃 62-0170
尾張屋	〃 身延3547	〃 62-0178
ゆばの里とよおか	〃 相又425-1	〃 62-6161

○身延町指定給水装置工事事業者一覧

(令和2年9月30日現在)

指定店名名称等	事務所所在地	電話番号
(有) 富士建設所	南巨摩郡身延町飯富300番地14	0556-42-2380
赤池サービス	甲斐市篠原1267番地4	055-279-2468
(株)アクアプラス	静岡県静岡市葵区春日2-3-21	054-652-2190
(有)秋山住設	甲府市古上条町394番地	055-242-2525
甲府住宅設備(株)	甲府市德行2丁目10番40号	055-228-8821
かしわ管工	甲府市上曾根町322番地	055-266-7033
中央水道	中央市下河東3005番地1	055-274-3654
(株) 共進美瑠	西八代郡市川三郷町落居6310番地	0556-32-2494
清優工業	南アルプス市飯野2506番地4	055-284-5891
(株) 熊谷組	南巨摩郡身延町常葉818番地	0556-36-0200
(有) 芦沢設備工業	西八代郡市川三郷町葛籠沢195番地	0556-32-3723
松井組工友 (株)	南巨摩郡身延町瀬戸154番地	0556-38-0003
株式会社 前島工業	静岡県富士宮市阿幸地町123番地	0544-26-1406
佐野工建 株式会社	中央市西花輪4027番地8	055-273-1230
雨宮工業株式会社	甲府市荒川2丁目6番42号	055-253-4361
赤池総合サービス	南巨摩郡身延町切石155番地	0556-42-2003
(株) 大南設備	南巨摩郡身延町丸滝158番地1	0556-62-3255
(株) 清水商事	南アルプス市六科1565番地	055-285-0649
パイピング赤池	中央市山之神921番地62	055-273-7262
遠藤工業株式会社	南巨摩郡身延町夜子沢1830番地	0556-42-4113
若林水道設備	南巨摩郡南部町福士14384番地	0556-66-2853
(有) アート住設	甲府市富竹4丁目3番38号	055-228-9341
(株) 川口建設	南巨摩郡身延町切石687番地	0556-42-2727
中部ライフエナジー (株)	南巨摩郡富士川町最勝寺1260番地	0556-22-8322
保坂設備	南アルプス市上宮地3182番地	055-284-0944
一木設備	中央市下三條504番地7	090-8487-2474
株式会社 山桂	静岡県富士宮市富士見ヶ丘677番地	055-274-6035
(株) 永田工業所	甲府市千塚5丁目10番2号	0544-27-0155
(有) 丸松	中央市藤巻737番地1	055-252-7161
(株) 古関工業	南巨摩郡身延町古関259番地1	055-288-1388
宮城設備 (株)	静岡市清水区押切1644番地	0556-38-0106
藤設備	南巨摩郡身延町波高島222番地	054-346-1041
(株) イナバ	南巨摩郡南部町福士2700番地14	0556-36-0204
高橋商事 (有)	南巨摩郡富士川町鯉沢1792番地	0556-66-2311

(有) 石井住宅設備	南巨摩郡富士川町青柳町279番地	0556-22-0135
望月商店	南巨摩郡身延町西嶋1145番地2	0556-22-2105
身延総合設備 (株)	南巨摩郡身延町小田船原1157番地	0556-42-2523
(株) 山梨管工業	甲府市中小河原1丁目9番17号	0556-62-0710
大栄設備 (株)	甲府市下飯田2丁目11番17号	055-241-6011
(株) 山田設備	甲府市青葉町7番18号	055-224-4331
(株) 小林建設所	南巨摩郡身延町遅沢2348番地	055-237-1897
(有) 竹美屋工務店	南巨摩郡身延町梅平3986番地2	0556-42-2171
日昇総合設備 (株)	甲府市德行3丁目6番23号	0556-62-0234
(株) 渡辺工業所	甲府市国母5丁目9番24号	055-237-8891
(有) フジモリ設備	南巨摩郡南部町本郷10752番地	055-224-6353
若松屋商店	南巨摩郡身延町飯富105番地	0556-64-3133
(有) 井上設備工業	南巨摩郡富士川町最勝寺1276番地5	0556-42-2343
佐野商店	南巨摩郡身延町西嶋1550番地1	0556-22-7501
富士冷暖 (株)	甲府市上石田3丁目17番13号	0556-42-2543
新津設備	甲斐市富竹新田1171番地	055-226-1451
甲和管工業	甲府市国母5丁目18番4号	055-276-6918
遠藤設備	南巨摩郡身延町梅平508番地	055-227-7266
三和住設 (株)	南アルプス市小笠原435番地の2	090-2248-1574
小澤設備興業株式会社	笛吹市石和町唐柏48番地8	055-284-1133
三菱電機システムサービス株式会社 山梨サービスステーション	甲斐市富竹新田139番地	055-225-5777
(株)清水総合工業	南アルプス市有野3274番地	055-260-7101
(株)ミヤビ総設	笛吹市石和町1194番地3	055-285-4662
(株)日設工業	甲府市湯村三丁目5の21	055-244-5522
有限会社勝又設備工業	甲斐市玉川90番地の8	055-251-4891
池田屋商店	南巨摩郡身延町切房木1024番地1	055-276-7827
有限会社 武井設備	南アルプス市西南湖782番地1	0556-37-0015
功刀松太郎商店	南アルプス市上今井112番地	055-283-2310
株式会社 一志設備	愛知県一宮市丹羽字井端1330-9	055-282-2453
株式会社 末木設備工業	甲斐市島上条457番地1	0586-51-5110
(有) 宮下設備	笛吹市御坂町成田374番地	055-277-7873

〔災害・危険箇所関係〕

○過去の主な災害

1 主な地震災害

災害発生日	被害状況
1703（宝永4）. 11. 23	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854（嘉永7）. 11. 4	朝五ツ半時東海・東山・南海諸道に大地震、甲州各地に激甚な被害を与える。 （安政大地震M8.4）（温恭院殿御実記）
1918（大正7）. 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震（M6.3）、谷村、鰍沢等に被害
1923（大正12）. 9. 1	関東大地震（M7.9甲府地震6）、県内死者20人、負傷者116人、全壊1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3ヶ所
1944（昭和19）. 12. 7	東南海地震（M7.9）、で甲府にも被害
2011（平成23）. 3. 15	静岡県東部の地震（切石震度5弱）、町内全域で被災、一部破損（住家11戸、非住家2戸）、西嶋下共同墓地の墓石倒壊多数、石垣一部崩落（住宅敷地内）2件、ゲートボール場石垣一部崩落1件

2 町内における主な地震災害

災害区分	災害発生日	被災地域	被害状況
地震	平23. 3. 15 静岡県東部の地震 （切石震度5弱）	町内全域	一部破損（住家11戸、非住家2戸）、西嶋下共同墓地の墓石倒壊多数、石垣一部崩落（住宅敷地内）2件、ゲートボール場石垣一部崩落1件

3 主な一般災害

災害区分	災害発生日	被災地域	被害状況
水害	明40	常葉川沿岸地域	田畑流失3.6ha
火災	昭6. 1. 24	栢代川流域（和名場）	全焼9戸
水害	昭20. 10. 5	下部川沿岸地域	家屋流失5戸
水害（崖くずれ）	昭20. 10. 5	三沢川流域（奥杯）	死者6名、重傷4名、全壊7戸
火災	昭25. 2. 11	栢代川流域（栢代）	全焼9戸
〃	昭32. 3. 23	夜子沢地内	全焼10戸、半焼2戸
水害	昭34. 8. 13 台風7号	身延地区全域	死者1、重傷者3、全壊18戸
〃	昭34. 8. 14	中富地区全域	死者4名、重軽傷7名、全壊21戸、焼失11戸、半焼30戸、床上浸水332戸、床下浸水301戸、田畑の流失109ha、道路の欠壊132箇所
風水害	昭34. 9. 15 台風15号	身延地区全域	全壊57戸、半壊95戸
水害	昭34. 9. 26	中富地区全域	重軽傷4名、全壊49戸、焼失1戸、半壊214戸、田畑の流失11ha、道路の欠壊33箇所

火災	昭38. 4. 15	寺沢日向南沢（石畑）	全焼27戸、半焼2戸（り災世帯23世帯106名）、 負傷者12名（消防8名）
水害（崖くずれ）	昭41. 9. 25	下部川下流（下部）	死者6名、重傷4名、全壊15戸
水害	昭41. 9. 26 台風26号	身延地区全域	死者3名、重傷者3名、全壊24戸、半壊30戸
〃	昭41. 9. 27	中富地区全域	死者2名、重軽傷4名、全壊13戸、半壊64戸、 一部破損51戸、田畑の流失29ha、道路の欠壊98 箇所
〃	平3. 9. 19	常葉川	不明1名
〃	平16. 10. 9	町内全域	住家（全壊1戸、一部破損1戸、床下浸水1 戸）
〃	平23. 9. 21 台風15号	町内全域	床上浸水24戸、床下浸水25戸、町道9本、河川 2本、林道12本、農地関連施設21箇所（町管理 分・道路決壊、土砂災害等）他
雪害	平26. 2. 14	町内全域	本庁舎積雪量 89.5cm、一部破損31戸

○崩壊土砂流出危険地区一覧

番号	位置 (大字、字)	保 安 林 等	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	面積(ha)	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
							人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道 路
1	熊澤	有	有	無	0.76	一部概成		10				県道
2	西島上山の神	有	有	無	0.64	一部概成		14		2		
3	西島沢奥	有	有	無	2.16	未成	55				3	その他
4	西島日向林	有	有	無	1.16	未成	63				2	その他
5	西島日向林	有	有	無	0.07	無	62				2	その他
6	西島山の神	有	有	無	0.75	一部概成		30			1	その他
7	福原梨子	有	有	無	0.71	未成		12			1	林道
8	手打沢	有	有	無	3.11	未成	54				4	国道
9	手打沢	有	有	無	3.04	無		28			2	その他
10	手打沢縄切	無	有	無	4.05	無		36			2	国道
11	手打沢縄切	無	有	無	0.07	一部概成			8			国道
12	手打沢縄切	有	有	無	0.23	一部概成		18			2	その他
13	寺沢水口	有	有	無	3.34	未成		41				その他
14	手打沢落合	有	有	無	2.11	未成		35			1	その他
15	手打沢落合	有	有	無	0.11	一部概成		36			1	その他
16	久成	無	有	無	0.09	一部概成		29			1	その他
17	久成久成	有	有	無	0.27	無		26			2	その他
18	平須堂平	有	無	無	2.68	未成				4	2	林道
19	大塩栃久保	有	無	無	5.74	未成						林道
20	平須平須	有	有	有	7.75	一部概成						林道
21	平須滝ノ下	有	有	無	6.23	一部概成						林道

22	矢細工	有	無	有	9.50	一部概成							林道
23	矢細工(原)矢細工(原)	有	有	無	3.71	未成			6				林道
24	谷細工長根	有	有	無	7.15	一部概成				2			林道
25	谷細工長根	有	有	無	0.42	一部概成				2			林道
26	古長谷古長谷	有	有	無	5.81	一部概成			9				林道
27	福原福原	有	有	無	6.05	一部概成				2			林道
28	曙梨子	有	有	無	3.48	一部概成							林道
29	久成石畑	有	有	無	0.34	未成		10				1	その他
30	久成石畑	有	有	無	1.29	未成		26					その他
31	夜子沢川平	有	有	無	2.09	未成	112					9	国道
32	夜子沢川平	有	有	無	0.11	一部概成			8				県道
33	矢細工	有	有	無	2.24	無							県道
34	中山中山	無	有	無	0.44	無				4			県道
35	遅沢	有	有	無	6.11	無				4	2		県道
36	遅沢三ツ石	有	有	無	0.85	一部概成				3			県道
37	遅沢三ツ石	有	有	無	4.74	無	94					2	国道
38	伊沼原	有	有	無	2.03	一部概成		45					国道
39	伊沼原	有	有	無	2.17	一部概成				4			国道
40	夜子沢川平	無	有	無	1.66	無	113					9	国道
41	夜子沢夜子沢	有	有	無	6.27	無		22				2	県道
42	夜子沢夜子沢	有	有	無	0.58	一部概成		10					県道
43	夜子沢夜子沢	有	有	無	3.44	未成	154					13	国道
44	切石切石	無	有	無	0.11	一部概成		22				1	その他
45	栗倉	無	有	無	3.01	一部概成			8			3	県道
46	栗倉	有	有	無	0.35	一部概成			6				県道
47	栗倉小原島その2	無	無	無	12.66	無							県道
48	栗倉小原島	無	無	無	17.19	無					2		県道
49	栗倉	有	無	無	4.23	未成					1		国道
50	下山八幡林	有	無	無	0.41	無					1		国道
51	下山上沢	有	有	無	3.18	未成			8				国道
52	下山大庭	有	有	無	2.64	未成		19				1	国道
53	下山大庭	有	有	無	3.02	一部概成		42				3	国道
54	下山仙王	有	有	無	2.99	一部概成	81					3	国道
55	嶺/久保中村/宿瓜/中塚/日影	有	有	無	1.29	一部概成					4		県道
56	樋田	有	有	無	3.06	未成		48					県道
57	塩貝三津	有	有	無	6.05	無	76					2	県道
58	三澤	有	有	無	1.14	無		18					県道
59	三澤	有	有	無	0.02	一部概成		24					県道
60	三沢三津	無	有	無	0.21	一部概成	59					2	
61	割子細田/割子/割子入	有	有	無	1.59	未成	302					14	県道
62	三沢大石	有	無	無	0.50	未成	165					8	県道
63	三沢大石	有	有	無	0.34	一部概成	60					4	県道
64	上田原	有	有	無	0.18	一部概成		10					県道
65	上田原	有	有	無	0.27	未成		20				2	県道
66	上田原上田原東	無	有	無	12.26	未成			5				県道
67	上田原上田原東	有	有	無	4.75	未成	53					2	国道
68	三澤	有	有	無	1.08	無	203					10	県道
69	三澤	無	有	無	0.54	無	199					9	県道
70	三澤	無	有	無	0.20	無	189					9	県道

71	三澤	有	有	無	0.31	未成	158				9	県道
72	車田大平	有	有	無	0.08	無	254				22	県道
73	切房木鍋倉沢/大久保/切岸/内坪	有	有	無	37.27	無	89				12	県道
74	車田桶ノ沢/家の前/大林/今井	有	有	無	2.42	未成	355				25	県道
75	切房木細久保/香会立場/丸	有	有	無	0.44	一部概成	90				12	県道
76	切房木大沢/山の神/東大沢	有	有	無	18.99	未成	149				11	県道
77	切房木切房木上	有	有	無	17.66	未成		36			1	県道
78	芝草	無	有	無	0.57	未成		31			3	県道
79	大磯小磯上小磯/八王子	有	有	無	2.72	未成		24			1	県道
80	大磯小磯滝ノ沢	有	有	無	5.09	無			8			その他
81	古関八坂	無	有	無	0.10	一部概成		25			3	県道
82	古関八坂	無	有	無	0.10	一部概成		25			3	県道
83	古関	無	有	無	8.90	未成				2		国道
84	道	無	有	無	2.20	無	76				2	県道
85	北川丸畑	無	有	無	2.46	無		15				国道
86	北川丸畑	有	有	無	0.53	無			6			国道
87	北川	有	有	無	3.26	未成	63				2	国道
88	常葉大坊坂	無	有	無	5.79	未成		42			4	国道
89	常葉日向	有	有	無	0.67	未成		46			2	国道
90	一色和平	有	有	無	0.51	未成		29			2	県道
91	一色和平	有	有	無	0.43	一部概成		21			3	県道
92	常葉日向	無	有	無	4.24	未成	60				2	県道
93	下田原深町	有	有	無	0.78	無	76				4	国道
94	一色宮ノ脇	有	有	無	0.41	無			8		1	県道
95	一色梗津	有	有	無	11.06	未成		43			2	県道
96	一色	有	有	無	3.35	未成		11				県道
97	一色	有	有	無	1.48	未成		12				県道
98	一色	無	有	無	0.34	一部概成			5		1	県道
99	常葉出口	有	有	無	0.21	一部概成		16			2	国道
100	常葉出口	有	有	無	11.18	未成		13				国道
101	常葉竹の島	有	有	無	2.83	未成		22			2	国道
102	上之平	有	有	無	8.98	未成		27			1	国道
103	上之平上の平	無	有	無	2.25	未成		43			4	国道
104	上之平上の平	無	有	無	0.19	一部概成		38			4	国道
105	波高島波高島	有	有	無	0.21	一部概成	50				2	国道
106	上之平湯沢	有	有	無	8.48	未成			5		1	
107	下部湯町	有	有	無	0.05	一部概成		28			2	県道
108	下部湯町	有	有	無	0.82	一部概成		30			2	県道
109	下部廻沢	有	有	無	18.30	未成		42			4	県道
110	湯之奥	有	有	無	47.30	無		10			1	県道
111	常葉竹の島北	無	有	無	0.80	一部概成				2	1	国道
112	常葉竹の島北	有	有	無	1.40	一部概成				3	1	国道
113	常葉山口	無	有	無	7.45	未成		22			1	国道
114	常葉山口	有	有	無	0.66	一部概成		43			2	国道
115	常葉山口	有	有	無	0.98	一部概成		23			2	国道
116	清澤	有	有	無	11.39	無		29			1	国道
117	清澤	有	有	無	0.12	一部概成	57				3	国道
118	岩欠	有	有	無	0.12	一部概成		18				県道
119	岩欠	無	有	無	2.21	未成		16			3	県道

120	市之瀬	無	有	無	0.21	未成		27				国道
121	岩欠中村	無	有	無	2.71	無		33			1	国道
122	岩欠中村	無	有	無	0.13	無		48			2	国道
123	岩欠	有	有	無	24.74	無			8			
124	八坂三沢	有	有	無	26.34	未成		11			1	県道
125	折門川尻	有	有	無	4.27	無			6		1	県道
126	根子川尻	有	有	無	31.50	未成					1	県道
127	根子	有	無	無	32.00	未成			8		1	県道
128	折門沢/御弟子	有	有	無	4.94	未成						県道
129	根子中河原	有	有	無	16.78	未成		16			1	県道
130	瀬戸瀬戸	無	有	無	41.64	未成		46			5	国道
131	中ノ倉灯	無	有	無	11.01	未成		36			3	国道
132	中ノ倉中屋敷	無	有	無	6.54	無		10				国道
133	中ノ倉中屋敷	有	有	無	12.02	無				2		国道
134	中ノ倉中屋敷	無	有	無	1.50	無				2		国道
135	中ノ倉中屋敷	有	有	無	20.48	無			9		2	国道
136	釜額境畑	有	有	無	9.84	一部概成						林道
137	釜額境畑	有	有	無	11.35	未成		20			2	国道
138	釜額新田/上ノ山	無	有	無	1.42	未成		18			2	国道
139	中之倉本栖	有	有	無	0.43	一部概成				1		県道
140	小田船原三段池	有	有	無	2.31	一部概成			5			県道
141	小田船原三段池	有	有	無	6.04	未成			8			県道
142	小田船原三段池	無	有	無	4.43	無		19				国道
143	大城大城	有	有	無	7.36	一部概成			5		1	県道
144	大城西の草里	有	有	無	150.62	未成			8			国道
145	大城古谷城	有	有	無	22.71	未成						県道
146	大城古谷城	有	有	無	12.07	未成						県道
147	下部島	有	有	無	6.26	未成		44			2	県道
148	下部島	有	有	無	4.83	一部概成			7			県道
149	下部廻沢	有	有	無	1.33	一部概成				2		県道
150	下部	無	有	無	10.86	未成				4		林道
151	下部	有	有	無	16.16	無			9			県道
152	湯の奥沢入沢	有	有	無	6.03	無				1		県道
153	湯之奥	有	無	有	17.42	一部概成		15				林道
154	湯之奥トサカ沢	有	無	無	3.53	一部概成						林道
155	湯之奥三六沢	有	無	無	4.96	一部概成						林道
156	湯之奥トサカ沢	有	無	無	3.86	一部概成						林道
157	湯之奥湯之奥左支流	有	無	無	1.80	一部概成						林道
158	椿草里	有	有	無	6.33	一部概成						林道
159	椿草里入島	有	有	無	0.84	一部概成				1		林道
160	椿草里壮鉄	有	有	無	4.04	未成				1		林道
161	大崩	有	有	無	5.34	未成				4		林道
162	椿草里下村	有	有	無	13.51	未成			8			林道
163	椿草里下村	有	有	無	3.18	一部概成						林道
164	椿草里下村	有	有	無	12.80	無						林道
165	大垓大小屋	有	有	無	29.12	未成						林道
166	大垓大小屋	有	有	無	6.00	未成						林道
167	上八木沢鯨原	無	無	無	4.72	無				1		県道
168	大島湯別当	無	有	無	1.85	未成				2		県道

169	大島馬込	有	有	無	3.39	無		6			県道
170	大島馬込	有	有	無	4.23	未成		31		1	県道
171	大島新地	無	有	無	2.58	未成		37		2	県道
172	大島大日向	無	有	無	7.69	無	63			4	県道
173	大久保光子沢	有	有	無	11.30	未成			2		県道
174	横根沖村	有	有	無	1.04	一部概成			1		国道
175	横根沖村	有	有	無	3.24	一部概成					国道
176	下山山額	無	有	無	2.46	一部概成	66				国道
177	下山荒町	無	有	無	0.16	一部概成		18		1	国道
178	下山荒町	有	有	無	1.73	一部概成		15			国道
179	下山南西部	無	有	無	2.37	一部概成			2		国道
180	下山南西部	無	有	無	1.05	無			4		国道
181	身延西谷, 東谷, 上ノ山	有	有	無	7.29	一部概成		26		2	その他
182	身延西谷, 東谷, 上ノ山	有	有	無	5.51	一部概成		16		1	その他
183	身延西谷, 東谷, 上ノ山	有	有	無	1.62	一部概成		19		2	その他
184	身延元町	有	有	無	3.15	一部概成		13		1	県道
185	小田船原	有	有	無	7.94	未成		16			国道
186	小田船原	有	有	無	1.81	未成	71			4	国道
187	小田船原	有	有	無	7.67	一部概成		13		2	国道
188	波木井一区	有	有	無	0.75	一部概成		41			国道
189	波木井二区	無	無	無	0.14	一部概成		48		3	国道
190	波木井三区	有	有	無	0.25	一部概成		24		2	その他
191	身延塩沢	有	有	無	1.30	一部概成		15			その他
192	身延清住町	有	有	無	0.23	一部概成	84			2	県道
193	身延仲町	有	有	無	0.64	一部概成	84			4	県道
194	梅平二区	有	有	無	9.64	未成	170			19	国道
195	大野	有	有	無	0.43	一部概成		21		1	
196	大野	有	有	無	1.73	未成		25		2	
197	大野	有	有	無	0.97	一部概成			4		県道
198	梅平一区	有	有	無	2.11	一部概成	207			18	国道
199	梅平一区	有	無	無	0.18	一部概成	121			10	国道
200	梅平一区	有	有	無	26.22	未成	78			5	国道
201	大野	有	有	無	12.90	未成			3		県道
202	相又下区	有	有	無	2.66	未成		31		2	国道
203	相又下区	有	有	無	1.20	一部概成		10		1	国道
204	相又下区	有	有	無	0.55	未成			7	2	国道
205	相又下区	無	有	無	2.31	未成			7	1	国道
206	相又上区	有	有	無	24.15	未成		12		2	国道
207	相又上区	無	有	無	2.58	未成		16			国道
208	樋之上	有	有	無	1.66	未成		30		1	県道
209	樋之上	有	有	無	11.76	未成			9		県道
210	樋之上	有	有	無	6.58	未成		10		1	県道
211	和田	無	有	無	19.53	無		14			県道
212	角打	無	有	無	4.60	無		41		1	県道
213	角打	有	有	無	8.77	無	65			3	県道
214	丸滝	無	有	無	18.24	無		46		3	県道
215	帯金塩之沢	有	有	無	16.53	未成			7		その他
216	横根中	有	有	無	24.85	一部概成				3	国道
217	大城	有	無	有	10.47	未成					林道

218	大城	有	有	無	140.55	未成						県道
219	相又上区	有	有	無	4.12	一部概成				3	2	国道
220	光子沢	無	有	無	0.36	一部概成				1		県道
221	光子沢	有	有	無	2.41	無				3		県道
222	光子沢	有	有	無	6.35	未成				4		県道
223	横根中	有	有	無	22.20	未成				2	1	国道
224	大垓川戸瀬	無	無	無	0.08	無				1		林道
225	大垓	有	有	無	7.66	未成						林道
226	清子	有	有	無	7.19	未成		27				県道
227	相又上区	有	有	無	0.86	一部概成		12			1	国道
228	帯金塩之沢	有	有	無	7.14	未成		23			2	県道
229	帯金	有	有	無	0.23	一部概成				3	1	県道
230	帯金	有	有	無	1.15	未成				4	1	県道
231	帯金	有	有	無	2.22	無		19				県道
232	椿草里	無	有	無	49.63	無						林道
233	帯金	有	有	無	4.59	未成	50				2	県道
234	上八木沢	有	有	無	8.78	未成		30			2	県道
235	波高島	有	有	無	7.78	無				2		
236	丸滝	有	有	無	6.23	一部概成		31				県道
237	大山	有	有	無	10.94	未成	66				11	県道
238	大磯小磯	有	有	無	13.45	一部概成				2	1	林道
239	折門	有	有	無	15.46	一部概成				1	1	林道
240	大垓	有	有	無	44.73	未成		18				県道
241	湯之奥	有	無	無	10.17	未成						林道
242	湯之奥	有	無	無	1.33	一部概成						林道
243	湯之奥	有	有	無	92.32	未成			7			林道
244	湯之奥	有	無	無	2.78	未成						林道
245	湯之奥	有	無	無	3.79	未成						林道
246	湯之奥	有	無	無	3.45	一部概成						林道
247	小田船原	有	有	無	0.66	無		10			1	県道
248	下山山額	無	有	無	1.51	無	64					国道
249	下山杉山	無	有	無	0.07	無						国道
250	下山杉山	有	有	無	4.17	未成						国道
251	身延清住町	有	無	無	2.46	一部概成						国道
252	身延塩沢	有	有	無	5.37	未成	55				3	県道
253	上八木沢	無	有	無	2.13	無				1		県道
254	上八木沢	無	無	無	0.25	無				1		国道
255	上八木沢	無	無	無	0.32	無				2		国道
256	下八木沢	無	有	無	4.76	無	120				2	国道
257	下八木沢	無	有	無	0.26	無	162				6	国道
258	根子	有	有	無	9.76	一部概成						県道
259	根子	無	有	無	7.24	無			9		1	県道
260	中之倉	有	有	無	5.97	未成				1		県道
261	根子	有	有	無	17.77	無				3		県道
262	根子	有	有	無	27.08	未成		10			1	県道
263	中之倉	無	有	無	1.42	無						国道
264	中之倉	無	有	無	20.59	無		19			2	国道
265	釜額	有	有	無	0.79	未成		11			2	国道
266	中之倉	有	有	無	2.47	未成				2		県道

267	中之倉	有	有	無	9.33	無								県道
268	中之倉	有	有	無	14.10	無								国道
269	湯之奥	有	有	無	24.84	一部概成								県道
270	杉山	有	有	無	5.20	一部概成					1			
271	杉山	有	有	無	42.37	無								県道
272	杉山	有	有	無	9.98	未成								県道
273	栗倉	有	有	無	13.76	無				8				県道
274	栗倉	有	有	無	6.30	未成					2	1		県道
275	一色	有	有	無	1.88	一部概成		43					2	県道
276	清澤	有	有	無	1.63	未成	62						3	国道
277	杉山	有	有	無	3.66	無					1			県道
278	杉山	有	有	無	11.34	未成					1			県道
279	市之瀬	有	無	無	1.21	無	91						5	国道
280	矢細工	有	有	無	1.68	一部概成								林道
281	下田原	有	有	無	16.33	未成		46					7	県道
282	上田原	有	有	無	0.34	一部概成					4			その他
283	下田原	有	有	無	2.10	未成	76						3	国道
284	上田原	無	有	無	0.42	一部概成		48					2	国道
285	下田原	有	有	無	0.33	無		11						
286	三澤	有	有	無	0.14	一部概成	52						2	県道
287	古関	有	有	無	11.75	無					2			国道
288	瀬戸	無	有	無	0.17	無		19					1	県道
289	古関	有	有	無	0.22	一部概成				6				国道
290	古関	有	有	無	14.61	未成		11						国道
291	北川	無	有	無	15.32	無					1			国道
292	岩欠	無	有	無	0.23	一部概成					4			県道
293	北川	有	有	無	11.69	未成		23					1	国道
294	北川	無	有	無	14.22	無		28						国道
295	北川	有	有	無	69.62	無								国道
296	樋田	無	有	無	1.37	未成	69						9	県道
297	一色	有	有	無	0.32	一部概成				7			2	県道
298	一色	有	無	無	0.76	無		41					2	県道
299	宮木	無	有	無	13.05	無		17						県道
300	下田原	有	有	無	0.96	一部概成		40					2	国道
301	下田原	有	有	無	0.19	未成	94						5	国道
302	下田原	有	有	無	0.13	一部概成					1			国道
303	八日市場	有	有	無	0.57	一部概成				7				国道
304	八日市場	有	有	無	2.15	一部概成		28					2	国道
305	八日市場	有	有	無	2.00	一部概成				7				国道
306	遅沢	有	無	無	1.35	一部概成								県道
307	矢細工	無	有	無	1.12	無					2			県道
308	矢細工	無	有	無	0.18	一部概成					2			県道
309	古長谷	有	有	無	12.04	未成		10					1	県道
310	伊沼	有	有	無	4.13	未成				9			2	県道
311	中山	有	有	無	14.16	無					2	1		県道
312	江尻窪	有	有	無	1.81	未成		12					3	県道
313	宮木	無	有	無	9.13	無				5				国道
314	中山	有	有	無	0.65	一部概成					1	1		県道
315	夜子沢	有	有	無	14.82	無		16						県道

316	矢細工	有	有	無	17.07	未成			6			県道
317	矢細工	有	有	無	4.81	未成				3		県道
318	手打沢	有	無	無	3.34	未成	74				4	国道
319	大塩	有	有	無	2.56	未成	60				4	国道
320	切石	有	有	無	8.12	未成		43			2	その他
321	日向南沢	無	有	無	0.29	一部概成		32			1	その他
322	日向南沢	有	有	無	2.24	未成		32			1	その他
323	夜子沢	有	有	無	0.51	無	163				19	国道
324	日向南沢	有	有	無	2.34	無	67				9	国道
325	手打沢	有	有	無	1.34	未成	66				4	国道
326	矢細工	有	有	無	2.47	一部概成						県道
327	矢細工	有	有	無	2.61	未成			7			県道
328	平須	有	有	無	9.24	未成				4	2	林道
329	平須	有	有	無	0.03	一部概成		16			2	その他
330	久成	有	有	無	0.86	一部概成		19			2	林道
331	大塩	有	有	有	2.12	一部概成						その他
332	帯金塩之沢	無	有	無	5.74	無		31			3	県道
333	遅沢遅沢	無	有	無	6.87	無			7		2	県道
334	水船	無	有	無	1.05	無		21			1	県道
335	岩欠	有	無	無	0.65	無				4		国道
336	宮木	有	無	無	28.00	無		17				国道
337	下部	有	有	無	15.00	無		39			8	国道
338	平須	有	有	無	1.56	無		11				県道
339	一色	無	無	無	0.28	無						その他

○山腹崩壊危険地区一覧

(平成30年3月1日現在)

番号	位置 (大字、字)	保 安 林 等	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等				
							人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く
1	嶺沢入 外	無	有	無	13	無			6	2	
2	西島の場	有	有	無	21	無		34		2	国道
3	西島南山	有	有	無	19	一部概成		34		2	国道
4	夜子沢川平	有	有	無	2	一部概成		13		1	林道
5	平須堂平	有	有	無	30	無			4		林道
6	矢細工	有	有	有	13	一部概成					林道
7	梨子梨子	有	有	無	37	未成			3		林道
8	栗倉小島原	有	有	無	2	一部概成			9	1	県道
9	栗倉大石野	無	有	無	6	一部概成			5		その他
10	栗倉大石野	有	有	無	6	一部概成				2	県道
11	栗倉下栗倉	無	有	無	9	一部概成				4	県道
12	三沢柿島	無	有	無	5	無			9		その他
13	三沢奥杯	有	有	無	29	一部概成		15		1	県道
14	古関馬々平	無	有	無	16	無		28		1	その他
15	古関八坂	無	有	無	3	未成		12			その他
16	比川田の沢	有	有	無	14	無		10		1	国道
17	一ノ瀬日向	無	有	無	2	未成			8		国道
18	常葉境畑	無	有	無	9	一部概成		11			国道
19	一色平	有	有	無	19	一部概成			8		その他
20	一式樋口	有	有	無	19	無		26		1	県道
21	岩欠江路	有	有	無	14	一部概成		23			県道
22	杉山管久保	有	有	無	37	一部概成					県道
23	常葉竹の島 2	無	有	無	21	一部概成			1		国道
24	下部上の山	有	有	無	26	一部概成		38		4	県道
25	下部	有	有	無	11	未成		41		1	県道
26	折門沢	有	有	無	7	一部概成			6	1	県道
27	反木反木 3	有	無	無	32	一部概成				1	県道
28	反木反木 1	無	有	無	22	一部概成		11			県道
29	根子金山	有	有	無	8	無			8		県道
30	瀬戸瀬戸 1	無	有	無	30	無		16		2	県道
31	瀬戸瀬戸 2	無	有	無	32	一部概成		14			県道
32	中の倉川尻 3	有	有	無	54	一部概成			1		県道
33	門野湯口	無	有	無	19	無		18		1	県道
34	門野湯口	有	有	無	26	一部概成			6	1	県道
35	大城	有	有	無	39	一部概成			6		県道
36	大城古谷城	有	有	無	19	一部概成					県道
37	大城古谷城	有	有	無	17	一部概成					林道
38	帯金泥之沢	無	有	無	12	無		13			
39	帯金塩の沢	有	有	無	8	一部概成		22		1	その他

40	帯金塩の沢	有	有	無	3	一部概成			9			その他
41	丸滝子の神	有	有	無	12	一部概成		33				県道
42	下山杉山	無	有	無	20	無				1		国道
43	身延東谷	有	有	無	35	一部概成		25			2	県道
44	身延西谷	有	有	無	30	一部概成	97				9	県道
45	身延町方	有	有	無	7	一部概成		42			2	県道
46	身延町方	無	有	無	6	一部概成		40			2	県道
47	身延町方	無	有	無	7	未成		40			2	県道
48	梅平堰畑	有	有	無	5	一部概成				1	1	国道
49	身延西塩沢	有	有	無	2	一部概成				3		その他
50	梅平竜ヶ鼻	無	有	無	6	未成		16				国道
51	大野中沢	有	有	無	4	一部概成				2	1	
52	角打荒田	有	有	有	7	一部概成		46			2	その他
53	角打桐屋	有	有	無	10	一部概成		19			2	県道
54	和田前田之沢	無	有	無	10	一部概成			9		2	県道
55	和田平	有	有	無	35	一部概成		13			2	県道
56	清子船越	有	有	無	76	一部概成			9			県道
57	小田船原三段池	有	有	無	32	一部概成		31				国道
58	相又針山	有	有	無	60	一部概成		19			2	国道
59	下部廻沢	有	有	無	30	無			7			県道
60	湯之奥湯之奥	無	有	無	7	無				2		県道
61	大垓松葉	無	有	無	10	無				4		林道
62	大垓松葉	無	有	無	18	一部概成						林道
63	椿草里清水	無	有	無	36	無				1		林道
64	横根清水	有	有	無	15	一部概成		11				国道
65	大島湯別当	有	有	無	19	無			7			県道
66	遅沢三石	有	有	無	17	一部概成			8			県道
67	相又上区	無	有	無	23	無				3		国道
68	相又上区	有	有	無	7	無			5			国道
69	横根中	無	有	無	9	無				2		
70	湯之奥	有	無	無	24	一部概成						林道
71	湯之奥	有	無	無	16	未成						林道
72	椿草里	有	有	無	20	無						林道
73	湯之奥	有	有	無	75	一部概成						林道
74	湯之奥	有	無	無	9	未成						林道
75	湯之奥	有	無	無	7	未成						林道
76	湯之奥	有	有	無	87	一部概成						林道
77	湯之奥	有	無	無	5	一部概成						林道
78	湯之奥	有	無	無	3	一部概成						林道
79	相又上区	有	有	無	27	一部概成		15			2	国道
80	相又上区	有	有	無	6	無				3		国道
81	相又下区	有	有	無	2	一部概成				1		国道
82	清子	有	有	無	17	一部概成				2		県道
83	大野	有	有	無	4	未成					1	県道
84	小田船原	無	有	無	8	一部概成		14				国道
85	梅平一区	有	有	無	12	未成				3		国道
86	身延元町	有	有	無	19	一部概成		27			2	国道
87	下山山額	無	有	無	11	一部概成		38			1	国道
88	下山荒町	有	有	無	11	未成			7			国道
89	下山南西部	無	有	有	67	無				3		国道
90	身延西谷, 東谷, 上ノ山	有	有	無	9	未成				3	1	その他
91	身延清住町	有	有	無	1	一部概成				1	1	県道

92	身延上町	有	有	無	6	一部概成		17				県道
93	波木井三区	有	有	無	26	一部概成		43			3	林道
94	波木井二区	無	有	無	7	一部概成		20				林道
95	波木井一区	有	有	無	14	一部概成		21				国道
96	八坂	有	有	無	5	無				2		その他
97	釜額	有	有	無	16	未成		15			4	国道
98	中之倉	有	有	無	15	無						県道
99	杉山	無	有	無	7	無			6			県道
100	中之倉	有	無	無	82	未成						県道
101	下八木沢	有	有	無	12	未成		17			1	県道
102	下山大庭	無	有	無	6	無		13			2	国道
103	下山本町	有	有	無	3	一部概成		12				国道
104	下山新町	無	有	無	14	無		23			1	その他
105	上之平	無	有	無	13	未成		20				国道
106	常葉	無	有	無	23	一部概成				4		国道
107	一色	有	有	無	9	一部概成				2		その他
108	常葉	無	有	無	27	一部概成		27			1	県道
109	岩欠	無	有	無	1	一部概成				1		
110	清澤	無	有	無	25	一部概成		11			2	国道
111	一色	無	有	無	4	一部概成			9			林道
112	嶺	無	有	無	10	無		14				県道
113	嶺	有	有	無	3	一部概成		12				県道
114	切房木	有	有	無	5	一部概成		14				県道
115	下田原	有	有	無	3	無		10				県道
116	上田原	有	有	無	1	一部概成				2		県道
117	古閑	有	有	無	13	無				4		国道
118	瀬戸	無	有	無	25	無			5		1	その他
119	瀬戸	無	有	無	29	一部概成		42			3	県道
120	水船	無	有	無	34	一部概成		25			1	県道
121	三澤	無	有	無	2	未成		26				
122	樋田	無	有	無	8	一部概成		21			4	県道
123	車田	無	有	無	3	無			8			県道
124	車田	無	有	無	4	無		16			3	県道
125	一色	無	有	無	3	無				4		県道
126	宮木	無	有	無	28	無			9			その他
127	伊沼	有	有	無	27	一部概成		49			3	国道
128	遅沢	有	有	無	12	一部概成			8			県道
129	古長谷	有	有	無	13	未成				3		林道
130	夜子沢	有	有	無	34	一部概成		19			1	国道
131	日向南沢	有	有	無	3	未成			5			その他
132	矢細工	有	有	無	11	一部概成			6		1	その他
133	矢細工	無	有	無	3	無						林道
134	日向南沢	有	有	無	10	無				3		その他
135	夜子沢	有	有	無	2	無			6			
136	平須	無	有	無	11	無			8			林道
137	平須	有	有	無	6	無		10				
138	大塩	有	有	無	45	一部概成			7		1	林道
139	久成	有	有	無	12	一部概成			7			その他
140	久成	有	有	有	36	無			7			林道
141	久成	有	有	無	3	無				3	1	その他
142	三澤	無	有	無	15	無		24			4	県道
143	帯金塩之沢	無	有	無	36	無				2		その他

144	平須	有	有	有	22	一部概成						林道
145	手打沢	有	有	無	7	一部概成		38				国道

○土砂災害警戒区域等一覧

(平成25年4月1日現在)

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置 (大字)
身延町	急傾斜地の崩壊	身延の1	○	身延
		身延の2	○	身延
		西谷の1-1	○	身延
		西谷の1-2	○	身延
		新宿-1	○	身延
		新宿-2	○	身延
		東谷の1-1	○	身延
		東谷の1-2	○	身延
		西谷	○	身延
		上町の1-1	○	身延
		上町の1-2	○	身延
		町方-1	○	身延
		町方-2	○	身延
		町方の2-1	○	身延
		町方の2-2	○	身延
		塩沢	○	塩沢
		大野の1	○	大野
		大野の2	○	大野
		総門前-1	○	小田船原
		総門前-2	○	小田船原
		小田船原の1	○	小田船原
		小田船原の2	○	小田船原
		門野	○	門野
		北原の1	○	角打
		北原の2	○	角打
		北原の3	○	角打
		角打の1	○	角打
		角打の2	○	角打
		洗足	○	身延
		身延の3-1	○	身延
		身延の3-2	○	身延
		身延の3-3	○	身延
		上町の2	○	身延
		東谷の2	○	身延
		東塩沢	○	塩沢
		南谷-1	○	身延
南谷-2	○	身延		
小田船原の3	○	小田船原		
横尾	○	小田船原		
広河原-1	○	小田船原		

身延町	急傾斜地の崩壊	広河原一 2	○	小田船原
		三段池	○	小田船原
		久那土	○	三澤
		久那土の 2	○	三澤
		三沢日向一 1	○	三澤
		三沢日向一 2		三澤
		三沢日向の 2ー 1	○	三澤
		三沢日向の 2ー 2	○	三澤
		日向一 1	○	三澤
		日向一 2	○	三澤
		日向一 3	○	三澤
		大草一 1	○	三澤
		大草一 2		三澤
		大草一 3		三澤
		大草一 4	○	三澤
		大草一 5	○	三澤
		大草一 6		三澤
		大草一 7	○	三澤
		大草一 8	○	三澤
		奥杯一 1	○	三澤
		奥杯一 2	○	三澤
		割子の 1	○	三澤
		割子の 2	○	三澤
		割子の 3ー 1	○	三澤
		割子の 3ー 2	○	三澤
		大石一 1	○	三澤
		大石一 2	○	三澤
		大石一 3	○	三澤
		大道	○	三澤
		開持Ⅱ	○	三澤
		開持Ⅱの 2	○	三澤
		車田Ⅱ一 1	○	車田
		車田Ⅱ一 2	○	車田
		車田Ⅱ一 3	○	車田
		五条	○	常葉
		檜平	○	常葉
		出口一 1	○	常葉
		出口一 2	○	常葉
		竹ノ島一 1	○	常葉
		竹ノ島一 2	○	常葉
		竹ノ島一 3		常葉
下部の 2	○	常葉		
下部の 3	○	常葉		
境畑Ⅱ	○	常葉		
境畑Ⅱの 2	○	常葉		
北原Ⅱ	○	常葉		
山口Ⅱ一 1	○	常葉		
山口Ⅱ一 2	○	常葉		

身延町	急傾斜地の崩壊	常葉Ⅱ	○	常葉
		竹ノ島向	○	常葉
		竹ノ島向の2-1	○	常葉
		竹ノ島向の2-2	○	常葉
		出口Ⅱ	○	常葉
		割子-1	○	三澤
		割子-2	○	三澤
		松山Ⅱ-1	○	中山
		松山Ⅱ-2	○	中山
		松山Ⅱ-3	○	中山
		家後	○	遅澤
		冠の2	○	遅澤
		冠	○	遅澤
		下子の神	○	切石
		切石Ⅱ	○	切石
		向坂・北割	○	切石
		雁帰-1	○	寺沢
		雁帰-2	○	寺沢
		榎田	○	寺沢
		西町-1	○	西嶋
		西町-2	○	西嶋
		西島Ⅱの2	○	西嶋
		西島Ⅱ	○	西嶋
		岩崎の1	○	西嶋
		岩崎	○	西嶋
		坂の上-1	○	八日市場
		坂の上-2	○	八日市場
		坂の上-3	○	八日市場
		坂の上-4	○	八日市場
		坂の上-5	○	八日市場
		坂の上-6	○	八日市場
		坂の上-7	○	八日市場
		坂の上-8	○	八日市場
		坂の上-9	○	八日市場
		滝脇	○	八日市場
		大子山	○	八日市場
		小原島	○	栗倉
		大石野	○	栗倉
		帯金の1	○	帯金
		古屋敷の1-1		波木井
		古屋敷の1-2		波木井
古屋敷の1-3	○	波木井		
古屋敷の1-4	○	波木井		
坂下	○	波木井		
波木井の2-1	○	波木井		
波木井の2-2	○	波木井		
宮の花		波木井		
波木井の3-1	○	波木井		

身延町	急傾斜地の崩壊	波木井の3-2	○	波木井
		波木井の3-3	○	波木井
		大久保の1	○	横根中
		光子沢-1	○	光子沢
		光子沢-2	○	光子沢
		沖村-1	○	横根中
		沖村-2	○	横根中
		中村	○	横根中
		泥の沢	○	帯金
		塩の沢	○	帯金
		林之前-1	○	帯金
		林之前-2	○	帯金
		林之前-3	○	帯金
		榎島	○	帯金
		谷津の1	○	大島
		新地	○	大島
		作之田-1	○	大島
		作之田-2	○	大島
		作之田-3	○	大島
		作之田-4	○	大島
		馬込	○	大島
		向平の1-1	○	大島
		向平の1-2	○	大島
		下栗倉	○	栗倉
		帯金の2-1	○	帯金
		帯金の2-2	○	帯金
		竹の下-1	○	帯金
		竹の下-2	○	帯金
		大久保の2	○	横根中
		谷津の2-1	○	光子沢
		谷津の2-2	○	光子沢
		大久保の3	○	横根中
		亀久保-1	○	光子沢
		亀久保-2	○	光子沢
		戸坂-1	○	光子沢
		戸坂-2	○	光子沢
		戸坂-3	○	光子沢
		向平の2	○	大島
		湯別当の1	○	大島
		古屋敷の2	○	波木井
		鳥屋-1	○	矢細工
		鳥屋-2	○	矢細工
鳥屋-3	○	矢細工		
中畑	○	矢細工		
長根Ⅱ	○	矢細工		
矢細工Ⅱ	○	矢細工		
屋敷平Ⅱ	○	矢細工		
江尻窪Ⅱ	○	矢細工		

身延町	急傾斜地の崩壊	大塩Ⅱ	○	大塩
		南沢	○	大塩
		大塩	○	大塩
		荻	○	大塩
		久成	○	久成
		上久成	○	久成
		久成Ⅱ	○	久成
		平須Ⅱ	○	平須
		平須Ⅱの2	○	平須
		原	○	平須
		原の2	○	平須
		日向	○	手打沢
		日向の2	○	手打沢
		日向の3	○	手打沢
		大川向	○	手打沢
		手打沢	○	手打沢
		石畑	○	日向南沢
		水の口	○	日向南沢
		水の口Ⅱ	○	日向南沢
		水の口Ⅱの2	○	日向南沢
		下伊沼	○	伊沼
		上伊沼	○	伊沼
		有屋	○	宮木
		遠藤	○	宮木
		南栗沢一1	○	飯富
		南栗沢一2	○	飯富
		南栗沢一3	○	飯富
		南栗沢一4	○	飯富
		中島	○	下田原
		日向	○	下田原
		深町	○	下田原
		下田原Ⅱ	○	下田原
		棚下Ⅱ	○	下田原
		屋敷	○	古関
		田ノ上一1	○	古関
		田ノ上一2	○	古関
		向川	○	古関
		上平・古関Ⅱ	○	古関
		古関一1	○	古関
		古関一2	○	古関
		中ノ沢	○	古関
古関Ⅱの2一1	○	古関		
古関Ⅱの2一2	○	古関		
宮の平	○	古関		
馬場平	○	古関		
小磯	○	大磯小磯		
八王子Ⅱ一1	○	大磯小磯		
八王子Ⅱ一2	○	大磯小磯		

身延町	急傾斜地の崩壊	八王子Ⅱの2	○	大磯小磯
		八王子Ⅱの3	○	大磯小磯
		仏僧Ⅱ	○	大磯小磯
		上小磯Ⅱの3	○	大磯小磯
		上小磯Ⅱー1	○	大磯小磯
		上小磯Ⅱー2	○	大磯小磯
		上小磯Ⅱの2	○	大磯小磯
		峯山	○	大磯小磯
		切房木ー1	○	切房木
		切房木ー2	○	切房木
		上切房木Ⅱ	○	切房木
		上切房木	○	切房木
		切房木の2	○	切房木
		島	○	下部
		横道ー1	○	下部
		横道ー2	○	下部
		大村	○	下部
		湯町ー1	○	下部
		湯町ー2	○	下部
		湯町ー3	○	下部
		島Ⅱー1	○	下部
		島Ⅱー2	○	下部
		湯町の2	○	下部
		廻沢	○	下部
		瀬戸の3	○	瀬戸
		瀬戸日影ー1	○	瀬戸
		瀬戸日影ー2	○	瀬戸
		瀬戸Ⅱ	○	瀬戸
		瀬戸	○	瀬戸
		瀬戸の2	○	瀬戸
		樋田	○	樋田
		樋田Ⅱ	○	樋田
		道の2	○	道
		道	○	道
		道の4	○	道
		道の3ー1		道
		道の3ー2	○	道
		道の3ー3	○	道
		道の3ー4	○	道
		中之倉の1	○	中ノ倉
		中之倉の2ー1・中之倉Ⅱの4	○	中ノ倉
		中之倉の2ー2	○	中ノ倉
中之倉の2ー3	○	中ノ倉		
釜額	○	釜額		
釜額の2	○	釜額		
やまめの里	○	杉山		
和名場ー1	○	杉山		

身延町	急傾斜地の崩壊	和名場一 2	○	杉山
		岩欠一 1	○	岩欠
		岩欠一 2	○	岩欠
		所沢	○	岩欠
		岩欠の 2一 1	○	岩欠
		岩欠の 2一 2	○	岩欠
		大炊平の 1	○	大炊平
		上田原 I	○	上田原
		上田原 I の 2	○	上田原
		上田原一 1	○	上田原
		上田原一 2	○	上田原
		上田原の 2一 1	○	上田原
		上田原の 2一 2 ・ 上田原 II の 2	○	上田原
		大炊平	○	大炊平
		中之倉 II	○	中ノ倉
		中之倉 II の 2	○	中ノ倉
		中屋敷 II	○	中ノ倉
		中屋敷 II の 2	○	中ノ倉
		中之倉 II の 3一 1	○	中ノ倉
		中之倉 II の 3一 2	○	中ノ倉
		釜額 II	○	釜額
		神名 II	○	杉山
		上田原 II	○	上田原
		上田原 II の 3	○	上田原
		上田原 II の 4	○	上田原
		水船一 1	○	水船
		水船一 2	○	水船
		水船一 3	○	水船
		芝草	○	芝草
		芝草の 2一 1	○	芝草
		芝草の 2一 2	○	芝草
		山家一 1	○	山家
		山家一 2	○	山家
		山家一 3	○	山家
		峯一 1	○	嶺
		峯一 2	○	嶺
		久保一 1	○	久保
		久保一 2	○	久保
		久保一 3	○	久保
		久保一 4	○	久保
		久保一 5	○	久保
久保一 6	○	久保		
大山一 1	○	大山		
大山一 2	○	大山		
御弟子一 1	○	折門		
御弟子一 2	○	折門		
沢	○	折門		

身延町	急傾斜地の崩壊	清澤一1	○	清澤
		清澤一2	○	清澤
		清澤の2	○	清澤
		下部一1	○	上之平
		下部一2	○	上之平
		湯の奥一1	○	湯之奥
		湯の奥一2	○	湯之奥
		上の平	○	上之平
		上の平の2一1	○	上之平
		上の平の2一2	○	上之平
		波高島	○	波高島
		波高島の2一1	○	波高島
		波高島の2一2	○	波高島
		波高島の2一3	○	波高島
		波高島の2一4	○	波高島
		芝草の2一1	○	芝草
		芝草の2一2	○	芝草
		熊沢Ⅱ	○	熊澤
		大山Ⅱ	○	大山
		御弟子Ⅱ	○	折門
		上の平Ⅱ	○	上之平
		下部Ⅱ	○	波高島
		石倉一1	○	下八木沢
		石倉一2	○	下八木沢
		上八木沢	○	上八木沢
		妙円寺Ⅱ	○	身延町市之瀬
		妙円寺・市之瀬	○	身延町市之瀬
		一色一1	○	身延町一色
		一色一2	○	身延町一色
		和平一1	○	身延町一色
		和平一2	○	身延町一色
		一色の4	○	身延町一色
		木更津Ⅱの3	○	身延町一色
		木更津Ⅱの2	○	身延町一色
		木更津Ⅱ	○	身延町一色
		一色の2	○	身延町一色
		一色Ⅰ一1	○	身延町一色
		一色Ⅰ一2	○	身延町一色
		大曾里	○	身延町北川
		宮の前	○	身延町北川
		西横手一1	○	身延町北川
西横手一2	○	身延町北川		
古屋敷一1	○	身延町北川		
古屋敷一2	○	身延町北川		
和名場Ⅱ	○	身延町北川		
紙屋	○	身延町北川		
南沢一1	○	身延町北川		
南沢一2	○	身延町北川		

身延町	急傾斜地の崩壊	家の上ー1	○	身延町夜子沢
		家の上ー2	○	身延町夜子沢
		家の上ー3	○	身延町夜子沢
		夜子沢Ⅱの2	○	身延町夜子沢
		夜子沢Ⅱ	○	身延町夜子沢
		遠光寺	○	身延町夜子沢
		日向ー1	○	身延町夜子沢
		日向ー2	○	身延町夜子沢
		日向ー3	○	身延町夜子沢
		上田原Ⅲの1	○	上田原
		上田原Ⅲの2	○	上田原
		日影西の沢の1	○	夜子沢
		日影西の沢の2	○	夜子沢
		一色蛭橋の2	○	一色
		一色蛭橋の1	○	一色
		和平の1	○	一色
		和平の2	○	一色
		和平の3	○	一色
		和平の4	○	一色
		和平の6	○	一色
		和平の5	○	一色
		妙円寺Ⅱの2	○	市之瀬
		岩欠の3の1	○	岩欠
		岩欠の3の2	○	岩欠
		有明寺の1	○	杉山
		有明寺の2	○	杉山
		釜額の3	○	釜額
		中之倉の3の1	○	中ノ倉
		中之倉の3の2	○	中ノ倉
		沢Ⅱ	○	折門
		二軒屋Ⅱ	○	根子
		五軒屋Ⅱ	○	根子
		中川原の2	○	根子
		中川原	○	根子
		根子	○	根子
		根子の2	○	根子
		根子Ⅱ	○	根子
		新田ー1	○	根子
		新田ー2	○	根子
		新田ー3	○	根子
		新田ー4	○	根子
		夏作Ⅱ	○	根子
日影	○	根子		
音無ー1	○	根子		
音無ー2	○	根子		
八坂ー1	○	八坂		
八坂ー2	○	八坂		
八坂ー3	○	八坂		

身延町	急傾斜地の崩壊	三ツ沢Ⅱ-1	○	八坂
		三ツ沢Ⅱ-2	○	八坂
		大庭の1	○	下山
		大庭の2	○	下山
		大庭の3	○	下山
		山額	○	下山
		杉山	○	下山
		梅平の1	○	梅平
		梅平の2	○	梅平
		釜土	○	梅平
		湯平	○	大城
		奥川	○	大城
		大城の1	○	大城
		大城の2	○	大城
		針山の1	○	相又
		針山の2-1	○	相又
		針山の2-2	○	相又
		針山の2-3	○	相又
		榎畑	○	相又
		相又平	○	相又
		相又上	○	相又
		相又の1	○	相又
		相又の2	○	相又
		相又の3	○	相又
		相又の4	○	相又
		針原	○	樋之上
		袋-1	○	樋之上
		袋-2	○	樋之上
		西村	○	和田
		東坂-1	○	和田
		東坂-2	○	和田
		東坂-3	○	和田
		米倉	○	和田
		石倉沢	○	和田
		大崩の2	○	大崩
		大崩-1	○	大崩
		大崩-2	○	大崩
		桜井	○	丸滝
		丸滝の2	○	丸滝
		丸滝の1-1	○	丸滝
		丸滝の1-2	○	丸滝
		丸滝の1-3	○	丸滝
		丸滝の3	○	丸滝
椿草里の1	○	椿草里		
椿草里の2	○	椿草里		
大袋-1	○	大袋		
大袋-2	○	大袋		

身延町	土石流	蛇石沢川	○	大野
		中沢川	○	大野
		西裏沢川	○	大野
		湯沢川	○	門野
		大倉沢川		小田船原
		身延川ー1		身延
		樋の沢川	○	身延
		身延川ー2	○	身延
		片隅沢	○	身延
		醍醐沢川	○	身延
		湯場沢	○	塩沢
		桑柄川ー2	○	角打
		島の沢川	○	門野
		ねずみ沢川	○	門野
		室子沢川		小田船原
		法洗沢川		角打
		伝水沢	○	三澤
		西伝水沢	○	三澤
		新地沢	○	三澤
		久那土沢	○	車田
		いたち沢	○	車田
		車田沢	○	車田
		鍋倉川		車田
		海端川ー1		車田
		海端川ー2		車田
		海端川ー3		車田
		開持川ー1	○	三澤
		開持川ー2		三澤
		開持川ー3		三澤
		開持川ー4	○	三澤
		開持川ー5	○	三澤
		開持川の2		三澤
		大道沢の2		三澤
		大道沢の1	○	三澤
		大道沢	○	三澤
		奥杯沢		三澤
		大黒沢川	○	常葉
		屋形沢の2	○	常葉
		出口沢	○	常葉
		屋形沢	○	常葉
		桧平沢ー1	○	常葉
桧平沢ー2	○	常葉		
入の沢ー1		常葉		
入の沢ー2	○	常葉		
入の沢ー3	○	常葉		
入の沢ー4	○	常葉		
上向沢	○	常葉		
源太屋敷沢		常葉		

身延町	土石流	市之瀬沢	○	常葉
		芦原沢	○	常葉
		山口沢	○	常葉
		宮の平沢	○	常葉
		樋屋の沢	○	常葉
		島沢	○	常葉
		大草上の山		三澤
		大草伝水沢	○	三澤
		小原島沢	○	小原島
		下小原島沢	○	小原島
		上沢	○	上沢
		大陸川		中山
		小中山沢	○	中山
		中山沢		中山
		古長谷川	○	古長谷
		古長谷沢の2		古長谷
		出合沢	○	古長谷
		宝珠院川	○	古長谷
		宇野沢	○	古長谷
		古長谷沢の1	○	古長谷
		大中山沢	○	遅澤
		遅沢	○	遅澤
		塩沢川	○	遅澤
		向取沢	○	切石
		向坂沢		切石
		城山沢	○	寺沢
		町屋沢		寺沢
		芦の入沢	○	寺沢
		上杉沢		寺沢
		昭和川		西嶋
		尾根切沢	○	西嶋
		初沢川	○	西嶋
		唐沢	○	西嶋
		大子沢川	○	八日市場
		堂の入川	○	八日市場
		中沢川		八日市場
		横町沢川		波木井
		西畑沢川		波木井
		虹川		波木井
		大久保沢川	○	帯金
		入の沢川		帯金
泥の沢川		帯金		
薬師寺川		帯金		
金竜寺沢川		帯金		
鳶の沢川		帯金		
塩之沢川		帯金		
御崎沢川	○	帯金		
宮沢川		大袋		

身延町	土石流	長戸川		大島
		宮原沢川の2	○	大島
		宮原沢川		大島
		古宿沢川	○	大島
		新地川		大島
		妙泉寺沢川		大島
		小室沢川		大島
		光子沢川		横根中
		古宿川		清子
		渡々沢川—1		樋之上
		渡々沢川—2	○	樋之上
		的馬沢川	○	大島
		向平川		大島
		亀久保沢	○	矢細工
		曙川	○	矢細工
		江尻窪川	○	福原
		寺沢川—1	○	久成
		寺沢川—2	○	久成
		寺沢川—3	○	久成
		伊豆島沢の2	○	久成
		伊豆島沢の1		久成
		栗林沢		手打沢
		打越沢		手打沢
		縄切沢		手打沢
		垚沢		手打沢
		藤ヶ原沢		手打沢
		ほうどん沢	○	手打沢
		下明加沢	○	日向南沢
		日向南沢	○	日向南沢
		日向南沢の1	○	日向南沢
		東沢の1		日向南沢
		東沢の2		日向南沢
		上明加沢	○	日向南沢
		塩川		伊沼
		鍛冶屋沢		伊沼
		大安沢川		宮木
		下天神沢川	○	飯富
		下田原沢		下田原
		瀬戸沢		下田原
		室室沢		下田原
		上向沢	○	下田原
すがた沢		下田原		
深町沢の1・深町沢の2		下田原		
八幡沢		下田原		
藤の木沢		下田原		
八王子沢	○	大磯小磯		
仏僧沢		大磯小磯		
芝山沢—1	○	大磯小磯		

身延町	土石流	芝山沢—2	○	大磯小磯
		芝山沢—3	○	大磯小磯
		三沢川—1	○	大磯小磯
		三沢川—2	○	大磯小磯
		三沢川—3		大磯小磯
		三沢川—4	○	大磯小磯
		中尾沢川		切房木
		鍋倉川2		切房木
		おんだし沢		切房木
		上沢		切房木
		切房木沢の2	○	切房木
		蔵小根沢		下部
		カレノ沢	○	下部
		廻沢川		下部
		湯の沢	○	下部
		上の山沢		下部
		見の木沢		下部
		極無沢		瀬戸
		宇野沢	○	樋田
		宮の沢		樋田
		中沢		古関
		木喰沢—1	○	古関
		木喰沢—2	○	古関
		古関沢—1		古関
		古関沢—2		古関
		からす沢	○	道
		からす沢の2	○	道
		大沢の2		道
		大沢—1		道
		大沢—2		道
		西沢		道
		大沢の3—1	○	道
		大沢の3—2	○	道
		入の沢	○	上田原
		上田原沢	○	上田原
		大津賀沢—1	○	上田原
		大津賀沢—2	○	上田原
		大津賀沢—3	○	上田原
		東入沢	○	上田原
		中之倉沢	○	中ノ倉
		宮の沢川	○	中ノ倉
小沢川	○	中ノ倉		
釜額沢	○	釜額		
釜額川		釜額		
小屋沢	○	釜額		
釜沢川—1	○	大炊平		
釜沢川—2	○	大炊平		
岩欠沢	○	岩欠		

身延町	土石流	神名沢	○	杉山
		横矢沢	○	杉山
		杉山沢	○	杉山
		常葉川	○	中ノ倉
		灯川	○	中ノ倉
		雨ヶ岳沢一	○	釜額
		雨ヶ岳沢二		釜額
		川尻沢	○	釜額
		三ツ沢沢	○	釜額
		牛首沢	○	釜額
		川尻沢の1	○	中ノ倉
		川尻沢の2	○	中ノ倉
		川尻沢の3	○	中ノ倉
		中ノ倉沢	○	中ノ倉
		切沢川		熊澤
		樋田川		山家
		年林沢		水船
		芝草沢	○	芝草
		竹の沢	○	波高島
		上之平川		上之平
		上之平川の2		上之平
		寒伴沢川	○	上之平
		検行沢川	○	上之平
		清沢川	○	清澤
		清沢川の2	○	清澤
		神殿川	○	清澤
		雨河内沢	○	常葉
		湯沢		上之平
		小沢川	○	嶺
		小沢	○	嶺
		堀切沢	○	山家
		折門沢	○	折門
		川向沢	○	波高島
		寺沢川	○	上八木沢
		松葉沢川		上八木沢
		下八木沢川		下八木沢
		不動沢川		下八木沢
		上垓沢一		市之瀬
		上垓沢二	○	市之瀬
		中村沢の1		市之瀬
		中村沢	○	市之瀬
中村沢の2	○	市之瀬		
梅沢	○	市之瀬		
上垓沢の1	○	市之瀬		
上垓沢の2		市之瀬		
一色川	○	一色		
一色川の2	○	一色		

身延町	土石流	大平沢	○	一色
		横沢	○	一色
		樋口沢川	○	一色
		南沢	○	一色
		横沢 2	○	一色
		一色天神沢	○	一色
		柳沢	○	一色
		地藏川	○	一色
		はながら沢	○	北川
		北川沢	○	北川
		紙屋川	○	北川
		西の沢	○	夜子沢
		八丁巻沢	○	夜子沢
		天神沢	○	夜子沢
		東沢		夜子沢
		天神沢の 2		夜子沢
		向坂沢の 2		夜子沢
		新居沢	○	夜子沢
		大久保沢川		夜子沢
		大中山沢の 2	○	梨子
		八坪沢	○	西嶋・富士川町十谷
		蟹谷沢	○	西嶋・富士川町十谷
		中河原川	○	根子
		蔵屋敷川	○	根子
		西沢川	○	根子
		根子沢	○	根子
		三ツ沢の 1	○	八坂
		三ツ沢の 2	○	八坂
		上田原沢の 1	○	上田原
		大炊平沢の 1	○	大炊平
		岩欠沢の 1	○	岩欠
		岩欠沢の 2	○	岩欠
		岩欠沢の 3	○	岩欠
		岩欠沢の 4		岩欠
		岩欠沢の 5	○	岩欠
		釜額沢の 1	○	釜額
		西嶋沢の 1	○	西嶋
		切石沢の 1	○	切石
		一色沢の 1	○	一色
		一色沢の 2	○	一色
		北川沢の 1	○	市之瀬
下山宮沢川		下山		
下山不動沢川－ 1		下山		
下山不動沢川－ 2	○	下山		
大沢川	○	下山		
矢沢川		下山		
下山北沢川		下山		

身延町	土石流	堤沢川		下山
		三重沢川		下山
		阿手古沢川	○	下山
		大城宮沢川	○	大城
		奥川		大城
		勝沢川		梅平
		釜土沢川		梅平
		妙法沢川		梅平
		御屋敷沢川－1	○	梅平
		御屋敷沢川－2	○	梅平
		相又南沢川	○	相又
		坂本沢川	○	相又
		本田沢川		相又
		小沢川		相又
		胡桃沢	○	相又
		相又北沢川		相又
		横道沢川	○	相又
		柿ノ木畑沢	○	相又
		平沢川	○	相又
		向山沢	○	相又
		棚沢	○	相又
		峠沢川	○	相又
		雨乞沢川	○	椿草里
		椿川		椿草里
		小椿川		椿草里
		丸滝不動沢川	○	丸滝
		桑柄川－1		丸滝、角打
		角打宮沢川		角打
		角打北沢川		角打
		角打南沢川		角打
		田之沢川	○	和田
		時雨沢川		和田
		地滑り	塩沢－1	
	塩沢－2			身延
	塩沢－3			身延
	塩沢－4			身延
	塩沢－5			身延
	北清子			清子
	楠田－1			三澤
	楠田－2			三澤
	五条			常葉
	西島A			西嶋
	西島B－1			西嶋
西島B－2			西嶋	
西島B－3			西嶋	
西島B－4			西嶋	
西島B－5			西嶋	

身延町	地滑り	西島B—6	西嶋
		西島B—7	西嶋
		西島B—8	西嶋
		西島B—9	西嶋
		西島B—10	西嶋
		西島B—11	西嶋
		西島B—12	西嶋
		西島B—13	西嶋
		西島B—14	西嶋
		下田原	下田原
		伊沼	伊沼
		宮木B—1	宮木
		宮木B—2	宮木
		宮木B—3	宮木
		宮木A—1	宮木
		宮木A—2	宮木
		大崩	大崩
		相又下	相又
		清子—1	清子
		清子—2	清子
		清子—3	清子
		清子—4	清子
		清子—5	清子
		清子—6	清子
		境沢—1	横根中
		境沢—2	横根中
		境沢—3	横根中
		南沢—1	横根中
		南沢—2	横根中
		南沢—3	横根中
		南沢—4	横根中
		嶺—1	嶺
		嶺—2	嶺
		嶺—3	嶺
		嶺—4	嶺
		熊沢	熊澤
		樋田—1	樋田
		樋田—2	樋田
		中の倉A—1	中之倉
		中の倉A—2	中之倉
		釜額	釜額
		宮林	市之瀬
		一色A—1	一色
一色A—2	一色		
一色B	一色		
横手—1	北川		
横手—2	北川		

身延町	地滑り	横手-3		北川
		古屋敷-1		波木井
		古屋敷-2		波木井
		古屋敷-3		波木井
		古屋敷-4		波木井
		古屋敷-5		波木井
		古屋敷-6		波木井
		和田-1		和田
		和田-2		和田
		田之上		古関

○土石流危険溪流一覧

河川名	溪流名	字	人家戸数	災害時 要援護 者関連 施設	左記以 外の公 共施設 等	公共建物	備 考
三沢川	伝水沢	日向	37	0	24		治山ダム1基 (2706m ³)
三沢川	大草伝水沢	大草	4	0	1		
三沢川	大草上の山沢	大草	3	1	1		
三沢川	宇野沢	樋田	7	0	2		
三沢川	切沢川	熊澤	8	0	0		
三沢川	樋田川	山家	6	0	0		治山ダム3基 (5285m ³)
三沢川	久那土沢	久那土	7	1	3		弱) 久那土診療所 治山ダム1基 (1025m ³)
三沢川	いたち沢	中山	7	0	2		
三沢川	車田沢	車田	0	0	1		
三沢川	上沢	中山	13	0	2		治山ダム2基 (3740m ³)
三沢川	切房木沢	切房木	9	0	2		治山ダム2基 (5184m ³)
三沢川	西沢	道	13	0	2		
三沢川	年林沢	水船	13	0	0		
三沢川	芝山沢	八王子	7	0	0		治山ダム2基 (3194m ³)
三沢川	三沢川	大磯小磯	5	0	1		治山ダム1基 (1332m ³)
三沢川	芝草沢	芝草	12	0	2		
三沢川	大沢の3	道	6	0	0		
三沢川	中尾沢川	中山	8	0	3		
三沢川	鍋倉川2	中山	4	0	1		
三沢川	鍋倉川	中山	10	0	3		
三沢川	海端川	車田	0	0	6		
三沢川	開持川	開持	31	0	5		
三沢川	開持川の2	開持	9	0	1		
三沢川	大道沢の1	大道	11	0	0		
三沢川	大道沢	割子	15	0	2		
三沢川	奥杯沢	奥杯	9	0	2		
田原川	入の沢	上田原	17	0	1		治山ダム1基 (4300m ³)
田原川	上田原沢	上田原	5	0	0		治山ダム2基 (2585m ³)

田原川	大津賀沢	上田原	10	0	0	
田原川	東入沢	上田原	6	0	0	治山ダム1基 (925m ³)
一色川	柳沢	一色	6	0	0	治山ダム2基 (2424m ³)
一色川	地藏川	一色	8	0	0	
一色川	一色川	和平	6	0	0	
一色川	一色川	和平	6	0	0	治山ダム1基 (3657m ³)
一色川	大平沢	和平	1	0	1	
一色川	横沢	一色	3	0	3	治山ダム1基 (832m ³)
一色川	樋口沢川	一色	7	0	1	
一色川	南沢	一色	7	0	0	治山ダム1基 (438m ³)
常葉川	竹の沢	波高島	31	0	17	治山ダム2基 (1815m ³)
常葉川	上之平川	上之平	1	0	1	治山ダム1基 (2458m ³)
常葉川	上之平川の2	上之平	1	0	1	治山ダム1基 (2432m ³)
常葉川	寒伴沢川	上之平	13	0	1	治山ダム2基 (2618m ³)
常葉川	検行沢川	上之平	6	0	0	
常葉川	高松沢	竹ノ島	9	0	1	治山ダム1基 (792m ³)
常葉川	屋形沢	出口	7	0	4	治山ダム2基 (2004m ³)
常葉川	出口沢	出口	9	0	3	治山ダム1基 (563m ³)
常葉川	屋形沢の2	杉ノ木	9	0	3	
常葉川	桧平沢	日向	18	0	7	
常葉川	入の沢	日向	25	0	13	
常葉川	上向沢	日向	20	0	9	
常葉川	源太屋敷沢	日向	9	0	1	
常葉川	市之瀬沢	市之瀬	5	0	0	
常葉川	上垓沢の1	市之瀬	13	0	1	
常葉川	上垓沢の2	市之瀬	23	0	0	
常葉川	上垓沢	市之瀬	4	0	2	
常葉川	三ツ沢	市之瀬	3	0	2	
常葉川	北川沢	北川	5	0	1	
常葉川	紙屋川	北川	7	0	1	
常葉川	木喰沢	丸畑	0	0	2	
常葉川	古関沢	古関	16	0	8	
常葉川	西沢川	西沢川	17	0	1	
常葉川	根子沢	中河原	12	0	1	
常葉川	三ツ沢の1	三ツ沢	5	0	0	
常葉川	極無沢	瀬戸	0	0	1	
常葉川	中の倉沢	中ノ倉	20	0	1	治山ダム1基 (833m ³)
常葉川	宮の沢	中ノ倉	3	0	1	治山ダム1基 (778m ³)
常葉川	中屋敷沢	中屋敷	8	0	0	治山ダム1基 (289m ³)
常葉川	釜額沢	釜額	8	0	4	治山ダム1基 (347m ³)
常葉川	三ツ沢	釜額	6	0	7	治山ダム1基 (2833m ³)
常葉川	小屋沢	釜額	6	0	5	治山ダム3基 (10437m ³)
常葉川	中沢	古関	3	0	2	治山ダム1基 (1459m ³)
常葉川	中村沢の1	市之瀬	0	0	1	
常葉川	中村沢	市之瀬	11	0	3	
常葉川	中村沢の2	市之瀬	7	0	3	

栃代川	釜沢川	大炊平	23	0	1		治山ダム1基 (1565m ³)
栃代川	岩欠沢	岩欠	10	0	0		治山ダム2基 (4050m ³)
栃代川	神名沢	杉山	0	0	1		治山ダム1基 (1310m ³)
栃代川	横矢沢	杉山	5	0	1		
栃代川	杉山沢	杉山	4	0	1		
栃代川	清沢川	清澤	9	0	1		
栃代川	清沢川の2	清澤	2	0	1		
栃代川	神殿川	芦原山口	13	0	0		治山ダム2基 (2810m ³)
栃代川	芦原沢	芦原山口	14	0	0		治山ダム3基 (4559m ³)
栃代川	山口沢	芦原山口	15	0	1		
常葉川	宮の平沢	宮之平	5	0	0		
常葉川	樋屋の沢	竹ノ島	2	0	1		
栃代川	雨河内沢	下部	20	0	10		
栃代川	上の山沢	湯の町	0	0	27		
栃代川	見の木沢	湯の町	0	0	29		
常葉川	蔵小根沢	下部	3	0	2		
常葉川	カレノ沢	下部	5	0	3		
常葉川	廻沢川	廻部	0	0	1		
常葉川	湯沢	波高島	3	0	3		
富士川	天神沢	伊沼	9	0	0		
富士川	鍛冶屋沢	伊沼	12	0	6		
富士川	塩川	八日市場	9	0	0		
富士川	堂の入沢	八日市場	16	0	3		
富士川	中沢川	八日市場	6	0	1		
富士川	大子沢川	八日市場	17	0	2		
曙川	宇野沢	古長谷	1	0	3		
曙川	古長谷沢の1	古長谷	3	0	1		
曙川	古長谷沢の2	古長谷	5	0	1		
曙川	古長谷川	古長谷	2	0	2		治山ダム1基 (867m ³)
曙川	曙川	亀久保	1	0	2		治山ダム4基 (7376m ³)
曙川	矢細工沢	矢細工	5	0	0		
曙川	出合沢	出合	0	0	1		
曙川	小中山沢	中山	3	1	3		弱) 飯富病院曙診療所
曙川	中山沢	中山	6	0	0		
夜子沢	新居沢	日影	1	0	1		
夜子沢	大久保沢川	日影	8	0	1		
夜子沢	西の沢	日影	7	0	1		治山ダム1基 (2275m ³)
夜子沢	八丁巻沢	夜子沢	0	0	1		治山ダム2基 (2165m ³)
夜子沢	天神沢	川平	5	0	1		治山ダム1基 (665m ³)
夜子沢	車沢	日向	6	0	0		治山ダム1基 (587m ³)
夜子沢	向取沢	切石	11	0	2		
夜子沢	向坂沢	切石	11	0	3		
寺沢川	日向南沢	石畑	12	0	0		治山ダム2基 (3230m ³)
寺沢川	日向南沢の1	石畑	5	0	2		治山ダム1基 (956m ³)
寺沢川	寺沢川	伊豆島	0	0	2		治山ダム3基 (3340m ³)
寺沢川	伊豆島沢の2	伊豆島	11	0	4		

寺沢川	伊豆島沢の1	伊豆島	0	0	3	治山ダム1基 (2248m ³)
寺沢川	東沢の1	小口	9	0	0	治山ダム2基 (5412m ³)
寺沢川	東沢の2	小口	9	0	0	
寺沢川	芦の入沢	丸山	8	0	0	
寺沢川	上杉沢	榎田	19	0	6	治山ダム2基 (19160m ³)
富士川	城山沢	町屋	1	0	1	
富士川	町屋沢	町屋	3	0	3	
手打沢	栗林沢	日影	7	0	1	
手打沢	打越沢	日影	6	0	2	治山ダム1基 (2800m ³)
手打沢	縄切沢	日影	6	0	2	治山ダム2基 (3974m ³)
手打沢	手打沢川	大塩	1	0	2	治山ダム1基 (1312m ³)
手打沢	袋沢	日向	7	0	1	
富士川	初沢	西嶋	14	0	2	治山ダム1基 (1384m ³)
富士川	唐沢	西嶋	16	0	9	治山ダム1基 (150m ³)
富士川	昭和川	西嶋	11	0	0	
富士川	昭和川支川1	西嶋	7	0	4	治山ダム2基 (1231m ³)
富士川	西嶋沢	西嶋	0	0	2	治山ダム1基 (719m ³)
富士川	下田原沢	下田原	2	0	1	
富士川	瀬戸沢	下向	13	0	1	
富士川	室宝沢	下向	7	0	0	
田原川	上向沢	下向	5	0	4	
田原川	深町沢の1	深町	10	0	0	
田原川	深町沢の2	深町	11	0	0	
田原川	八幡沢	一枚山	0	0	1	治山ダム1基 (585m ³)
富士川	谷津倉沢川	大谷津	7	0	1	
早川	遅沢	遅沢	0		1	
早川	三ツ石沢	三ツ石	3		1	
早川	宝珠院川	矢細工	2	1	0	治山ダム3基 弱) 飯富病院曙診療所
富士川	蛇石沢川	大野	4	0	1	工場(1)、県道
富士川	中沢川	大野	9	2	0	医療提供施設(1)、児童福祉施設(1)
富士川	西裏沢川	大野	8	0	0	
波木井川	勝沢川	梅平	3	1	5	医療提供施設(1)、商業施設(5)、国道52号
波木井川	釜土沢川	梅平	2	1	3	教育施設(2)、その他C1(1)、集会施設(1)、国道52号
波木井川	南沢川	相又下	0	0	1	寺(1)
波木井川	坂本沢川	坂本	7	0	0	国道52号
波木井川	本田沢川	坂本	8	0	0	国道52号
波木井川	小沢川	上村	3	0	1	集会施設(1)、国道52号
波木井川	大城宮沢川	大城	7	0	0	県道
波木井川	湯沢川	門野	10	1	0	老人福祉施設(1)、県道
波木井川	大倉沢川	船原	0	0	1	集会施設(1)、国道52号
波木井川	身延川	身延	31	0	3	集会施設(2)、寺(1)

波木井川	片隈沢川	身延	43	0	13	宿泊施設(11)、集会施設(10)、商業施設(1)、県道
波木井川	醍醐沢川	身延	28	0	2	宿泊施設(1)、集会施設(1)、県道
波木井川	塩沢川	塩沢	5	0	0	
富士川	横町沢川	波木井	16	0	0	国道52号
富士川	西畑沢川	波木井	14	0	0	
富士川	虹川	波木井	47	0	0	国道52号
富士川	下山宮沢川	杉山	11	0	1	寺(1)、県道
富士川	不動沢川	山額	36	0	0	国道52号
富士川	大沢川	下山	46	0	2	寺(1)、商業施設(1)、国道52号
富士川	矢沢川	下山	51	0	5	官公署(2)、教育施設(1)、集会施設(1)、寺(1)、国道52号
富士川	下山北沢川	上沢	32	1	4	寺(1)、医療提供施設(1)、集会施設(1)、商業施設(2)、国道52号、国道300号、主要地方道
富士川	寺沢川	上八木沢	18	0	3	集会施設(1)、神社(1)、寺(1)
富士川	堤沢川	上沢	14	0	1	官公署(1)、国道52号、主要地方道
富士川	松葉沢川	上八木沢	20	0	2	集会施設(1)、神社(1)
富士川	大久保沢川	上方	16	0	0	主要地方道
富士川	入の沢川	帯金	51	0	2	官公署(1)、集会施設(1)、JR身延線
富士川	泥の沢川	帯金	19	0	1	寺(1)、JR身延線、主要地方道
富士川	薬師寺川	帯金	17	0	0	JR身延線、主要地方道
富士川	金竜寺沢川	帯金	0	0	3	寺(1)、工事(2)、主要地方道、JR身延線
富士川	鳶の沢川	帯金	0	0	1	工場(1)、JR身延線、主要地方道
御持川	塩之沢川	塩之沢	18	0	1	駅舎(1)、JR身延線、主要地方道
御持川	御崎沢川	塩之沢	9	0	0	
御持川	宮沢川	大垓	4	0	1	神社(1)
御持川	雨乞沢川	椿草里	6	0	0	
御持川	椿川	椿草里	5	0	0	
富士川	小椿川	椿草里	5	0	0	
富士川	不動沢川	丸滝	4	0	2	教育施設(1)、集会施設(1)、JR身延線
富士川	桑柄川	角打	84	2	11	宿泊施設(3)、医療提供機関(2)、商業施設(7)、工場(1)、JR身延線、主要地方

							道
富士川	角打宮沢川	角打	0	0	4		宿泊施設(1)、神社(1)、工場(2)、JR身延線、
富士川	角打宮沢川	角打	10	0	2		集会施設(1)、駅舎(1)、JR身延線
富士川	北沢川	角打	45	0	2		官公署(1)、集会施設(1)、JR身延線、主要地方道
富士川	南沢川	角打	53	0	2		官公署(1)、集会施設(1)、JR身延線、主要地方道
富士川	田之沢川	米倉	6	0	1		集会施設(1)、主要地方道
富士川	長戸川	谷津	44	0	1		集会施設(1)、主要地方道、JR身延線
富士川	宮原沢川	谷津	9	0	1		宿泊施設(1)、JR身延線
富士川	宮原沢川	谷津	6	0	0		JR身延線
富士川	古宿沢川	新地	3	1	0		児童福祉施設(1)、JR身延線
富士川	新地川	新地	13	0	5		集会施設(1)、宿泊施設(1)、商業施設(2)、駅舎(1)、JR身延線、主要地方道
富士川	古宿沢川	新地	1	0	1		寺(1)、JR身延線
富士川	小室沢川	小室沢	9	0	2		寺(1)、商業施設(1)、JR身延線、主要地方道
本栖湖	雨ヶ岳沢	釜額	0	0	2		
本栖湖	川尻沢	釜額	0	0	2		
本栖湖	三ツ沢沢	釜額	0	0	1		
本栖湖	牛首沢	釜額	0	0	1		
本栖湖	川尻沢の3	中之倉	0	0	1		
本栖湖	川尻沢の2	中之倉	0	0	1		
本栖湖	川尻沢の1	中之倉	0	0	1		
本栖湖	中ノ倉沢	中之倉	0	0	1		
早川	小原島沢	小原島	9	0			
早川	江尻窪川	福原	11	0	0		

○地すべり防止区域一覧

1 地すべり防止法に基づく地すべり防止区域

(平成29年4月現在)

地区名	農政関係（農村振興局所管）			林政関係（林野庁所管）			土木関係（国土交通省所管）		
	箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
身延	4	35.38	車田、波高島、切房木、老ノ窪	13	334.71	中沢、清澤、一色、手打沢A、B、寺沢、大子山、夜後沢A、B、八日市場、松山、楠田、伊沼南	12	240.50	清子、境沢、南沢、古屋敷、和田、宮林、嶺、横手、西島、伊沼、田ノ上、五条

2 地すべり等崩壊危険地（農村振興局所管）

地区数	面積 (ha)	農地面積	備考
5	254.4	55.0	三澤、古長谷、下山、光子沢、塩沢

3 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

(平成25年4月現在)

地区名	箇所数	箇所名
身延	28 (31)	塩沢A、塩沢B、南沢、清子、相又下、北清子、境沢、大崩、折門、嶺、熊澤、樋田、釜額、中の倉A、中の倉B、楠田、宮林、一色A、一色B、一色C、西島A、西島B、下田原、伊沼、宮木A、宮木B、五条、横手、(古屋敷)、(和田)、(田ノ上)

※()は、危険箇所調査以外に災害関連緊急地すべり対策事業を実施した箇所及び加えた数

○地すべり危険地区一覧

<下部地区>

番号	位置 (大字、字)	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					
								人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
1	一色、樋口	有	有	無	有	16.00	無		5				
2	一色、樋口	有	有	無	有	15.00	未成		10				
3	一色、樋口	有	有	無	有	12.00	未成		10				
4	清澤、細田外	有	有	無	無	0.00	未成		35				
5	上田原、入の沢	有	有	無	有	14.00	未成		40				
6	上田原、入の沢	有	有	無	有	17.00	未成		11				
7	丸畑、南沢	無	有	無	有	11.00	無		15				

<中富地区>

番号	位置 (大字、字)	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					
								人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
1	手打沢、松山	無	有	無	有	11.00	未成			4			
2	手打沢、松山	無	有	無	有	14.00	未成		20			1	
3	手打沢、松山	無	有	無	有	12.00	未成		28				
4	手打沢、南山	無	有	無	有	8.00	未成		10				
5	手打沢、町屋	無	有	無	有	11.00	一部概成		10			1	
6	手打沢、町屋	無	有	無	有	8.00	一部概成		10				
7	手打沢、町屋	無	有	無	有	7.00	未成		6				
8	寺沢、鳥屋	無	有	無	有	22.00	一部概成		39			1	
9	寺沢、塩枯	無	有	無	有	18.00	未成		10				
10	夜子沢、夜子沢	無	有	無	有	9.00	未成		13				
11	夜子沢、夜子沢	無	有	無	有	7.00	一部概成		21			1	
12	夜子沢、夜子沢	無	有	無	有	5.00	未成		22				
13	夜子沢、夜子沢	無	有	無	有	11.00	一部概成		38			1	
14	八日市場、大子山	無	有	無	有	67.00	一部概成		37		1		
15	八日市場、八日市場	無	無	無	有	27.00	未成		30			1	
16	八日市場、八日市場	無	有	無	有	15.00	一部概成		26				
17	伊沼、伊沼	無	有	無	有	6.00	未成		25			1	
18	中山、松山	無	有	無	有	24.00	一部概成		17			1	

＜身延地区＞

番号	位置 (大字、字)	保 安 林 等	地 す べ り 防 止 区 域 指 定	他 の 法 令 等 の 指 定	荒 廃 状 況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
								人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道 路
1	相又、丸山	有	有	無	無	13.00	未成		36				
2	横根中、中沢	有	有	無	有	4.00	一部概成		9	9			
3	横根中、中沢	無	有	無	有	6.00	一部概成			4	4		

○急傾斜地崩壊危険箇所一覽

＜下部地区＞

(平成25年4月1日)

危険箇所名	大	字	字	危険人家戸数	指定区域名
久那土	三	澤	久那土	5	
久那土の2	三	澤	久那土	5	
三沢日向	三	澤	日向	9	
三沢日向の2	三	澤	日向	10	
塩貝	三	澤	塩貝	7	日向
大草	三	澤	大草	55	大草
奥杯	三	澤	奥杯	2	割子
割子	三	澤	割子	8	
割子の2	三	澤	割子	8	
割子の3	三	澤	割子	6	
樋田	樋	田		13	樋田
切房木	三	澤	奥杯	20	切房木
切房木の2	三	澤	奥杯	5	
上切房木	上	切房木		18	上切房木
道		道		12	道
道の2		道		10	道
道の3		道		5	道
水船	水	船		8	
道の4		道		12	
芝草	芝	草		10	芝草
芝草の2	芝	草		7	
山家	山	家	山家	7	
嶺	久	保	嶺	13	

久保	久保	久保	19	
大山	久保	大山	7	
小磯	大磯	八王子	7	小磯
仏僧	大磯小磯	仏僧	6	
峯山	大磯小磯	峯山	9	
御弟子	折門	御弟子	6	
沢	折門	沢	6	沢
八坂	八坂	大八坂	5	
中川原	根子		8	中川原
中川原の2	根子		8	中川原の2
根子	根子		8	
音無	根子	根通り向	5	音無
日影	根子	日影	12	
新田	根子	新田	7	
瀬戸	瀬戸	瀬戸	1	
瀬戸の2	瀬戸	瀬戸	5	
瀬戸の3	瀬戸		8	瀬戸
瀬戸日影	瀬戸	日影	3	
馬場平	古関	馬場平	8	
宮ノ平	古関	宮ノ平	16	
上平	古関	上平	22	
古関	古関	三宮司平	3	
中ノ沢	古関	中ノ沢	6	
中ノ倉	中ノ倉		16	中ノ倉・中ノ倉の1
中ノ倉の2	中ノ倉	中ノ倉	1	
釜額	釜額		11	
釜額の2	釜額		4	
やまめの里	杉山	開平	0	
和名場	杉山	和名場	10	
向川	古関	向川	9	
田の上	古関	田の上	10	
屋敷	古関	屋敷	11	屋敷
南沢	北川	南沢	10	
大曾里	北川	大曾里	9	
西横手	北川	西横手	11	
紙屋	北川	紙屋	13	紙屋
宮の前	北川	宮の前	17	
古屋敷	北川	古屋敷	18	
岩欠	岩欠	岩欠	17	

所 沢	岩 欠	所 沢	5	
岩 欠 の 2	岩 欠		7	
妙 円 寺	市 之 瀬	中 根	8	
市 之 瀬	市 之 瀬	市 之 瀬	5	
大 炊 平	大 炊 平	大 炊 平	6	
清 澤	清 澤		11	
清 澤 の 2	常 葉	清 澤	6	
五 条	常 葉	五 条	12	
檜 平	常 葉	檜 平	6	
出 口	常 葉	出 口	14	
竹 ノ 島	常 葉	竹 ノ 島	22	
下 部	下 部	下 部	17	
下 部 の 2	下 部	下 部	8	
下 部 の 3	下 部	下 部	8	
横 道	下 部	横 道	12	湯町
湯 町	下 部	湯 町	37	湯町
大 村	下 部	大 村	25	湯町
湯 町 の 2	下 部	湯 町	11	湯町の2
島	下 部	島	11	
廻 沢	下 部	廻 沢	8	
湯 ノ 奥	湯 ノ 奥		16	
上 之 平	上 之 平		1	
上 之 平 の 2	上 之 平		26	上の平
波 高 島	波 高 島		33	
波 高 島 の 2	波 高 島		17	
一 色	一 色		5	
一 色 の 2	一 色		8	一色
一 色 の 3	一 色		10	一色
一 色 の 4	一 色		5	一色
和 平	一 色	和 平	8	
上 田 原	上 田 原		5	
上 田 原 の 2	上 田 原		5	上田原の4
上 田 原 の 3	上 田 原		9	上田原
上 田 原 の 4	上 田 原		15	上田原
大 石	三 澤	大 石	5	
根 子 の 2	根 子	根 子	1	
芝 草 の 2	芝 草		5	
大 炊 平	大 炊 平	大 炊 平	14	

＜中富地区＞

危険箇所名	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
岩崎	西嶋	上野山	17	
岩崎の2	西嶋	上野山	35	岩崎
西町	西嶋	西嶋	28	
日向	手打沢		7	
日向の2	手打沢		6	
日向の3	手打沢		8	手打沢日向
大川向	手打沢	大川向	9	
榎田	寺沢	榎田	28	
雁木	寺沢	雁木	10	雁木
北割	切石	北割	3	
向坂	切石	向坂	8	
下子の神	切石	下子の神	6	下子の神
遠光寺	夜子沢	遠光寺	5	
日向	夜子沢	日向	16	
家の上	夜子沢	家の上	17	家の上
中島	下田原	中島	28	早稲田
日向	下田原	日向	10	日向
深町	下田原	深町	6	深町
坂の上	八日市場	坂の上	10	
大子山	八日市場	大子山	12	
滝脇	八日市場	滝脇	10	
下伊沼	伊沼	下伊沼	0	
上伊沼	伊沼	上伊沼	18	
有屋	宮木	有屋	9	有屋
遠藤	宮木	遠藤	18	遠藤
南栗沢	飯富	南栗沢	34	南栗沢
冠	遅沢	冠	8	
冠の2	遅沢	冠	6	
家後	遅沢	家後	14	家後
島屋	矢細工	島屋	11	
中畑	矢細工	中畑	7	
原	平須	原	9	
原の2	平須	原	7	
久成	久成	久成	1	
石畑	日向南沢	石畑	12	
水の口	遅沢	水の口	8	水口
上久成	久成		8	

荻	大	塩	荻	5	荻
大	塩	大	塩	5	
南	沢	大	塩	22	
手	打	沢	手	打	沢
				1	

＜身延地区＞

危険箇所名	大	字	字	危険人家戸数	指定区域名
小原島	栗	倉	小原島	13	
大石野	栗	倉	大石野	6	
大庭の1	下	山	大庭	6	大庭
大庭の2	下	山	大庭	19	大庭の2
山額	下	山	山額	10	
石倉	下	八木沢	石倉	10	
大垓	大	垓	大垓	5	
帯金の1	帯	金	上方	6	帯金
杉山	下	山	杉山	9	
身延の1	身	延	身延	1	
身延の2	身	延	身延	1	
古屋敷の1	波	木井	古屋敷	12	
西谷の1	身	延	西谷	6	
新宿	身	延	新宿	14	
東谷の1	身	延	東谷	1	
西谷の2	身	延	西谷	1	西谷
上町の1	身	延	上町	23	
町方の1	身	延	町方	57	町方
町方の2	身	延	町方	87	町方・町方の2
殿前	身	延	殿前	23	塩沢
坂下	波	木井	坂下	18	波木井
地内の1	波	木井	地内	14	
宮の花	波	木井	宮の花	24	
地内の2	波	木井	地内	8	
梅平の1	身	延	竜ヶ鼻	8	
梅平の2	梅	平	梅平	7	
大野の1	大	野	大野	17	大野
大野の2	大	野	大野	6	
釜土	梅	平	釜土	5	
総門前	身	延	総門前	4	
小田船原の1	小	田船原	小田船原	12	
小田船原の2	小	田船原	船原	9	

針 山 の 1	相 又	針 山	5	
門 野	門 野	門 野	14	
湯 平	大 城	湯 平	9	
奥 川	大 城	下 平	18	
大 城 の 1	大 城	大 城	7	
相 又 平	相 又	相 又 平	8	
相 又 上	相 又	相 又 上	4	
大 久 保 の 1	横 根 中	大 久 保	5	
相 又 の 1	相 又	相 又	0	
相 又 の 2	相 又	相 又	0	
相 又 の 3	相 又	相 又	2	
光 子 沢	光 子 沢	光 子 沢	2	
沖 村	横 根 中	沖 村	11	
中 村	横 根 中	中 村	5	
泥 の 沢	帯 金	泥 の 沢	11	
塩 之 沢	帯 金	塩 之 沢	9	
椿 草 里 の 1	椿 草 里	椿 草 里	5	
林 之 前	帯 金	林 之 前	5	
榎 島	帯 金	榎 島	10	
丸 滝 の 2	丸 滝	上 上 行	15	
桜 井	丸 滝	桜 井	9	
丸 滝 の 1	丸 滝	宮 の 脇	3	丸滝
丸 滝 の 3	丸 滝	丸 滝	7	
大 崩 の 2	大 崩	大 崩	5	
大 崩	大 崩	大 崩	5	
北 原 の 1	角 打	北 原	17	
北 原 の 2	角 打	北 原	11	
北 原 の 3	角 打	北 原	13	北原の3
荒 田	角 打	荒 田	6	
角 打 の 1	角 打	角 打	11	
角 打 の 2	角 打	角 打	5	
西 村	和 田	西 村	8	
東 坂	和 田	東 坂	8	
米 倉	和 田	米 倉	5	
谷 津 の 1	大 島	谷 津	5	
新 地	大 島	新 倉	5	
作 之 田	大 島	作 之 田	22	
馬 込	馬 込	馬 込	5	
向 平 の 1	向 平	向 平	6	

○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覽

(平成28年10月)

指定区域名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
深町	下田原	深町	昭46. 7. 12	306	1.30	11
湯町	下部	湯町	昭46. 7. 12	306	1.56	19
湯町	下部	上ノ山	平12. 3. 30	172	0.22	7
湯町	下部	上ノ山	平17. 3. 17	130	1.51	2
棚下	下田原	棚下	昭48. 11. 15	682	0.78	10
熊沢	熊澤	坂東他	昭50. 9. 11	563	3.37	24
熊沢	熊澤	北川、家ノ前 上ノ山、坂東	平17. 2. 28	94	0.50	6
荻	大塩	荻	昭53. 4. 3	129	3.42	5
雁埴	寺沢	雁埴他	昭53. 7. 24	286	1.40	10
雁埴	寺沢	雁埴他	昭56. 3. 26	139	0.40	2
南栗沢	飯富	前屋敷	昭57. 4. 8	182	0.81	14
南栗沢	飯富	前屋敷他	平15. 3. 20	158	0.23	15
家の上	夜子沢	川平他	昭59. 6. 18	283	1.17	12
岩崎	西島	的場他	昭59. 6. 18	284	1.56	18
岩崎	西島	大石窪	平4. 10. 15	408	0.07	2
塩沢	身延	殿前	昭60. 5. 9	190	0.92	11
塩沢	身延	殿前	昭60. 5. 9	190	0.00	0
上田原	上田原	天久保他	昭60. 7. 18	290	1.43	24
町方	身延	町方他	昭61. 7. 24	362	1.03	93
町方	身延	町方他	昭61. 7. 24	362	0.00	0
町方	身延	町方他	昭61. 7. 24	362	0.00	0
湯町の2	下部	腰巻	昭61. 11. 6	511	0.67	11
日向	下田原	日向他	昭62. 8. 13	300	1.93	18
一色	一色	宮ノ脇	昭63. 9. 5	403	1.00	18
一色	一色	宮ノ脇他	平19. 12. 3	422	0.82	6
大庭	下山	大庭西	昭63. 9. 5	404	0.60	15
上田原の2	上田原	仲村	平2. 2. 8	47	0.68	19
上田原の2	上田原	仲村	平3. 3. 7	181	0.81	1
切房木	車田	今井他	平2. 11. 15	557	0.97	22
大道	三澤	大道他	平2. 11. 15	558	1.14	10
日向	三澤	横廻他	平2. 11. 15	559	1.13	5
中ノ倉	中ノ倉	夏作他	平2. 11. 15	560	0.17	8
沢	折門	沢	平3. 6. 17	305	0.72	8
小磯	大磯小磯	八王子他	平3. 6. 17	306	0.83	7
波木井	波木井	湊無	平4. 3. 2	75	0.24	19
帯金	帯金	上方他	平4. 3. 2	76	0.33	8
榎島	帯金	榎島	平24. 3. 12	107	0.04	7
大庭の2	下山	鳥居木	平4. 3. 2	77	0.37	8
手打沢日向	手打沢	藤ヶ原他	平4. 4. 23	136	1.41	13
瀬戸	瀬戸	家ノ前他	平4. 4. 23	138	0.81	10
屋敷	北川	上原他	平4. 4. 23	139	0.52	10
早稲田	下田原	中島他	平4. 12. 17	469	1.88	15
遠藤	宮木	遠藤他	平6. 2. 17	149	1.35	14
下子ノ神	夜子沢	下子ノ神	平6. 2. 17	150	1.36	9
下子ノ神	夜子沢	下子ノ神	平17. 2. 28	92	0.07	0

上切房木	切房木	新井他	平6. 2. 17	151	0.87	16
家後	遅沢	西川他	平6. 2. 17	153	1.13	13
大草	三澤	大草他	平6. 2. 17	154	1.32	27
大草	三澤	大草他	平8. 2. 29	119	0.38	0
大野	大野	家ノ上	平6. 2. 17	155	2.60	15
音無	根子	蔵屋敷	平7. 3. 13	89	0.82	10
上田原-4	上田原	村東他	平7. 3. 13	90	0.48	11
上之平	上之平	家軒他	平7. 3. 13	91	1.73	28
上之平	上之平	寺ノ前	平17. 2. 28	93	0.00	0
上之平	上之平	押出	平20. 9. 4	392	0.11	2
道	道	平林他	平8. 2. 29	112	2.18	19
道	道	平林他	平16. 3. 15	121	0.01	0
道	道	和田前、西ノ上	平17. 10. 13	530	0.003	0
紙屋	北川	紙屋平	平9. 3. 31	132	0.42	10
樋田	樋田	地内	平9. 3. 31	133	2.95	15
有屋	宮木	有屋	平10. 3. 19	116	1.36	12
割子	三澤	割子他	平10. 3. 19	117	0.05	5
水口	日向南沢	日向	平11. 3. 25	130	0.66	12
中川原	根子	中川原他	平11. 3. 25	131	1.60	18
丸滝	丸滝	宮ノ脇他	平11. 3. 25	132	0.60	10
丸滝	丸滝	宮ノ脇他	平15. 2. 17	83	0.19	10
中ノ倉の1	中ノ倉	上之山他	平12. 3. 30	171	0.37	9
中ノ倉の1	中ノ倉	小澤他	平15. 1. 30	171	0.11	6
西谷	身延	西谷他	平13. 9. 17	414	0.88	0
町方の2	身延	町方	平14. 2. 7	31	1.26	36
三沢日向	三澤	日向	平15. 1. 30	44	0.64	12
三沢日向	三澤	日向 西林	平17. 3. 17	133	0.13	0
竹ノ島	常葉	竹ノ島	平15. 2. 17	82	1.06	20
中山	中山	村添	平15. 3. 20	159	0.05	4
大炊平	大炊平	宮ノ前 家ノ下	平15. 10. 6	494	0.23	10
芝草	芝草	南尾 竹下 中村 新井	平18. 7. 31	412	0.30	7
宮ノ花	波木井	宮ノ花 南林	平17. 3. 28	169	0.81	21
梅平の1	梅平	龍ヶ鼻	平17. 10. 13	532	0.56	10
北原-3	角打	北原 他	平18. 7. 31	410	0.58	16
北原-3	角打	荒田山	平21. 11. 9	333	0.11	9
町方の1	身延	町方・東谷	平18. 7. 31	411	0.02	0
大曾里	北川	大曾里 東畑	平21. 3. 12	83	0.35	11
荒田	角打	荒田、荒田山	平21. 11. 30	335	1.17	17
向坂	切石	向坂、山神下	平22. 2. 22	49	1.03	8
門野	門野	上の山、御堂後、湯口	平23. 8. 25	340	0.93	12
馬込	大島	馬込	平24. 3. 26	123	1.35	15
馬込	大島	馬込	平24. 3. 26	123	0.00	—
町方の1	身延	東谷	平26. 3. 20	86	0.11	1
瀬戸日影	瀬戸	日影、寺中、上ノ屋敷、押出、横道	平26. 7. 17	216	0.35	4
横道	下部	横道	平26. 11. 20	328	0.68	5
波木井	波木井	登立、御堂	平27. 9. 28	306	0.46	2

		向、西山				
冠	遅沢	冠、山王地	平28. 10. 27	338	0.30	5
計	71(88)				74.83	1,019

○たん水防除施設

地域名	所在地	概算事業費	受益面積	主要工事
西 嶋	身延町	千円 391,174	ha 39	排水機 2台
八日市場	〃	526,000	33	排水機 2台

〔通信・放送等関係〕

○町衛星携帯電話配備状況

(令和2年12月1日現在)

配 備 先		電 話 番 号	管 理	内 容
1	本庁舎	080-1378-6327	交通防災課	ワイドスターⅡ (電池パック・AC充電器・ ハンドセット(受話器))
2	下部支所	080-1378-6328	下部支所	
3	身延支所	080-1378-6329	身延支所	
4	和紙の里	080-2593-2959	生涯学習課	
5	すこやかセンター	080-2593-2960	福祉保健課	
6	本庁舎	080-2593-2961	交通防災課	
7	浄化センター	080-2593-2962	環境下水道課	
8	久那土出張所	080-2593-2963	下部支所	
9	古関出張所	080-2593-2964	下部支所	
10	金山博物館	080-2593-2965	生涯学習課	
11	下山小学校	080-2593-2966	学校教育課	
12	身延福祉センター	080-2593-2967	福祉保健課	
13	本庁舎	080-2593-2968	交通防災課	
14	身延地区公民館豊岡分館	080-2593-2969	生涯学習課	
15	八坂	080-2137-0956	集 落 (各区長宅、他)	ワイドスターⅡ (電池パック・AC充電器・ ハンドセット(受話器))
16	山家	080-2137-7383		
17	嶺	080-2336-1182		
18	峯山	080-8810-6235		
19	湯之奥	080-8815-7825		
20	栗倉	080-8815-8926		
21	大城	080-9561-3526		
22	門野	080-9561-6615		

○町防災行政無線設置状況

番号	子局番号	子局名称	設置住所	空中線（アンテナ）		スピー カー数	備考
				柱	種類		
下部地区							
1	S01	久保	久保368	鋼管組立柱	3素子	2	アンサーバック・テレメータ
2	S02	熊澤	熊澤648	鋼管組立柱	3素子	3	
3	S03	樋田	樋田108	鋼管組立柱	3素子	3	
4	S04	久那土分館	三澤18	鋼管組立柱	3素子	3	
5	S05	大草	三澤148	鋼管組立柱	3素子	2	
6	S06	店向・東	三澤5917先河川敷	鋼管組立柱	3素子	4	
7	S07	店向・中	三澤1097	鋼管組立柱	3素子	2	
8	S08	久那土駅前	三澤1150	鋼管組立柱	3素子	2	
9	S09	大道	三澤2361-1	鋼管組立柱	3素子	2	
10	S10	車田	車田1207先河川敷	鋼管組立柱	3素子	4	
11	S11	切房木	切房木204-1	鋼管組立柱	3素子	3	
12	S12	道	道156	鋼管組立柱	3素子	3	
13	S13	水船	道95	鋼管組立柱	5素子	2	
14	S14	芝草	芝草73-1	鋼管組立柱	3素子	3	
15	S15	上田原	上田原539	鋼管組立柱	3素子	4	
16	S16	大磯小磯	大磯小磯4711	鋼管組立柱	3素子	3	
17	S17	根子・東	根子3801-2	鋼管組立柱	3素子	2	アンサーバック・テレメータ
18	S18	根子・中	根子3887	鋼管組立柱	3素子×2	1	再送信
19	S19	根子・西	根子4243	鋼管組立柱	3素子	3	
20	S20	瀬戸	瀬戸143-3	鋼管組立柱	3素子	3	
21	S21	古関	古関122	鋼管組立柱	3素子×2	3	再送信
22	S22	中ノ倉	中ノ倉396-1	鋼管組立柱	3素子	3	
23	S23	釜額	釜額778	鋼管組立柱	3素子	2	
24	S24	長塩	北川1153	鋼管組立柱	3素子	4	
25	S25	北川	北川112	鋼管組立柱	3素子	3	
26	S26	市之瀬	市之瀬1411	鋼管組立柱	3素子	4	
27	S27	栢代	杉山1671-1	鋼管組立柱	3素子	2	
28	S28	和名場	杉山845-1	鋼管組立柱	3素子×2	2	再送信
29	S29	上岩欠	岩欠768	鋼管組立柱	3素子	4	
30	S30	大炊平	大炊平306-1	鋼管組立柱	3素子	3	
31	S31	芦原山口	常葉5671	鋼管組立柱	3素子	4	
32	S32	五条	常葉389-1	鋼管組立柱	3素子	3	
33	S33	下部分館	常葉1025	鋼管組立柱	3素子	4	アンサーバック

34	S 34	出口	常葉3154-2	鋼管組立柱	3素子	4	
35	S 35	竹ノ島	常葉3316-1	鋼管組立柱	3素子	3	
36	S 36	和平	一色3217	鋼管組立柱	3素子	2	
37	S 37	一色	一色4014	鋼管組立柱	3素子	2	
38	S 38	湯ノ奥	湯ノ奥132-1	鋼管組立柱	3素子	2	アンサーバック・テレメータ
39	S 39	島	下部483	鋼管組立柱	3素子	2	
40	S 40	湯町・上	下部47先	鋼管組立柱	3素子	2	
41	S 41	湯町・中	下部1000先	鋼管組立柱	3素子	2	
42	S 42	湯町・下	下部7053-5	鋼管組立柱	3素子	3	
43	S 43	下部温泉駅前	下部1944-1	鋼管組立柱	3素子	3	
44	S 44	上之平	上之平668-1	鋼管組立柱	3素子	4	
45	S 45	波高島	波高島219-8	鋼管組立柱	3素子	4	

中 富 地 区

46	N01	上一	西嶋127-3	鋼管組立柱	3素子	4	
47	N02	河原町	西嶋1151-1	鋼管組立柱	3素子	4	
48	N03	下町	西嶋1904-1	鋼管組立柱	3素子	4	
49	N04	下大塩	大塩1537-1	鋼管組立柱	3素子	2	
50	N05	上大塩	大塩1994-1	鋼管組立柱	3素子	3	
51	N06	荻	大塩928-2	鋼管組立柱	3素子	2	
52	N07	平須	平須543	鋼管組立柱	3素子	4	アンサーバック
53	N08	久成	久成1526-1	鋼管組立柱	3素子	2	
54	N09	手打沢・日向	手打沢無番地	鋼管組立柱	3素子	3	
55	N10	手打沢・町屋	手打沢915-3	鋼管組立柱	3素子	3	
56	N11	寺沢・榎田	寺沢158	鋼管組立柱	3素子	2	
57	N12	寺沢・丸山	寺沢無番地	鋼管組立柱	3素子	2	
58	N13	日向南沢	日向南沢678	鋼管組立柱	3素子	2	
59	N14	切石・本庁舎	切石350	鋼管組立柱	3素子×2	2	再送信
60	N15	切石・北割	切石117-1	鋼管組立柱	3素子	4	
61	N16	夜子沢・日影	夜子沢4066	鋼管組立柱	3素子	3	
62	N17	夜子沢・川平	夜子沢1762	鋼管組立柱	3素子	2	
63	N18	下田原・早稲田	下田原1921	鋼管組立柱	3素子	3	
64	N19	下田原・上向深町	下田原451-1	鋼管組立柱	3素子	3	
65	N20	矢細工・原	矢細工84	鋼管組立柱	3素子	2	
66	N20-1	矢細工・亀久保	矢細工675	鋼管組立柱		2	有線延長
67	N21	矢細工・屋敷平	矢細工544-1	鋼管組立柱	3素子	3	
68	N22	古長谷	古長谷1252	鋼管組立柱	3素子	3	アンサーバック・テレメータ
69	N23	福原	福原233-1	鋼管組立柱	3素子	2	
70	N23-1	梨子	福原434-2	鋼管組立柱		1	有線延長

71	N24	江尻窪	江尻窪599	鋼管組立柱	3素子	3	
72	N25	中山	中山1891	鋼管組立柱	3素子	3	
73	N26	遅沢	遅沢1146-1	鋼管組立柱	3素子	2	
74	N27	三ツ石	遅沢3137	鋼管組立柱	3素子	2	
75	N28	八日市場・上	八日市場1536	鋼管組立柱	3素子	2	
76	N29	八日市場・北	八日市場331	鋼管組立柱	3素子	2	
77	N29-1	八日市場		鋼管組立柱		2	有線延長
78	N30	八日市場・南	八日市場84-1	鋼管組立柱	3素子	2	
79	N31	上伊沼	伊沼1031-1	鋼管組立柱	3素子	2	
80	N32	下伊沼	伊沼260	鋼管組立柱	3素子	2	
81	N33	伊沼	伊沼117-1	鋼管組立柱	3素子	2	
82	N34	宮木・船場	宮木670-1	鋼管組立柱	3素子	2	
83	N35	宮木・中	宮木50-1	鋼管組立柱	3素子	3	
84	N36	宮木・大谷津	宮木1315	鋼管組立柱	3素子	2	
85	N37	飯富・北	飯富99	鋼管組立柱	3素子	4	
86	N38	飯富・中	飯富1293-1	鋼管組立柱	3素子	4	
87	N39	飯富・南	飯富2279-1	鋼管組立柱	3素子	3	

身延地区

88	M01	小原島	小原島385-1	鋼管組立柱	5素子	3	アンサーバック
89	M02	上沢・北	下山210-151	鋼管組立柱	3素子	4	
90	M03	上沢・東	下山11353-1	鋼管組立柱	3素子	4	
91	M04	大庭	下山大庭地内白地	鋼管組立柱	3素子	3	
92	M05	本町	下山2336	鋼管組立柱	3素子	4	
93	M06	新町・山額・荒町	下山5413-1	鋼管組立柱	3素子	4	
94	M07	古屋敷	波木井2496-1	鋼管組立柱	3素子	3	
95	M08	波木井・原	波木井1972-1	鋼管組立柱	3素子	3	
96	M09	波木井・宮ノ花	波木井200	鋼管組立柱	3素子	4	
97	M10	梅平・東	梅平2483-36	鋼管組立柱	3素子	2	アンサーバック
98	M11	梅平・西	梅平762-2	鋼管組立柱	3素子	4	
99	M12	清住町	身延3391-1	鋼管組立柱	3素子	3	
100	M13	上町	身延 境内地	鋼管組立柱	3素子	3	アンサーバック・テレメータ
101	M14	元町	身延4172-内2	鋼管組立柱	3素子	4	
102	M15	大野	大野814-2	鋼管組立柱	3素子	4	
103	M16	小田船原・北	小田船原385-1	鋼管組立柱	3素子	4	
104	M17	小田船原・南	小田船原1244	鋼管組立柱	3素子	4	
105	M18	相又下	相又240	鋼管組立柱	3素子×2	4	再送信
106	M19	門野・湯平	門野530-1	鋼管組立柱	3素子	4	
107	M20	大城	大城474-1	鋼管組立柱	3素子	4	

108	M21	相又上	相又1267	鋼管組立柱	3素子	4	
109	M22	上村・坂本	相又1880-1	鋼管組立柱	3素子	3	
110	M23	横根中	横根1675	鋼管組立柱	3素子	2	
111	M24	清子・北	清子3030	鋼管組立柱	3素子	4	
112	M25	清子・南	清子3557-1	鋼管組立柱	3素子	3	
113	M26	上八木沢	上八木沢69-1	鋼管組立柱	3素子	2	
114	M27	下八木沢	下八木沢72-1	鋼管組立柱	3素子	3	
115	M28	帯金・北	帯金507	鋼管組立柱	3素子	4	
116	M29	帯金・南	帯金1078	鋼管組立柱	3素子	3	
117	M30	塩之沢	帯金2677-1	鋼管組立柱	3素子	4	
118	M31	丸滝・北	丸滝144-1	鋼管組立柱	3素子	2	
119	M32	丸滝・南	丸滝464-1	鋼管組立柱	3素子	4	アンサーバック
120	M33	角打・北	角打1010-8	鋼管組立柱	3素子	3	
121	M34	角打・南	角打232-1	鋼管組立柱	3素子	4	
122	M35	荒屋敷	和田2092-1	鋼管組立柱	3素子	4	
123	M36	米倉	樋之上1	鋼管組立柱	3素子	4	
124	M37	大島	大島1099-2付近赤道	鋼管組立柱	3素子	4	
125	M38	新地	大島1909-1	鋼管組立柱	3素子	4	
126	M39	小室沢	大島4177-1	鋼管組立柱	3素子	3	
127	M40	馬込	大島5072-1	鋼管組立柱	3素子×2	3	再送信

○放送要請様式

放送要請について（放送局あて）			
殿		年 月 日 身延町長	
災害対策基本法第57条に規定に基づき、次のとおり放送を要請します。			
1	要請先	NHK・YBS・UTY・FM富士	
2	緊急警報信号の要否	要・否	
3	要請理由	(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため (2) 災害時の混乱を防止するため (3) 県を通じて放送要請を求めるとまがないため (4)	
4	放送希望日時	(1) 直ちに (2) 月 日 時 分	
5	放送事項	(1) 別紙のとおり	
受信者		発信者	

〔避難施設、医療機関等関係〕

＜避難所＞

	避難所名称	対象地区名	避難所所在地	収容施設 面積	想定 避難 世帯数	想定避難 者数	避難所連 絡先	施設 管理者	災害（現象種類）						
									急 傾 斜 地	急 傾 斜 地 特 別	土 石 流	地 す べ り	浸 水	地 震	
1	下山小学校体育館	小原島・粟倉・上沢・大庭・本町・仲町・新町・大工町・竹下・山額・荒町・杉山	下山10000-1	795	225	486	62-5107	学校長							
2	身延地区公民館下山分館		下山10133	208			62-1297	生涯学習課長							●
3	総合文化会館	波木井一区・波木井二区・波木井三区・大野	波木井407	647	125	291	62-2110	生涯学習課						●	
4	身延山久遠寺	東谷の一部・西谷	身延3567	210	11	26	62-1011	住職	●						
5	身延山学園	清住町・東谷の一部	身延3567	816	17	40	62-0107	理事長	●						
6	身延小学校体育館	梅平一区・塩沢	梅平897	893	54	127	62-0066	学校長							
7	身延町民体育館	梅平二区	梅平948	1,380	60	139		生涯学習課長							
8	身延高等学校体育館	上町・仲町・橘町・元町	梅平1201-2	1,787	67	162	62-1045	学校長							
9	豊岡体育館	小田船原・相又・門野・湯平・大城	相又247	728	116	253		生涯学習課長							
10	身延地区公民館豊岡分館		相又250	137			62-1194	生涯学習課長							
11	桜清水集会所	横光	横根中1572-1	65	15	35		区長					●		
12	清子ふれあいの家	清子	清子3045-2	150	21	53		区長					●		
13	帯金多目的集会所	八木沢・帯金	帯金837-1	78	50	117	62-1381	区長			●		●		
14	大河内分館	塩之沢・椿草里・大垓・大崩・丸滝・角打	丸滝456	350	149	373	62-1394	生涯学習課長			●		●		
15	大河内体育館		丸滝565	759			62-1194	生涯学習課長			●		●		
16	和田農作業準備休憩施設	和田、樋之上	和田4080	47	32	74		区長							
17	下大島多目的集会所	上大島・下大島	大島4614	103	51	121		区長						●	
18	長塩集会所	長塩	北川1145	79	16	35		区長		●					

19	下部町民体育館	市之瀬・北川（長塩を除く）・一色・和平・清澤・岩欠・杉山・大炊平・上之平	市之瀬1865-7	1,360	112	224		生涯学習課長				●	
20	下部体育館	常葉	常葉1480	637	134	278		生涯学習課長				●	
21	波高島集会所	波高島	波高島268	113	27	61		区長					
22	下部温泉会館	下部・湯之奥	下部1130-1	326	67	126	36-0124	身延町商工会長	●				
23	下部地区公民館古関分館	古関	古関2437	284	31	61	38-0101	生涯学習課長	●				
24	古関体育館	釜額・中ノ倉・大磯小磯・瀬戸・根子・折門・八坂	古関118	504	48	75		生涯学習課長	●		●		
25	久那土体育館	三澤（大草）・樋田・熊澤・道・水船・芝草	三沢72-1	560	58	120		生涯学習課長				●	
26	旧峡南高等学校文化創造館	三澤（登組、店向）	三沢2417	412	28	54	37-0686	学校長					
27	旧峡南高等学校体育館	三澤（登組、店向、大草を除く）	三沢2417	1,068	75	148	37-0686	学校長					
28	車田集会所	車田	車田1130-3	78	32	74		区長					
29	切房木集会所	切房木	切房木808	67	20	41		区長				●	
30	久保公民館	久保・嶺・山家・大山	久保369	25	9	15		久保区長		●			●
31	中富地区公民館西嶋分館	西嶋（上一区・上二区・河原町）	西嶋340	158	73	165	42-2508	生涯学習課長					●
32	身延清稜小学校体育館	西嶋（上一区・上二区・河原町を除く）	西嶋1228	468	104	240	42-2520	学校長				●	●
33	みのぶ自然の里	平須	平須238-1	425	4	6	42-3181	観光課長（指定管理）					
34	中富地区公民館大須成分館	大塩	大塩1398-1	108	26	42	42-2280	福祉保健課長	●				
35	旧中富中学校体育館	寺沢・日向南沢・手打沢・久成	寺沢3250	680	66	134		財政課長					
36	静川体育館	切石・夜子沢・下田原・上田原	切石714-1	578	88	184		生涯学習課長	●		●		
37	中富地区公民館曙分館	矢細工・古長谷・福原・梨子・江尻窪・中山・遅沢	古長谷542	95	45	74	42-2339	福祉保健課長				●	
38	原体育館	八日市場・伊沼	伊沼245-1	609	55	116		生涯学習課長		●		●	
39	中富地区公民館原分館	飯富（北・仲ブロック）	飯富110	165	41	90	42-2308	生涯学習課長					● ●
40	飯富高齢者介護予防センター	飯富（南ブロック）	飯富2280	123	51	109		区長					●
41	勤労青年センター体育館	宮木	宮木1705	768	38	84	42-2770	生涯学習課長					●

全避難所に特設公衆電話有り

土砂災害および浸水に●印がある施設は、ハザードマップ等で示された警戒区域内にある施設。

地震に●印がある施設は、昭和56年以前に建設され、耐震診断を受けていない施設または耐震化されていない施設。

●印のある災害が発生または発生が予想される場合、該当施設は使用しない。

○指定緊急避難場所

	避難所名称	対象地区名	避難所所在地	収容施設面積	避難所連絡先	施設管理者	災害（現象種類）					
							急傾斜地	急傾斜地（特別）	土石流	地すべり	浸水	地震
1	身延清稜小学校校舎2・3階	西嶋（全域）	西嶋1228	1,262	42-2520	学校長						

＜避難地＞

	避難地名称	対象地区名	避難地住所	面積	想定 避難 世帯数	想定 避難者 数	避難地への 連絡先
1	下部グラウンド	清澤・常葉	身延町常葉1443	10,811	314	647	下部支所 36-0011 常葉保育所 36-0851
2	ちびっ子広場	大炊平	身延町大炊平308	900	20	50	
3	消防詰所前	岩欠	身延町岩欠2082番地先	100	33	57	
4	有明寺駐車場	杉山	身延町杉山147	400	4	5	
5	集落広場	和名場	身延町杉山627	100	9	10	
6	栃代地内駐車場	栃代	身延町杉山1641	200	8	11	
7	下部町民運動場	市之瀬	身延町市之瀬1589—3	12,698	76	179	下部町民体育館
8	北川公民館前	北川	身延町北川112	400	14	23	
9	長塩集会所前	長塩	身延町北川1145	523	37	79	長塩集会所
10	木喰の里微笑館前	北川丸畑・古関丸畑	身延町北川2855	900	25	38	木喰の里微笑館 36-0753
11	一色公民館前	一色、和平	身延町一色4018	400	29	52	
12	上之平道祖神前	上之平	身延町上之平	200	35	70	
13	下部朝市広場	下部	身延町下部1030—2	1,057	199	326	温泉会館 金山博物館 36-0015
14	湯之奥集落入口広場	湯之奥	身延町湯之奥226—1番地先	200	6	10	
15	波高島駅前	波高島	身延町波高島	900	61	137	波高島集会所
16	峡南高等学校グラウンド	三澤（大草を除く）	身延町三澤2417	11,675	205	408	峡南高等学校
17	上田原区民広場	上田原	身延町上田原2248番地先	100	25	41	
18	久那土グラウンド	三澤（大草）、車田、樋田、熊澤	身延町三澤24—1	4,282	149	326	久那土出張所 37-0002 久那土保育所 37-0014 車田集会所
19	御崎公園	切房木	身延町切房木808	5,300	45	92	切房木集会所
20	道区会場前	道	身延町道169	600	32	57	
21	水船公民館前	水船	身延町水船85	100	14	32	
22	芝草公民館前	芝草	身延町芝草503	100	9	17	
23	三保高齢者多目的利用施設前	久保、嶺、山家、大山	身延町久保463—1	500	22	35	三保高齢者多目的利用施設
24	下部地区公民館古関分館前	古関	身延町古関2437	3,257	69	136	古関分館 38-0101 古関体育館
25	中之倉中央広場	中ノ倉	身延町中ノ倉1281—1	1,652	32	50	
26	釜額民宿集会所前	釜額	身延町釜額902	109	11	16	
27	方外院前	瀬戸	身延町瀬戸135	800	13	20	
28	根子公民館前	根子	身延町根子3877	250	25	41	

29	折八公民館前	折門、八坂	身延町折門570	60	5	7	
30	磯公民館前	大磯小磯	身延町大磯小磯2045	400	21	33	
31	笠井忠男氏駐車場	西嶋上一区	身延町西嶋515-1	1,000	76	170	
32	青原院駐車場	西嶋上二区	身延町西嶋551	500	42	98	
33	身延清稜小学校グラウンド	西嶋揚絵	身延町西嶋1228	500	45	100	
34	身延清稜小学校グラウンド	西嶋河原町	身延町西嶋1228	3,320	58	134	身延清稜小 42-2520 和紙の里 20-4556
35	西嶋学童グラウンド	西嶋岡町	身延町西嶋1231	1,000	52	137	西嶋学童 42-2544
36	西町ちびっ子広場	西嶋西町	身延町西嶋1908	1,000	37	72	
37	宮下会館	西嶋宮下	身延町西嶋806-1	1,500	42	86	
38	下町集いの家	西嶋下町	身延町西嶋1859	1,000	43	106	
39	手打沢公民館前	手打沢	身延町手打沢1259	500	58	125	
40	寺沢・日向南沢集落センター前	寺沢	身延町寺沢550	500	50	94	
41	越道、白河、川平、東畑河川敷	夜子沢	身延町夜子沢	1,000	38	69	
42	静川グラウンド	切石	身延町切石706	2,800	76	154	静川保育所 42-4431 すこやかセンター 20-4611
43	下田原コミュニティセンター	下田原	身延町下田原1744	1,000	83	188	
44	石畑来光寺前	日向南沢	身延町日向南沢	250	24	55	
45	中富地区公民館大須成分館前	大塩	身延町大塩1398-1	1,500	58	95	大須成分館
46	旧大須成小学校グラウンド	久成	身延町久成5005	2,400	16	25	
47	平須公民館前	平須	身延町平須389	150	9	14	みのぶ自然の里 42-3181
48	矢細工公民館前	矢細工久保	身延町矢細工602	200	10	14	
49	福寿院前	矢細工原	身延町矢細工32	120	7	9	
50	四ツ辻広場	古長谷	身延町古長谷1253番地先	1,000	15	26	
51	農業倉庫前	梨子	身延町梨子	200	2	3	
52	福原道祖神前	福原	身延町福原72	200	6	14	
53	江尻窪公民館前	江尻窪	身延町江尻窪	500	13	18	
54	中富地区公民館曙分館前	中山	身延町古長谷542	2,500	25	43	曙分館
55	遅沢スポーツ広場	遅沢	身延町遅沢	10,000	24	38	
56	大聖寺広場	八日市場	身延町八日市場539番地先	2,000	94	210	
57	生産物直売所広場	伊沼	身延町伊沼116	800	29	49	

58	中富地区公民館原分館前	飯富	身延町飯富110	2,284	234	470	原保育所 42-2342 ふれあいセンター 42-2990 同所 42-2308 中富浄化センター 42-4811
59	勤労青年センターグラウンド	宮木	身延町宮木1705	9,025	85	187	勤労青年センター 42-2770 同体育館
60	下山小学校グラウンド	小原島・粟倉・上沢・大庭・本町・仲町・新町・大工町・竹下・山額・荒町・杉山	身延町下山10000—1	7,373	502	1081	下山小学校 62-5107
61	身延小学校グラウンド	梅平一区・塩沢	身延町梅平897	9,412	122	283	身延小学校 62-0066
62	身延中学校グラウンド	梅平二区	身延町梅平1000	18,625	241	417	身延中学校 62-0106
63	身延高等学校グラウンド	上町・仲町・橋町・元町	身延町梅平1201—1	14,900	151	362	身延高等学校 62-1045
64	身延山久遠寺境内	清住町・東谷・西谷	身延町身延3567	17,424	114	201	
65	豊岡グラウンド	小田船原・相又	身延町相又247	3,410	124	278	豊岡体育館
66	身延地区公民館豊岡分館前	門野・湯平・大城	身延町相又250	3,167	63	137	門野の湯 62-2221
67	大河内グラウンド	塩之沢・椿草里・大崩・丸滝・角打	身延町丸滝454	949	358	855	大河内体育館
68	帯金区民広場	八木沢・帯金・大袋	身延町帯金1078	1,500	115	264	帯金多目的集会所
69	和田農作業準備休憩施設	和田	身延町和田4080	337	72	165	休憩施設
70	下大島多目的集会所前	上大島・下大島	身延町大島4614	1,240	114	271	下大島集会所
71	桜清水集会所前	横光	身延町横根中1572—1		35	79	休憩施設
72	清子ふれあいの家広場	清子	身延町清子3045—2	1,134	48	118	
73	総合文化会館広場	波木井一区・波木井二区・波木井三区	身延町波木井407	34,350	192	451	総合文化会館 62-2110 図書館 62-2141 福祉センター・児童館 62-3773
74	協南精機広場	大野	身延町大野60	4,154	86	197	

○東海地震事前避難対象地区一覧

	対象地区名	世帯数	避難者数	避難地	避難所
1	常葉	342	812	下部グラウンド	下部体育館
2	清澤	17	38	下部グラウンド	下部町民体育館
3	大炊平	23	57	ちびっ子広場	下部町民体育館
4	岩欠	33	68	消防詰所前	
5	杉山	4	5	有明寺駐車場	
6	和名場	9	10	集落広場	
7	栃代	8	11	栃代地内駐車場	
8	市之瀬	75	210	下部地区運動場	
9	北川	18	34	北川公民館前	
10	長塩	44	115	長塩集会所前	
11	北川丸畑、古関丸畑	35	69	木喰の里微笑館前	下部町民体育館
12	一色、和平	40	71	一色公民館前	
13	上之平	37	87	上之平道祖神前	
14	下部	222	443	下部朝市広場	下部共同福祉施設 (温泉会館)
15	湯之奥	9	15	湯之奥集落入口広場	
16	波高島	70	170	波高島駅前	波高島集会所
17	三澤（登組、店向）	73	172	峡南高等学校グラウンド	峡南高等学校文化創造館
18	三澤（大草、登組、店向を除く）	149	365	峡南高等学校グラウンド	峡南高等学校体育館
19	上田原	30	55	上田原区民広場	
20	車田	111	291	久那土グラウンド	車田集会所
21	三澤（大草）、樋田、熊澤	94	223	久那土グラウンド	久那土体育館
22	道	39	73	道区会場前	
23	水船	16	40	水船公民館前	
24	芝草	11	28	芝草公民館前	
25	切房木	52	125	御崎公園	切房木集会所
26	久保、嶺、山家、大山	32	59	三保高齢者多目的利用施設前	三保高齢者多目的利用施設
27	古関	69	173	下部地区公民館古関分館前	下部地区公民館古関分館
28	中ノ倉	43	71	中之倉中央広場	古関体育館
29	釜額	17	31	釜額民宿集会所前	
30	瀬戸	13	26	方外院前	
31	根子	36	63	根子公民館前	
32	折門、八坂	7	11	折八公民館前	
33	大磯小磯	31	59	磯公民館前	
34	西嶋上一区	76	205	笠井忠男氏駐車場	中富地区公民館西嶋分館
35	西嶋上二区	55	162	青原院駐車場	
36	西嶋河原町	56	151	身延清稜小学校グラウンド	身延清稜小学校体育館
37	西嶋揚松	42	107	身延清稜小学校グラウンド	
38	西嶋岡町	58	162	西嶋学童グラウンド	
39	西嶋西町	40	96	西町ちびっ子広場	
40	西嶋宮下	47	130	宮下会館	
41	西嶋下町	51	128	下町集いの家	
42	手打沢	68	163	手打沢公民館前	旧中富中学校体育館

43	寺沢	60	134	寺沢・日向南沢集落センター前	
44	日向南沢	25	62	石畑来光寺前	
45	夜子沢	52	94	越道、白河、川平、東畑河川敷	静川体育館
46	切石	86	194	静川グラウンド	
47	下田原	98	258	下田原コミュニティセンター	
48	大塩	66	133	中富地区公民館大須成分館前	中富地区公民館大須成分館
49	久成	20	37	旧大須成小学校グラウンド	旧中富中学校体育館
50	平須	17	23	平須公民館前	みのぶ自然の里
51	矢細工久保	14	20	矢細工公民館前	中富地区公民館曙分館
52	矢細工原	9	15	福寿院前	
53	古長谷	14	28	四ツ辻(よついじ)広場	
54	梨子	3	5	農業倉庫前	
55	福原	7	12	福原道祖神前	
56	江尻窪	20	27	江尻窪公民館前	
57	中山	31	66	中富地区公民館曙分館前	
58	遅沢	21	42	遅沢スポーツ広場	
59	八日市場	96	258	大聖寺広場	原体育館
60	伊沼	33	67	生産物直売所前駐車場	
61	飯富(北・仲ブロック)	105	245	中富地区公民館原分館前	中富地区公民館原分館
62	飯富(南ブロック)	148	320	飯富高齢者介護予防センター前	飯富高齢者介護予防センター
63	宮木	89	237	勤労青年センターグラウンド	勤労青年センター体育館
64	小原島・粟倉・上沢・大庭・本町・仲町・新町・大工町・竹下・山額・荒町・杉山	540	1,304	下山小学校グラウンド	下山小学校体育館
65	梅平一区・塩沢	138	364	身延小学校グラウンド	身延小学校体育館
66	梅平二区	316	572	身延中学校グラウンド	身延町民体育館
67	上町・仲町・橘町・元町	176	450	身延高等学校グラウンド	身延高等学校体育館
68	東谷の一部・西谷	102	164	身延山久遠寺境内	身延山久遠寺
69	清住町・東谷の一部	32	92		身延山学園
70	小田船原・相又	210	552	豊岡グラウンド	豊岡体育館
71	門野・湯平・大城	78	193	身延地区公民館豊岡分館前	身延地区公民館豊岡分館
72	塩之沢・椿草里・大袋・大崩・丸滝・角打	364	981	大河内グラウンド	大河内体育館
73	八木沢・帯金	136	333	帯金区民広場	帯金多目的集会所
74	和田	76	197	和田農作業準備休憩施設前	和田農作業準備休憩施設
75	上大島・下大島	128	344	下大島多目的集会所前	下大島多目的集会所
76	横光	42	100	桜清水集会所前	桜清水集会所
77	清子	49	144	清子ふれあいの家広場	身延総合文化会館
78	波木井一区・波木井二区・波木井三区	209	583	身延総合文化会館	
79	大野	92	248	峡南精機広場	

○福祉避難所一覧

番号	名称	所在地	受入対象者	電話番号 衛星携帯	災害（現象種類）					
					急傾斜地	急傾斜地 特別	土石流	地すべり	浸水	地震
1	下部保健福祉センター	常葉1093	—	0556—36—0011 080—1378—6328						
2	中富すこやかセンター	切石117—1	—	0556—20—4611 080—2593—2960						
3	身延福祉センター	波木井272—1	—	0556—62—3773 080—2593—2967					●	
4	ケアホームいいとみ	飯富1655	D	0556—42—4314			●		●	
5	ケアハウスみのぶ	梅平2483—175	D	0556—62—3681			●			
6	特別養護老人ホームみのぶ荘	梅平2483—122	D	0556—62—3131			●			
7	指定通所介護事業所みのぶ荘	梅平2483—122	D	0556—62—3131			●			
8	特別養護老人ホームしもべ荘	常葉7058—1	D	0556—20—3111	●		●			
9	老人デイサービスセンター しもべ荘	常葉7058—1	D	0556—20—3111	●		●			
10	リハビリテーションしもべ	下部1063	D	0556—36—1111		●				
11	デイサービス 「みっちゃん家」みのぶ	小田船原30	D	0556—62—1153						
12	中富デイサービスセンター	切石117—1	D	0556—20—4611						
13	デイサービスあん にしじま	西嶋212—1	D	0556—42—6170					●	
14	B r e a d & B u t t e r	身延3637	B	0556—62—1134	●					
15	かじか寮	身延3637	A	0556—62—1134	●					
16	ラ・ピエーノ	身延3637	C	0556—62—1134	●					
17	そよかぜワークハウス	丸滝456	C	0556—62—1031					●	●
18	ひまわりの家	常葉1028	C	0556—20—3026						
19	養護老人ホーム功德会	梅平2483—122	D	0556—62—0400						●
20	デイサービスあん くなど	三澤1051—2	D	0556—48—8990			●			
21	おんわ	下山9088-1	D	0556—62—5399						
22	さいデイサービスセンター みのぶ	切石421—1	D	0556—42—6055					●	
23	さいデイサービスセンター みのぶ 波木井	波木井1507—1	D	0556—62—6530			●		●	

受入対象者（障害区分） A・身体 B・知的 C・精神 D・その他

- ・土砂災害および浸水に●印がある施設は、ハザードマップ等で示された警戒区域内にある施設。
- ・地震に●印がある施設は、昭和56年以前に建設され、耐震診断を受けていない施設または耐震化されて

いない施設。

- ・●印のある災害が発生または発生が予想される場合、該当施設は使用しない。

○災害拠点病院、災害支援病院一覧

1 基幹災害拠点病院

名 称	所 在 地	電話番号 (FAX番号)	E-mail	病床数
山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111 (055-253-8011)	chubyo@pref.yamanashi.lg.jp	691

2 基幹災害支援病院

名 称	所 在 地	電話番号 (FAX番号)	E-mail	病床数
山梨大学附属病院	中央市下河東1110	055-273-1111 (055-273-7108)	hosp@res.yamanashi-med.ac.jp	560
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津剣丸尾6663-1	0555-72-2222 (0555-73-1385)	rchruji@mfi.or.jp	214

3 地域災害拠点病院（峡南地区）

名 称	所 在 地	電話番号 (FAX番号)	E-mail	病床数
峡南医療センター 富士川病院	富士川町鯉沢340-1	0556-22-3135 (0556-22-3884)	fk@kyonan-mo.jp	154

4 地域災害支援病院（峡南地区）

名 称	所 在 地	電話番号 (FAX番号)
峡南医療センター 市川三郷病院	市川三郷町市川大門428-1	055-272-3000 (055-272-0937)
飯富病院	身延町飯富1628	0556-42-2322 (0556-42-3481)
身延山病院	身延町梅平2483	0556-62-1061 (0556-62-1306)
峡南病院	富士川町鯉沢1806	0556-22-4411 (0556-22-6553)
しもべ病院	身延町下部1063	0556-36-1111 (0556-36-1556)

○町内医療機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号
町営下部診療所（非常駐）	身延町常葉1031—1	0556—20—3027
町営久那土診療所（ 〃 ）	身延町車田1114	0556—37—0123
町営古関診療所（ 〃 ）	身延町古関2437	0556—38—0101
町営曙診療所（ 〃 ）	身延町中山1662—2	0556—42—2808
町営大須成診療所（ 〃 ）	身延町大塩1489	0556—42—2764

< 歯科 >

名 称	所 在 地	電話番号
高野歯科クリニック	身延町飯富1874—1	0556—20—4700
古屋歯科医院	身延町下山273—1	0556—62—5543
望月歯科医院	身延町身延1720	0556—62—0124
山内歯科医院	身延町下山8760—1	0556—62—5007
山内歯科医院出張所	身延町角打707	0556—62—1321

○町内薬局一覧

名 称	所 在 地	電話番号
アニステン	身延町梅平1178	0556—62—9025
回生堂薬局	身延町角打3063	0556—62—0322
クオン薬局	身延町身延3718	0556—62—0261
(有)さくら さくら調剤薬局	身延町梅平3982	0556—62—3987
調剤薬局みのぶ	身延町梅平2483—118	0556—62—2112
天洋堂薬局	身延町身延3705	0556—62—0048
(有)さくら 中富調剤薬局	身延町飯富1878—1	0556—42—4378
(有)サノ ミナミ調剤薬局	身延町飯富1704	0556—42—3399
下部薬局	身延町常葉798	0556—36—0530
クスリのサンロード	身延町飯富2309—159	0556—42—6088
マツモトキョシ西島店	身延町西嶋428—1	0556—42—6122

〔消防、危険物施設等関係〕

○身延町消防力の概況

(令和3年1月1日)

消 防 団		消 防 団 現 有 車 両						
分 団 数	団 員 数 (定員)	普通 ポン プ自 動車 B1 以上	水槽 付 ポン プ自 動車 B1 以上	化 学 消 防 自 動 車	指 揮 車	小型動力ポンプ		
						付 積 載 車	車 両 に 積 載 し な い	手 引 動 力 ポ ン プ
10	740	11	—	—	1	53	10	—

○分団及び部の担当区域一覧

分 団		部	
分団の名称	担 当 区 域	部の名称	担 当 区 域
下部第1分団	大字常葉・清澤・大炊平・岩欠・杉山・北川・市之瀬・上之平・大子・波高島・桃ヶ窪・川向・下部・湯之奥・一色の地域	1部	大字常葉の内日影及び大字清澤・大炊平・岩欠・杉山
		2部	大字常葉の内日向及び岩下・大字一色
		3部	大字下部・湯之奥及び大字常葉の内雨河内並びに上之平の内川振石
		4部	大字波高島・桃ヶ窪・川向・上之平・大子
		5部	大字市之瀬・北川
下部第2分団	大字車田・三澤・切房木・樋田・道・水船・芝草・熊澤・久保・嶺・山家・大山・上田原の地域	1部	大字車田・切房木
		2部	大字三澤・上田原
		3部	大字道・水船・芝草
		4部	大字樋田・熊澤・久保・嶺・山家・大山
下部第3分団	大字古関・瀬戸・釜額・中ノ倉・根子・大磯小磯・折門・八坂の地域	1部	大字古関・瀬戸・大磯小磯・釜額・中ノ倉根子・折門・八坂
中富第1分団	大字西嶋の区域	1部	大字西嶋の一部
		2部	大字西嶋の一部

中富第2分団	大字切石・日向南沢・寺沢・夜子沢・手打沢・下田原・大塩・平須・久成の区域	1部	大字切石
		2部	大字日向南沢・寺沢
		3部	大字夜子沢
		4部	大字手打沢
		5部	大字下田原
		6部	大字大塩・平須・久成
中富第3分団	大字八日市場・伊沼・飯富・宮木・矢細工・古長谷・福原・梨子・江尻窪・中山・遅沢の区域	1部	大字八日市場・伊沼の一部
		2部	大字宮木
		3部	大字飯富・伊沼の一部
		4部	大字矢細工・古長谷・福原・梨子・江尻窪・中山・遅沢
身延第1分団	大字下山・栗倉	1部	大字下山・栗倉
		2部	大字下山
身延第2分団	大字身延・梅平・波木井・大野	1部	大字身延
		2部	大字波木井
		3部	大字梅平・身延
		4部	大字大野
身延第3分団	大字小田船原・門野・大城・相又・清子・光子沢・横根中	1部	大字清子
		2部	大字横根中・光子沢
		3部	大字相又
		4部	大字小田船原
		5部	大字門野・大城
身延第4分団	大字上八木沢・下八木沢・帯金・大埜・椿草里・丸滝・角打・大崩・和田・大島	1部	大字上八木沢・下八木沢
		2部	大字帯金
		3部	大字大埜・椿草里・塩之沢
		4部	大字角打
		5部	大字和田・樋之上
		6部	大字大島
		7部	大字丸滝・大崩

○消防水利の現況

(平成31年1月1日)

区分 団体名	消 火 栓	防 火 水 槽				その他の水利		
		100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満	河 川 等	海 ・ 湖	ブ ィ ル
身 延 町	857	57	47	329	46	—	1	14

うち、耐震貯水槽 156

○危険物施設の現状

製 造 所	貯 蔵 所						取 扱 所			合 計
	屋内貯 蔵所	屋外貯 蔵所	屋内タン ク貯蔵所	地下タン ク貯蔵所	屋外タン ク貯蔵所	移動タン ク貯蔵所	給油取扱 所(自家 用)	第1種販 売取扱所	一般取扱 所(小口 詰替)	
2	5	1	6	41	3	7	24 (10)	0	18 (9)	107

○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

(平成17年4月現在)

事 業 者 名	供給地点群名	地点数	所 在 地
山梨ミツウロコガス(株)	グ ラ ン ド ー ル 下 部	81	身延町下部1130—8

〔水防・防災施設等関係〕

○重要水防区域一覧

1 国直轄

河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	担当建設事務所	想定される水防工法
	種別	階級		地先名	杆杭位置(K, m)				
富士川	工作物	B	右	身延町西嶋	H305上20	1箇所(6.2)	余裕高不足(月見橋)	峡南	
〃	堤防高	B重点	右	身延町西嶋	H303 ～H304上170	355	余裕高不足	〃	積み土のう
〃	水衝洗掘	重点A	右	身延町西嶋	H302上70 ～H303	100	洗掘されている	〃	木流しシート張り
	堤防高	B				100	余裕高不足、河床掘削が未施工		積み土のう
〃	堤防高	B	右	身延町西嶋	H294上50 ～H302上70	1,455	余裕高不足、河床掘削が未施工	〃	積み土のう
〃	工作物	B	右	身延町西嶋	H297上100	1箇所(12.6)	余裕高不足(峡南橋)	〃	
〃	堤防高	重点A	右	身延町手打沢	H289 ～H292上178	760	堤防高不足、河床掘削が未施工	〃	積み土のう
〃	堤防高	重点A	右	身延町切石	H284上90 ～H287上80	680	堤防高不足	〃	積み土のう
〃	工作物	B	左	身延町下田原	H285上65	1箇所(8.0)	余裕高不足(富士川橋)	〃	
〃	工作物	B	右	身延町切石	H285上50	1箇所(8.0)	余裕高不足(富士川橋)	〃	
〃	堤防高	B	右	身延町夜子沢	H281上130 ～H284上90	560	河床掘削が未施工	〃	積み土のう
〃	堤防高	B重点	左	身延町下田原	H279 ～H284上70	850	余裕高不足、河床掘削が未施工	〃	積み土のう
〃	堤防高	B重点	右	身延町八日市場	H277上70 ～H280上90	600	余裕高不足、河床掘削が未施工	〃	積み土のう
	漏水 法崩れ・すべり					600	堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり		月の輪土のう羽口
〃	堤防高	B	右	身延町八日市場	H274上132 ～H277上20	400	余裕高不足	〃	積み土のう
	漏水 法崩れ・すべり					400	堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり		月の輪土のう羽口
〃	堤防高	B	右	身延町八日市場	H273上90 ～H274上132	270	余裕高不足	〃	積み土のう
	漏水 法崩れ・すべり					270	堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり		月の輪土のう羽口
〃	堤防高 堤防断面	重点A	左	身延町宮木	H273上70 ～H275上5	350	堤防高不足 堤防断面1/2以下	〃	積み土のう 築き廻し
	水衝洗掘	B			H275下15 ～H275上5	50	護岸洗掘の恐れあり		木流しシート張り

〃	堤防高	重点A	右	身延町伊沼	H270上100 ～H273上90	560	堤防高不足、河床掘削が未施工	〃	積み土のう
〃	工作物	B	左	身延町宮木	H269上100	1箇所 (10.0)	余裕高不足（飯富橋）	〃	
〃	工作物	B	右	身延町飯富	H269上140	1箇所 (10.0)	余裕高不足（飯富橋）	〃	
〃	堤防高	B	左	身延町宮木	H264上70 ～H264上170	50	余裕高不足	〃	積み土のう
〃	堤防断面	重点A	左	身延町宮木	H264上170 ～H267上100	580	堤防断面1/2以下	〃	築き廻し
	堤防高	B 重点					余裕高不足		積み土のう
〃	堤防高	B	左	身延町宮木	H267上100 ～H268上50	50	余裕高不足	〃	積み土のう
〃	堤防高	B 重点	右	身延町飯富	H268上50 ～H270上100	460	余裕高不足	〃	積み土のう
〃	水衝洗掘	重点A	右	身延町飯富	H267上165 ～H268上50	235	水衝部	〃	木流し シート張り
	堤防高	B					余裕高不足		積み土のう
〃	堤防断面	重点A	右	身延町飯富	H266 ～H267上165	400	堤防断面1/2以下	〃	築き廻し
	堤防高	B					余裕高不足		積み土のう
〃	堤防断面	B	右	身延町飯富	H264上90 ～H266	330	堤防断面不足	〃	築き廻し
〃	堤防高	重点A	右	身延町飯富	H262 ～H262上120	120	堤防高不足、河床掘削が未施工	〃	積み土のう
〃	堤防断面	B	右	身延町下山	H254上100 ～H257上120	630	天端幅不足(4m)	峡南 身延管理課	築き廻し
	漏水 法崩れ・すべり				H254上100 ～H256上145	460	堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり		月の輪 土のう羽口
〃	堤防高	A 重点	右	身延町下山	H244下50 ～H254上100	2,150	堤防高不足 断面1/2以下	〃	積み土のう
	漏水 法崩れ・すべり	B			H254 ～H254上100	100	堤防漏水の恐れあり 堤防法面が崩れる恐れあり		月の輪 土のう羽口
〃	堤防高 堤防断面	重点A	左	身延町帯金	H232 ～H240	1,790	堤防高不足、河床掘削が未施工 断面1/2以下、 天端幅1/2以下	〃	積み土のう 築き廻し
〃	水衝洗掘	A	左	身延町帯金	H231下20 ～H231上34	54	護岸の被災、基礎部の洗掘	〃	木流し シート張り
〃	堤防高	B	左	身延町丸滝	H228 ～H229上90	330	余裕高不足	〃	積み土のう
〃	堤防高	B	左	身延町角打、丸滝	H223上100 ～H225	410	河床掘削が未施工	〃	積み土のう
〃	工作物	B	左	身延町大野	H222上178	1箇所 (11.9)	余裕高不足、護岸不足（身延橋）	〃	
〃	工作物	B	右	身延町丸滝	H222上198	1箇所 (11.9)	余裕高不足、護岸不足（身延橋）	〃	
〃	堤防高	B	左	身延町角打	H223 ～H223上100	100	余裕高不足	〃	積み土のう
〃	堤防高 堤防断面	重点A	右	身延町大野	H222 ～H224	270	堤防高不足、断面1/2以下	〃	積み土のう 築き廻し

〃	水衝洗掘	A	左	身延町角打	H220下100 ～H220下40	60	護岸の被災、基礎部の洗掘	〃	木流しシート張り
〃	新堤防	要注意	右	身延町大野	H215上140 ～H221上185	1,150	築堤3年以下(H23年度)	〃	シート張り
〃	水衝洗掘	A	左	身延町和田	H221下24 ～H212上61	85	護岸の被災、基礎部の洗掘	〃	木流しシート張り
〃	堤防高 堤防断面	A 重点	左	身延町和田	H205下50 ～H212上130	1,500	堤防高不足 断面及び天端幅 1/2以下(2m)	〃	積み土のう 築き廻し
〃	堤防高 堤防断面	A	右	身延町清子	H202 ～H205上45	500	堤防高不足 断面及び天端幅 1/2以下(3m)	〃	積み土のう 築き廻し
〃	堤防断面	A	右	身延町清子	H200上90 ～H202	500	断面及び天端幅 1/2以下(2m)	〃	築き廻し
	堤防高	B				500	余裕高不足		積み土のう
〃	法崩れ・すべり	B	左	身延町大島	H201上60 ～H201上220	150	堤防法面が崩れる恐れあり	〃	土のう羽口
〃	法崩れ・すべり	B	左	身延町大島	H197下40 ～H201上60	980	堤防法面が崩れる恐れあり	〃	土のう羽口
〃	堤防高	B	左	身延町大島	H189上50 ～H197下40	1,280	余裕高不足	〃	積み土のう
	法崩れ・すべり				H194上192 ～H197下40	260	堤防法面が崩れる恐れあり		土のう羽口
〃	水衝洗掘	A	右	南部町老瀬	H175下100 ～H175上20	80	護岸の被災、基礎部の洗掘	〃	木流しシート張り

(注) 重要水防区域の重要度の評定基準〔国土交通省〕

種別	重要度		要注意区間
	A(水防上最も重要な区間)	B(水防上重要な区間)	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあたっては計画高潮位)が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあたっては計画高潮位)が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の1/2未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ1/2以上確保されている箇所。	
法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又は滑りの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又は滑りの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又	

		は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績がある、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等との計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

2 県管理

〈下部地区〉

建設事務所 水防支部名	河川名	位置	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要 する理由	水防倉庫
峡南	常葉川	身延町古関三宮司橋下	右	60	a	水衝箇所	護岸なし	瀬戸水防倉庫
〃	〃	身延町出口新常葉川橋下	右	200	a	〃	〃	竹之島水防倉庫
〃	反木川	身延町古関三宮司橋下	左 右	150 100	a a	〃	〃	瀬戸水防倉庫
〃	下部川	身延町下部善隣橋上下	左 右	100 140	a a	〃	〃	竹之島水防倉庫
〃	田原川	身延町上田原集落内	左 右	340 180	a a	堤防高	堤防高不足	三沢水防倉庫
〃	三沢川	身延町切房木中村橋上	左	60	a	水衝箇所	護岸老朽	車田水防倉庫
〃	〃	身延町水船駿道橋上	左 右	120 60	a a	〃	護岸先掘	〃
〃	樋田川	身延町久保三保公民館横	左 右	150 150	a a	〃	〃	〃
〃	大道川	身延町大道学校西	左	400	b	堤防高	堤防高不足	三沢水防倉庫

			右	400	b			
〃	開持川	身延町大道学校東	左右	400	b	〃	〃	〃
〃	三沢川	身延町仏僧地内	右	100	a	水衝箇所	護岸老朽	瀬戸水防倉庫
〃	〃	身延町奥杯奥杯橋上下	左右	150	a	〃	護岸洗掘	車田水防倉庫
〃	反木川	身延町根子五軒屋上下	左右	150	a	〃	護岸老朽	瀬戸水防倉庫
〃	〃	身延町根子開運橋上	左	100	a	〃	〃	〃
〃	〃	身延町瀬戸地内	左	60	a	〃	〃	瀬戸水防倉庫
〃	〃	身延町古関古関橋上	右	80	a	〃	〃	〃
〃	常葉川	身延町市之瀬宝永橋下	右	270	a	〃	護岸不完全	役場下部支所水防倉庫
〃	〃	身延町上之平上之平吊り橋上下	左右	180	a	〃	護岸老朽	竹之島水防倉庫
〃	釜額川	身延町釜額宮前橋下	左右	170	a	〃	〃	瀬戸水防倉庫
〃	樋田川	身延町久保地内	左右	75	a	〃	〃	車田水防倉庫
〃	一色川	身延町一色和平	左	150	b	〃	断面不足	竹之島水防倉庫
〃	雨河内川	身延町雨河内地内	右	100	a	〃	護岸老朽	〃

＜中富地区＞

建設事務所 水防支部名	河川名	位置	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要 する理由	水防倉庫
峡南	大子沢川	身延町大子山富士川合流 点上	左	170	b	洗掘箇所	護岸洗掘	役場水防倉庫
			右	170	b			
〃	夜子沢川	身延町夜子沢富士川合流 点上	左右	800	b	堤防高	堤防高不足	役場水防倉庫
〃	寺沢川	身延町寺沢富士川合流 点上	左	1800	b	洗掘箇所	護岸洗掘	〃
右			1800	b				
〃	石畑川	身延町日向南沢明加沢	左	70	a	洗掘箇所 堤防高	堤防高不足	〃
〃	初沢川	身延町西嶋南樋	左	300	b	洗掘箇所	護岸洗掘	西嶋水防倉庫
右			220	b				
〃	手打沢川	身延町手打沢手打橋上	左	200	a	堤防高	堤防高不足	役場水防倉庫
右			150	a				
〃	曙川	身延町中山出合橋上下	左	200	b	洗掘箇所	護岸洗掘	〃
右			200	b				
〃	古長谷川	身延町古長谷古長谷川	右	80	b	〃	〃	役場水防倉庫
〃	萩の沢川	身延町大塩萩沢	左	180	b	水防倉庫 洗掘箇所	護岸老朽	〃
右			180	b				
〃	カジヤ沢 川	身延町飯富富士川合流地 点	左	150	a	水衝箇所	護岸老朽	役場水防倉庫
右			150	a				
〃	松木沢川	身延町伊沼富士川合流 点上	左	170	b	堤体強度	堤防断面不 足	〃
右			170	b				
〃	上天神沢 川	身延町伊沼富士川合流 点上	左	80	b	〃	〃	〃
右			80	b				
〃	塩川	身延町八日市場富士川合 流点上	左	150	b	洗掘箇所	護岸洗掘	〃
右			150	b				
〃	堂の入川	身延町八日市場堂の入	左	300	b	堤防高	護岸老朽	〃

			右	300	b	水衝箇所		
〃	中沢川	身延町八日市場坂の上	左右	200	b	水衝箇所	護岸洗掘	〃
			左右	200	b	洗掘箇所		

＜身延地区＞

建設事務所 水防支部名	河川名	位置	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要 する理由	水防倉庫
峡南	早川	身延町栗倉早川橋上	右	30	b	堤防強度	堤防高不足	小原島水防倉庫
〃	大沢川	身延町下山仲町	左右	50 50	a a	堤防高	〃	下山水防倉庫
〃	〃	身延町下山大工町	左右	250 237	a a	堤防高 水衝箇所	無堤	〃
〃	不動沢川	身延町下山新町	左右	35 35	a a	〃	〃	〃
〃	〃	身延町下山山額	左	60	a	洗掘箇所	護岸洗掘	〃
〃	矢沢川	身延町下山竹下	左右	30 30	a a	水衝箇所	〃	〃
〃	身延川	身延町元町・本町元町・ 上町	左右	90 125	a a	堤防高	堤防高不足	波木井水防倉庫
〃	虹川	身延町波木井波木井二	左右	25 25	a a	〃	〃	〃
〃	勝沢川	身延町梅平梅平二	左右	40 60	a a	洗掘箇所	護岸老朽	〃
〃	波木井川	身延町小田船原栄久橋上	左	200	b	堤防高	護岸なし	豊岡防災備蓄倉庫
〃	〃	身延町梅平梅平二	右	50	b	洗掘箇所	護岸洗掘	波木井水防倉庫
〃	〃	身延町波木井波木井三	左	170	a	堤防高	堤防高不足	
〃	〃	身延町相又相又下	左	50	b	〃	〃	豊岡防災備蓄倉庫
〃	大城川	身延町豊岡大城	左右	125 125	b b	〃	〃	〃
〃	〃	身延町相又針山	左右	100 100	b b	洗掘箇所	護岸洗掘	〃
〃	大倉沢川	身延町小田船国道上	右	30	a	堤防高	護岸なし	〃
〃	椿川	身延町大河内塩之沢	左右	50 50	b b	水衝箇所	護岸洗掘	塩之沢水防倉庫
〃	桑柄川	身延町角打角打	左右	30 30	a a	堤防強度	堤防断面不足	〃
〃	長戸川	身延町大島大島	右	50	b	水衝箇所	護岸洗掘	大島水防倉庫
〃	南沢川	身延町角打角打	右	40	a	洗掘箇所		塩之沢水防倉庫
〃	北沢川	身延町角打角打	左右	100 50	a a	堤防高	護岸なし	〃
〃	塩の沢川	身延町塩之沢塩之沢	左右	40 50	a a	堤防強度	堤防断面不足	〃
〃	入の沢川	身延町塩之沢塩之沢	左右	300 300	b b	水衝箇所	護岸洗掘	〃
〃	泥の沢川	身延町帯金JR上	左	30	a	〃	〃	〃
〃	大久保川	身延町帯金JR上	左右	50 50	b b	〃	〃	〃
〃	宮沢川	身延町角打角打	左右	320 320	a a	洗掘箇所	護岸老朽	〃

〃	片隅沢川	身延町上町		1箇所	b	工作物 (管渠)	流水疎通障 害 (管理 者・不明)	身延管理課水防 倉庫
---	------	-------	--	-----	---	-------------	-------------------------	---------------

(注) 重要水防区域の重要度の評定基準〔山梨県〕

種 別	基 準	
	a (最も重要な区間)	b (次に重要な区間)
堤 防 高	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が度々予想される場合。	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が予想される場合。
堤 体 強 度	新堤で施行後1年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻後1年未満の場合、あるいは堤防断面が狭小の場合。	新堤で施行後3年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所で埋戻後3年未満の場合、或いは堤防断面がやや不足している場合。
水 衝 箇 所	洪水時水衝部において護岸等が度々破損されるもの、あるいは破堤寸前程度までの欠壊等の実績があるもの、天然河岸で侵食甚しく危険なもの。	洪水時水衝部において護岸があるが目詰め石積とか護岸が古くなって効用が著しく減じている等完全といえないものの天然河岸で侵食されているもの。
洗 掘 箇 所	堤脚又は護岸の根固が洗掘されているもの、水制等が破損して危険が予想されるもの。	河床の洗掘の著しい場合で護岸の根固、水制が一部破損し危険の生じることが予想されるもの。
漏 水 箇 所	堤体より濁水が湧出した実績があるもの。	堤体あるいは堤内地の部分より清水が湧出した実績があるもの。
工事施行箇所	樋門、樋管等が施行中のもので堤防を横断して開削している場合。	堤防を横断して堤防高の1/3を開削して工事を施行したもので工事完了後1年未満のもの。
被 災 箇 所	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので査定時の緊急順位がA、Bに該当するもの。	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので査定時の緊急順位がCに該当するもの。

○町内雨量観測所一覧

1 県所管の雨量観測所

(平成19年4月1日現在)

観 測 所 名	観 測 場 所
根 子	身延町根子1
栃 代	〃 杉山1
平 須	〃 平須1
身 延 管 理 課	〃 梅平2483—30
大 城	〃 相又4251—1
妙 見 寺	〃 下山4108
大 垓	〃 大垓140
大 崩	〃 大崩338

2 県管理以外の雨量観測所

河川名	観測所名	所管官庁名	位置	自記普通別	
				自	普
常葉川	下部雨量観測所	国土交通省甲府河川工事事務所	身延町常葉	○	
早川	樽坪観測所	日本軽金属(株)	〃 栗倉		○
富士川	塩之沢観測所	〃	〃 帯金		○
本栖湖	本栖観測所	〃	〃 古関	○	
富士川	身延雨量観測所	身延工務区	〃 角打	○	
〃	甲斐大島雨量観測所	〃	〃 大島	○	
〃	波高島雨量観測所	〃	〃 波高島	○	
常葉川	甲斐常葉雨量観測所	〃	〃 常葉	○	

3 甲府地方気象台気象観測施設

観測所名	観測種目						所在地	緯度 (度分)	緯度 (度分)	標高 (m)	風向 風速計 地上の 高さm
	降水量	気温	風	日照時	積雪	その他					
切石	○	○	○	○			身延町切石350	35° 28.0'	138° 26.5'	226	10

○町内防災備蓄倉庫一覧

区分	名称・配置場所	所在地
①	下山防災備蓄倉庫	身延町下山11353—1
	波木井防災備蓄倉庫	〃 波木井175
	豊岡防災備蓄倉庫	〃 相又499—6先
	角打防災備蓄倉庫	〃 角打19
②	中富地区公民館西嶋分館	〃 西嶋340
	中富地区公民館大須成分館	〃 大塩1398—1
	切石配水池施設	〃 寺沢3161—2
	中富地区公民館曙分館	〃 古長谷542
	身延町役場本庁舎	〃 切石350
	宮木区公民館	〃 宮木50
	大聖寺駐車場	〃 八日市場539先
	飯富高齢者介護予防センター	〃 飯富2280
	下部町民体育館	〃 市之瀬1865—7
	下部地区公民館	〃 常葉1025
	下部温泉会館	〃 下部1130—1
	旧久那土中学校	〃 三澤72
	古関分館(古関出張所)	〃 古関2437
	下山小学校	〃 下山10000—1
	身延小学校	〃 梅平897
	身延地区公民館豊岡分館	〃 相又250
	大河内体育館	〃 丸滝565
帯金区民広場	〃 帯金1078	
身延第4分団第6部消防詰所	〃 大島1901—1	
③	長塩集会所	〃 北川1145

車田集会所	〃	車田1130-3
切房木集会所	〃	切房木808
身延清稜小学校体育館	〃	西嶋1228
みのぶ自然の里	〃	平須238-1
中富地区公民館原分館	〃	飯富110
身延高等学校体育館	〃	梅平1201-2
身延山学園	〃	身延3567
帯金多目的集会所	〃	帯金837-1
和田農作業準備休憩施設	〃	和田4080
下大島多目的集会所	〃	大島4614
桜清水集会所	〃	横根中1572-1

※②は平成21年度整備

③は令和2年度整備

○水防倉庫及び資機材一覧

<下部地区>

(平成25年3月現在)

河川名	倉庫		所在地			資材								器具			
	名称	面積	町名	大字	字	丸太本	空俵枚	葎枚	縄	蛇籠本	鉄線kg	詰石m ³	詰土m ³	ジョウレスコップツルハシ丁	鎌・鉋鋸丁	ペンチカッター丁	照明具灯
三沢川	車田水防倉庫	33.0	身延町	車田	家之前	—	750	9	2巻	8	100	—	1	22	6	6	—
常葉川	竹之島水防倉庫	33.0	〃	常葉	竹之島	210	100	12	1巻	45	50	—	1	12	3	1	—
三沢川	三沢水防倉庫	33.0	〃	三澤	横廻	288	100	6	1巻	26	200	—	1	15	3	5	—
反木川	瀬戸水防倉庫	33.0	〃	瀬戸	家の前	215	300	6	—	13	100	—	1	20	3	6	—

<中富地区>

河川名	倉庫		所在地			資材								器具			
	名称	面積	町名	大字	字	丸太本	空俵枚	葎枚	縄	蛇籠本	鉄線kg	詰石m ³	詰土m ³	ジョウレスコップツルハシ丁	鎌・鉋鋸丁	ペンチカッター丁	照明具灯
富士川	身延町役場水防倉庫	82.3	身延町	切石	東割	—	1,400	—	—	—	50	—	1	43	40	6	2
〃	西嶋水防倉庫	49.0	〃	西嶋	下耕地	—	—	—	—	—	50	—	—	39	12	7	2

<身延地区>

河川名	倉庫		所在地			資材								器具			
	名称	面積	町名	大字	字	丸太本	空俵枚	葎枚	縄	蛇籠本	鉄線kg	詰石m ³	詰土m ³	ジョウレスコップツルハシ丁	鎌・鉋鋸丁	ペンチカッター丁	照明具灯
富士川	下山水防倉庫	33.0	身延町	下山	早川表	—	1,500	—	1巻	16	500	—	—	30	16	4	—
早川	小原島水防倉庫	33.0	〃	栗倉	小原島	—	2,000	—	2巻	13	400	—	—	28	13	7	—
富士川	大島水防倉庫	33.0	〃	和田	向田	—	600	—	2巻	18	300	—	—	33	17	4	—
富士川	塩之沢水防倉庫	33.0	〃	帯金	榎島	—	1,200	—	1巻	17	350	—	—	24	13	5	—
大城川	豊岡防災備蓄倉庫	54.59	〃	相又	針山	50	1,700	—	1巻	12	100	—	—	34	16	5	—
富士川	八木沢水防倉庫	33.0	〃	八木沢	川向	—	1,600	—	2巻	33	300	—	—	26	14	3	—
波木井川	波木井水防倉庫	39.66	〃	波木井	宮ノ下	—	1,800	—	3	15	500	—	—	33	16	7	2

○異常気象時における道路等通行規制基準

1 一般国道

路線名	管理事務所名	連絡先電話番号	規制区間		規制条件 (通行止)	気象等観測所	危険内容	迂回路
			区間	延長(km)				
国道52号	峡南国道出張所	(0556) 62-0621	身延町波木井～ 古屋敷	2.4	連続雨量 150mm	古 屋 敷	土砂崩落、落石	
国道300号線	富士・東部建設事務所 峡南建設事務所	(0554) 45-7814 (055) 240-4128	富士河口湖町本栖(本栖トンネル手前)～ 身延町北川(北川橋)	18.4	連続雨量 80mm以上 時間雨量 20mm以上	精 進 湖	"	国道358号線

2 主要地方道

路線名	管理事務所名	連絡先電話番号	規制区間		規制条件 (通行止)	気象等観測所	危険内容	迂回路
			区間	延長(km)				
市川三郷身延線	峡南建設事務所	(055) 240-4128	身延町車田(車田橋)～ 北川(北川橋)	3.4	連続雨量 100mm以上 時間雨量 20mm以上	六 郷	土砂崩落、落石	国道52号
"	峡南建設事務所 (身延支所)	(0556) 62-9065	身延町下八木沢地内～ 帯金地内	1.5	" 120mm以上 25mm以上	身 延	"	"
富士川身延線	"	"	身延町馬込地内～ 南部町小内船地内	2.2	" 150mm 25mm	峡 南 建 設 事 務 所	"	"
南アルプス公園線	"	"	早川町奈良田(開運隧道) ～身延町小原島地内	34.2	" 70mm以上 20mm以上	奈良田、硯島	土砂崩落、落石、沢崩れ	

3 一般県道

路線名	管理事務所名	連絡先電話番号	規制区間		規制条件 (通行止)	気象等観測所	危険内容	迂回路
			区間	延長(km)				
割子切石線	峡南建設事務所	(055) 240-4128	身延町割子(大石トンネル) ～上田原(富士川橋西詰)	3.0	連続雨量 80mm以上 時間雨量 20mm以上	下 部、中 富	土砂崩落、落石	
下部飯富線	"	"	身延町出口(出口橋)～ 飯富(飯富橋西詰)	2.1	" 80mm以上 20mm以上	下 部	"	
栃代常葉線	"	"	身延町栃代(バス停)～ 岩欠(集落上)	5.2	" 80mm以上 20mm以上	"	"	
山保久那土線	"	"	市川三郷町(四尾連湖公園 線交差点)～ 身延町熊澤(熊沢橋)	6.9	" 80mm 20mm	"	"	
湯之奥上之平線	"	"	身延町湯之奥～ 下部(善隣橋)	2.9	" 80mm以上 20mm以上	"	"	
折門古閑線	"	"	身延町根子(和合橋)～ 瀬戸(照坂トンネル)	5.8	" 80mm以上 20mm以上	"	"	
遅沢静川線	"	"	身延町中山(大陸橋)～ 切石(御崎橋)	3.4	" 80mm以上 20mm以上	中 富	"	

4 県営林道(生活関連・一般林道)

路線名	担当事務所名	規制区間			規制条件(通行止)		気象等 観測所
		所在地	規制区間	延長(m)	気 象 等 基 準 値		
湯之奥猪之頭	峡南林務環境事務所	身延町	林道起点～終点	9,631	時間雨量10mm	連続雨量50mm	大 垓
豊岡梅ヶ島	"	"	林道起点～安倍峠(県境)	14,914	"	"	大 城

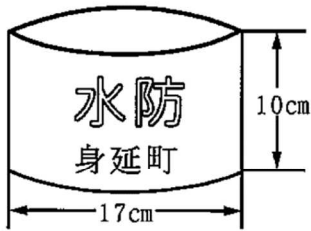
※両路線とも冬期閉鎖有り

○町内水位観測所一覧

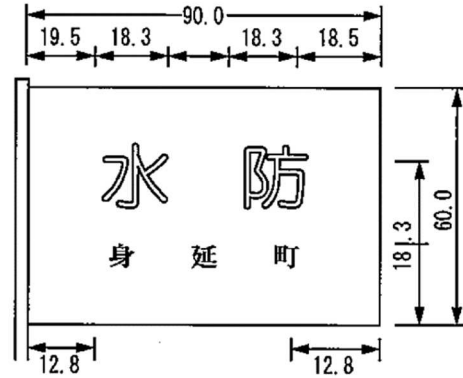
河川名	水位観測所名	水位観測所 位置	建 設 事務所名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判 断水位	はん濫 危険水位	摘 要
早 川	早 川 橋	身延町	峡 南			3.50		国土交通省
常 葉 川	常 葉 川	" 大字常葉3544	峡 南	0.90			1.60	
富 士 川	身延波木井	" 梅平2483-31	峡 南	1.10	1.90			
富 士 川	富士川身延橋	" 角打3001地先	峡 南	2.50	5.00			

○水防本部の標識等

<腕章>

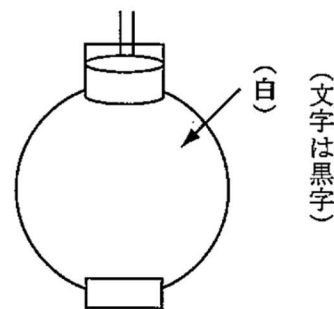
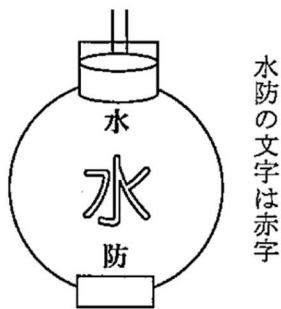


<標識>

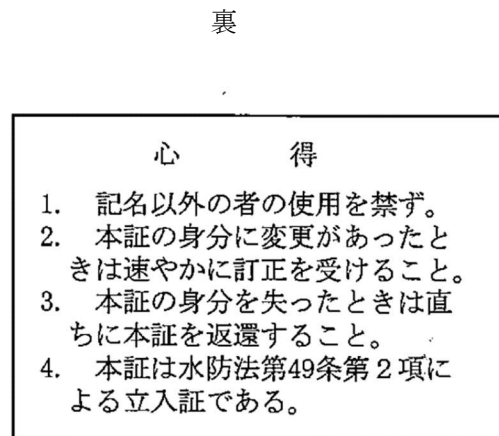
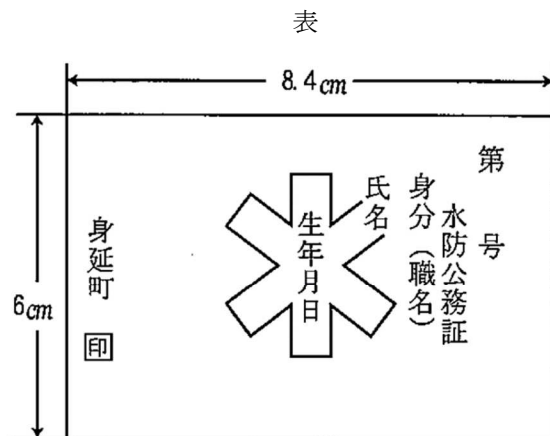


(注) 水防赤字 赤線取線は6mmとする。太さは3mmとする。

<標灯>



<身分証明書>



(注) 水の字はうすい水色

○避難立退区域一覧

<中富地区>

河川名	避難立退区域	避難人員	避難立退予定地	避難立退経路
富士川	身延町八日市場	140 [^]	原体育館	県道・町道利用

<下部地区>

河川名	避難立退区域	避難人員	避難立退予定地	避難立退経路
三沢川	身延町車田・三澤	150 [^]	旧久那土小学校	町道、県道利用
栃代川	〃 常葉	130	旧下部小学校	〃
下部川	〃 下部	180	下部物見台	〃

<身延地区>

河川名	避難立退区域	避難人員	避難立退予定地	避難立退経路
早川	身延町上沢	150 [^]	上沢寺	町道利用
富士川・矢沢川・大沢川	〃 下山	300	南松院・龍雲寺・公民館	〃
富士川	〃 大野	200	大野山	〃
〃	〃 波木井	150	円実寺	国道利用
身延川	〃 上町・元町	200	久遠寺	町道利用
富士川	〃 角打・丸滝	300	身延地区公民館大河内分館	〃
〃	〃 大島	100	旧大和小学校跡地	〃
相又川	〃 小田船原・相又	150	旧豊岡小学校	国道利用
波木井川	〃 塩沢・梅平	50	身延小学校	町道利用
富士川	〃 帯金	200	帯金区民広場	〃
釜土沢川	〃 梅平	100	身延支所	国道利用

○浸水想定区域要配慮者施設

<富士川>

施設名称	所在地	電話番号
身延生きがい広場	身延町波木井272-1	0556-62-3773
さいデイサービスセンターみのぶ 波木井	身延町波木井1507-1	0556-62-6530
大野山保育園	身延町大野839-3	0556-62-2541
みちくさ	身延町帯金833-1	0556-62-8247
大河内学童	身延町丸滝456	0556-62-0618
そよかぜワークハウス	身延町丸滝456	0556-62-1031
みのりの里まるたき	身延町丸滝585-1	0556-62-8041
アグリーブみのぶ	身延町大島2713	0556-62-6180
デイサービスあん にしじま	身延町西嶋212-1	0556-42-6170
身延清稜小学校	身延町西嶋1228	0556-42-2520
西嶋学童	身延町西嶋1234	0556-42-2544
さいデイサービスセンターみのぶ	身延町切石185	0556-42-6055
静川保育所	身延町切石435-6	0556-42-4431
原保育所	身延町飯富110	0556-42-2342
飯富病院	身延町飯富1628	0556-42-2322
ケアホームいいとみ	身延町飯富1655	0556-42-4314
グループホームのぞみ	身延町飯富2288	0556-42-6050
みのりの里いいとみ	身延町飯富2300	0556-48-8131

<早川>

施設名称	所在地	電話番号
飯富病院	身延町飯富1628	0556-42-2322
ケアホーム いいとみ	身延町飯富1655	0556-42-4314
グループホーム のぞみ	身延町飯富2288	0556-42-6050
みのりの里いいとみ	身延町飯富2300	0556-48-8131

○土砂災害警戒区域要配慮者施設

施設名称	所在地	電話番号
さいデイサービスセンターみのぶ波木井	身延町波木井1507-1	056-62-6530
身延山高等学校	身延町身延3567	0556-62-3500
Bread&Butter	身延町身延3637	0556-62-2355
かじか寮	身延町身延3637	0556-62-1134
みのぶ荘・功德会	身延町梅平2483-122	0556-62-3131
ケアハウス みのぶ	身延町梅平2483-175	0556-62-3681
大野山保育所	身延町大野839-3	0556-62-2541
豊岡学童	身延町相又250	0556-62-1194
みちくさ	身延町帯金833-1	0556-64-8247
そよかぜワークハウス	身延町丸滝456	0556-62-1031
大河内学童	身延町丸滝456	0556-62-0618
身延清稜小学校	身延町西嶋1228	0556-42-2520
西嶋学童	身延町西嶋1234	0556-42-2544
中富デイサービス	身延町切石117-1	0556-48-5058
静川保育所	身延町切石435-6	0556-42-4431
飯富病院	身延町飯富1628	0556-42-2322
ケアホームいいとみ	身延町飯富1655	0556-42-4314
デイサービスあंकなど	身延町三澤1051-2	0556-48-8990
しもべ荘	身延町常葉7058-1	0556-20-3111
しもべ病院	身延町下部1063	0556-36-1111
リハビリテーションしもべ	身延町下部1063	0556-36-1111

○水防実施状況報告書

管理団体で水防箇所
毎に作成するもの

(作成責任者)

㊦

管理団体名									指定非指定の別					
水防実施時の台風名又は豪雨名								報告年月日		平成 年 月 日				
場 所		川 右 岸 地先 m							所 要 費 物 件 費	管理団体名		県支出分	合 計	
日 時		自 至 月 月 日 日								人 手 当	円	円	円	
出勤人員数		水防団員		消防団員		そ の 他		計		そ の 他	円	円	円	
		人		人		人		人		計	円	円	円	
水防作業の 概況及工法		工法 箇所 m								資材費	円	円	円	
									器材費	円	円	円		
									燃料費	円	円	円		
									雑 費	円	円	円		
水防の 効果 被 害		堤防		田	畑	家	鉄道	道路	人員	合 計	円	円	円	
		m		ha	ha	戸	m	m	人	かます俵	枚	枚	枚	
										むしろ	枚	枚	枚	
										な わ	kg	kg	kg	
										丸 太	本	本	本	
									そ の 他					

他の団体よりの 応 援 の 状 況				立退きの状況及び それを指示した理由			
居住者出勤状況				水防功労者の氏名年令 所属及びその功績概要			
警察の援助状況				堤防その他の施設等 の異常の有無及び 緊急工事を要するも のが生じた時はその 場所及び損傷状況			
現場指導官公職氏名				水防活動に関する 自 己 批 判			
水防関係者の死傷				備 考			

〔食料、給水、備蓄物資等関係〕

○救援物資集積所一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旧 中 富 中 学 校	身延町寺沢3250	0556—42—4802(財政課)
中 富 浄 化 セ ン タ ー	〃 飯富2241—75先	0556—42—4811
下 部 町 民 運 動 場 (※)	〃 市之瀬1589—3	0556—36—0011
身 延 町 総 合 文 化 会 館 (※)	〃 波木井407	0556—62—2110
山梨R P Bサプライ株式会社(★)	〃 下山10234	0556—62—3151
岐阜プラスチック工業株式会社(★)	〃 下山11425	0556—62—5821
ジャパンパイル株式会社(★)	〃 下山10624-4	0556—62—1191
株式会社キーテック(★)	〃 下山11371	0556—62—8223
株式会社メッツ(★)	〃 下山10350-1	0556—62—5931

(※) は指定避難地

(★) は身延工業団地工業会として協定を締結

○炊出し予定施設一覧

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	炊出し能力(食)
中富学校給食センター	身延町寺沢3250	0556—42—2203	300
身延学校給食センター	身延町梅平897	0556—62—1425	450
身延地区公民館下山分館	〃 下山10133	0556—62—1297	100
身 延 中 学 校	〃 梅平1000	0556—62—0106	100
身延地区公民館大河内分館	〃 丸滝456	0556—62—1394	100
身延地区公民館豊岡分館	〃 相又250	0556—62—1194	100
身 延 高 等 学 校	〃 梅平1201—2	0556—62—1045	500
身 延 山 久 遠 寺	〃 身延3567	0556—62—1011	500

○身延町食料等備蓄状況

(令和2年12月1日現在)

アルファ米 (食)	ビスケット (食)	飲料水 (PE1L.5L8本入/箱)	毛布 (枚)	ブルーシート (枚)	担架 (台)	簡易トイレ (基)
116,500	9,000	8,375	6,477	620	11	203

発電機 (台)	投光機 (台)	テント (張)	トイレトイレットペーパー (箱)	ガソリン缶 (1L/缶)	エアーマット (枚)	レスキューシート (枚)
45	33	93	52	76	6,420	6,600

○応急給水用施設、資機材保有状況

種 別	能 力	保有数	所 管
折畳式簡易給水貯水タンク	1.0m ³	1台	総務課
ポリタンク	500 l	6個	水道課
	500 l	10個	総務課
	300 l	1個	水道課
給水タンク	1.5m ³	1台	総務課
車載用給水タンク	1.5m ³	2台	水道課
災害対策用造（浄）水機	0.6～10m ³	4台	総務課

○給水施設設置状況

名 称	給 水 区 域	給水人口（人）	1日最大給水量 （立方メートル）
下 部 簡 易 水 道	大字常葉のうち雨河内を除く区域、杉山、岩欠、大炊平、清澤、上之平の一部（常葉川左岸）を除く区域、北川、市之瀬、一色、上田原、三澤のうち大石、登組、蕨平、大字古関のうち丸畑、波高島、上八木沢、下八木沢	1,674	784
久那土古関簡易水道	大字三澤のうち大石、登組、蕨平を除く区域、車田、切房木、道、水船、芝草、樋田、熊澤、大磯小磯のうち峯山を除く区域、古関のうち丸畑を除く区域、瀬戸、根子	3,250	925
三 保 簡 易 水 道	大字山家、久保、嶺	220	44
湯 町 簡 易 水 道	大字下部のうち横道、上ノ山、大村、腰巻、松原、湯之平、廻沢、岩下、見之木、上之平のうち川振石、桐久保、日影島、常葉のうち雨河内、湯之奥のうち久保平	405	1,040
中 富 北 部 簡 易 水 道	大字西嶋、大塩の一部（荻地区）を除く区域、切石、手打沢、寺沢、夜子沢、日向南沢及び久成の一部（樅、堂平地区）を除く区域	2,170	1,180
中 富 東 部 簡 易 水 道	大字下田原区域	292	162
中 富 南 部 簡 易 水 道	大字八日市場、飯富、宮木、伊沼及び遅沢のうち三ツ石地区、栗倉のうち小原島地区	1,220	598
中 富 西 部 簡 易 水 道	大字古長谷、福原、中山の一部（松山）を除く区域	167	45
身 延 中 央 簡 易 水 道	大字身延、梅平、波木井、大野、小田船原の一部（三段池・広河原・小田横尾）を除く区域、角打、丸滝、帯金、和田、樋之上	4,600	2,720
下 山 簡 易 水 道	大字下山	2,600	1,462
大 島 簡 易 水 道	大字大島	520	220
相 又 簡 易 水 道	大字相又、小田船原のうち字三段池・広河原・小田横尾、横根中、光子沢、清子	720	245
大 城 簡 易 水 道	大字大城、門野	182	81

○耐震性貯水槽設置箇所

(平成31年1月1日現在)

<下部地区>

NO	所在地	設置場所	m ³	整備年度
1	身延町清澤1312	菅ノ窪	60	H13
2	〃 大炊平356	大炊平	60	H21
3	〃 市之瀬92	市之瀬	40	H22
4	〃 北川2035	大曾里	60	H15
5	〃 北川996—2	長塩	40	H9
6	〃 常葉1024	常葉地区	100	H19
7	〃 常葉2749—1	常葉日向	60	H15
8	〃 上之平479	上之平	60	H10
9	〃 波高島856	波高島	60	H10
10	〃 下部996	下部	40	H18
11	〃 古関3827	古関丸畑	60	H11
12	〃 大磯小磯3535	峰山	60	H4
13	〃 折門758	御弟子	40	H9
14	〃 八坂272	八坂	60	H10
15	〃 三澤79—1	久那土保育園	100	H10
16	〃 三澤156	大草西	60	H11
17	〃 三澤275—1	大草東	40	H9
18	〃 三澤1541	奥杯	60	H20
19	〃 切房木332	切房木上	60	H10
20	〃 切房木204—1	切房木下	60	H13
21	〃 上田原275	上田原	60	H18
22	〃 瀬戸116-1	瀬戸字寺中	60	H25
23	〃 三澤	長松院脇	40	H26
24	〃 三澤字地藏沢3617-1	勝坂	40	H27
25	〃 波高島788-3	波高島	60	H29
26	〃 三澤1097-1	店向	40	R1

<中富地区>

NO	所在地	設置場所	m ³	整備年度
1	身延町西嶋63—1	西嶋(上一)	40	H13
2	〃 西嶋1228	身延清稜小学校	100	S54
3	〃 大塩1969—1	大塩	40	H19
4	〃 久成1507	久成(上久成)	40	H14
5	〃 久成(堂平)	寂遠寺付近	40	H13
6	〃 寺沢158	寺沢榎田	60	H21
7	〃 切石316	切石地内(役場第2駐車場)	100	H18
8	〃 中山	八幡神社付近	40	H10
9	〃 遅沢1171	遅沢(千光庵)	40	H10
10	〃 八日市場541	八日市場(大聖寺駐車場)	40	H13
11	〃 八日市場331	大子	60	H20
12	〃 伊沼1136	伊沼	40	H19
13	〃 飯富	横内商店付近	100	S57

14	〃 飯富2280	飯富	100	H17
15	〃 下田原1898—1	下田原	40	H14
16	〃 下田原1762	下田原	60	H22
17	〃 宮木1564	宮木(小田原)	40	H10
18	〃 宮木205—1	宮木公民館付近	60	H19
19	〃 大塩	大塩1626-1付近	40	H26
20	〃 古長谷	古長谷1252付近	40	H26
21	〃 宮木3203-2	円通寺	40	H26
22	〃 中山1834—1、—2	中山詰所付近	60	H28
23	〃 八日市場620—1	宮の前	60	H28
24	〃 平須538-1	妙光寺	40	R1

＜身延地区＞

NO	所在地	設置場所	m ³	整備年度
1	身延町栗倉1298	上栗倉	40	H5
2	〃 栗倉9—1	栗倉	40	H9
3	〃 小原島663	小原島	100	S57
4	〃 栗倉686—1	小原島	60	H24
5	〃 下山123—1	上沢	40	H3
6	〃 下山210—27	上沢北団地内	100	S57
7	〃 下山231—221	中部消防署	40	H14
8	〃 下山1947	下山	40	S55
9	〃 下山2294	下山	40	H8
10	〃 下山2324	旧身延北小学校	100	S63
11	〃 下山2368—1	下山仲町	100	H15
12	〃 下山2416	下山	40	H11
13	〃 下山2642—1	下山大工町	60	H22
14	〃 下山4627	下山	40	S59
15	〃 下山5261	荒町	40	H4
16	〃 下山5833	下山	40	S58
17	〃 下山5913	下山	40	S59
18	〃 下山5953—1	下山山額	40	
19	〃 下山7580—1	下山	40	S62
20	〃 下山8457	下山荒町	60	H23
21	〃 下山9153	大庭	40	S53
22	〃 下山10214—9	下山上沢	40	H16
23	〃 下山11353—1	上沢	100	H12
24	〃 下山	下山	40	S56
25	〃 波木井407	総合文化会館	100	H11
26	〃 波木井1620	波木井農村公園	40	S61
27	〃 波木井4383	波木井三区公民館	100	S63
28	〃 波木井	波木井	40	S56
29	〃 身延40—1	清住町	40	H8
30	〃 身延101	身延	40	H9
31	〃 身延1389	身延	100	S57
32	〃 身延1438—1	塩沢	40	H12
33	〃 身延1770—1	元町	40	H15
34	〃 身延3402—1	東谷	60	H22
35	〃 身延3468	身延	40	S61

36	〃	身延3500	身延	40	S55
37	〃	身延3567	身延山久遠寺境内	100	H16
38	〃	身延3706	身延	100	H 8
39	〃	身延3616	身延	40	S60
40	〃	身延	西谷	40	S55
41	〃	身延3750	仲町駐車場	40	S63
42	〃	梅平332—1	梅平	40	H13
43	〃	梅平738	梅平	100	S55
44	〃	梅平897	身延小学校	40	S55
45	〃	梅平1201—2	身延高等学校	100	H10
46	〃	梅平2483—1	みのぶ荘	40	S59
47	〃	小田船原802	小田船原	40	H11
48	〃	湯平	八幡神社地内	100	H 1
49	〃	大城738	大城	40	S57
50	〃	相又258	相又針山	60	H21
51	〃	相又425—1	ゆばの里	100	
52	〃	相又503	相又	100	H 8
53	〃	相又498—1	相又	40	S59
54	〃	相又1240／1241	相又上	40	S61
55	〃	相又3643	相又下	60	H23
56	〃	相又	針山	40	S56
57	〃	横根中1559	横根	40	H15
58	〃	横根中1674	横根中お寺横	100	H 4
59	〃	横根中3154	大久保（中街途）	60	H24
60	〃	光子沢702	光子沢地内	40	H12
61	〃	光子沢1466	光子沢	40	S60
62	〃	光子沢2621—4	光子沢	40	S55
63	〃	光子沢2736	光子沢	40	H17
64	〃	清子1477—1	清子	40	H14
65	〃	清子1560	清子船越	40	H 3
66	〃	清子1948	清子	40	H13
67	〃	清子2848	清子	40	S58
68	〃	清子2991	清子	40	H11
69	〃	清子3045—5	清子横溝	60	H22
70	〃	清子3558	清子	40	H 8
71	〃	上八木沢40—1	上八木沢	100	S58
72	〃	上八木沢556—1	上八木沢鯨原	60	H22
73	〃	帯金76	帯金	40	S60
74	〃	帯金837—1	帯金公民館	40	
75	〃	帯金2489—1／2	帯金	40	S61
76	〃	帯金4050	塩之沢日軽金社宅横	40	S57
77	〃	帯金4059	帯金	100	S58
78	〃	大崩335	大崩	40	H13
79	〃	角打218—1	角打	40	H 9
80	〃	角打759—2	角打	40	H 7
81	〃	角打851	大河内分館	100	S56
82	〃	角打931—8	角打	40	H 4
83	〃	角打1759—3	角打	100	S63
84	〃	角打3001	角打手水石	60	H20

85	〃 和田57—4	和田	60	H19
86	〃 和田245—1	和田	100	S58
87	〃 和田1593—1	和田	40	H8
88	〃 和田1665—1	和田	40	H12
89	〃 和田1719—1	和田	100	H14
90	〃 和田1826	和田	40	H5
91	〃 和田1969	和田	40	H11
92	〃 樋之上5—9	樋之上	40	H16
93	〃 樋之上98	樋之上	40	S61
94	〃 樋之上326—1	樋之上	40	S63
95	〃 大島676—2/677	大島	40	S59
96	〃 大島1292/1293	大島	40	S62
97	〃 大島2026—1/2026—3	大島	40	H3
98	〃 大島5184	大島	40	H17
99	〃 身延3796-1	身延	60	H25
100	〃 身延字町方3938	元町	40	H27
101	〃 下山3278	字南松院前	60	H28
102	〃 下山8809-1、8811-1、8814-1	下山新町	60	H29
103	〃 帯金7154	字上方	60	H30
104	〃 帯金729	字志久	60	H30
105	〃 波木井272—1	身延福祉センター	100	H20
106	〃 波木井1132	円実寺駐車場	100	
107	〃 丸滝926-1、926-3	字桜井	60	R1
108	〃 丸滝459-2	旧大河内小学校グラウンド	100	R1
109	〃 大島1190-2	字谷津	60	R2
108	〃 大島4161-1	下新田	60	R2

〔廃棄物等関係〕

○ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
峡南衛生組合	身延町下田原2548	30 t / 日	機械式バッチ方式

○ごみ収集運搬車

業者名	所在地	収集車				電話番号
		塵芥車	コンテナ車			
円崎興業(有)	身延町下山 8457		4 t	3 t	2 t	0556—62—2495
		9台	3台	2台	1台	

○し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方法
峡南衛生組合	身延町下田原2548	40kℓ / 日	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理設備

○し尿収集運搬車

業者名	所在地	収集車 (バキューム車)				電話番号
		3.7 t	1	1.8 t	1	
高見沢商店	身延町角打3003	3.7 t	1	1.8 t	1	0556—62—1181
下部衛生社	身延町道519	3.7 t	1	1.8 t	1	0556—37—0877
中富衛生社	身延町久成5080	2.0 t	1	—	—	0556—42—2128
東海環境衛生社 南部営業所	南部町南部9418—12	3.6 t	3	2.7 t	1	0556—64—3171
		3.7 t	1			

○廃棄物仮置場一覧

施設名	場所	管理者	面積
一色ホテルの里駐車場	身延町一色内	一色区長	4,000㎡
身延町役場本庁第二駐車場	身延町切石地内	身延町長	2,000㎡
総合文化会館第二駐車場	身延町波木井地内	身延町長	4,000㎡

〔仮設住宅、埋・火葬等関係〕

○応急仮設住宅建設候補地

候補地 番号	候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地 所有者	敷地面積 ㎡	建設戸数 戸	特記事項
1	甲南スポーツ広場	身延町手打沢1040	町有地	11,037	83	国道沿い 52号線
2	下部町民運動場駐車場	身延町市之瀬1865-5	町有地	3,078	26	町道沿い
3	下部町民運動場	身延町市之瀬1589-3	町有地	16,000	124	町道沿い J R 身延線市ノ瀬駅徒歩5分
4	旧下部保育所跡地	身延町下部96-5	町有地	1,619	20	町道沿い
5	旧久那土小中のプール跡地	身延町三澤2743-1	町有地	1,123	20	町道沿い
6	旧曙小学校跡地	身延町古長谷541	町有地	2,577	20	町道沿い
7	帯金区民広場	身延町帯金1075内2	町有地	3,347	38	町道沿い
8	古関グラウンド	身延町古関2437	町有地	6,129	28	県道沿い
9	身延総合文化会館駐車場	身延町波木井671-2	町有地	3,742	32	国道沿い 52号線
10	大河内グラウンド	身延町丸滝454	町有地	7,924	100	町道沿い
11	豊岡グラウンド	身延町相又247	町有地	5,791	50	国道沿い 52号線
12	下部グラウンド	身延町常葉1443	町有地	10,811	100	町道沿い
13	久那土グラウンド	身延町三澤24-1	町有地	4,282	30	県道沿い

○死体処理票

整理番号	死亡者 氏名	性別	年齢	住所	死亡 理由	死体発 見日 時及 場所	遺族又は身元引受人				検案、洗 浄等の処 理状況	安置 場所	死体の特 徴、遺留 品等の状 況	検案 医師名	摘要
							氏名	住所	職業	死亡者 との係 関					
															引渡年月日 他

○埋・火葬台帳

整理番号	埋・火葬者				遺骨引取人				埋・火葬 場所	納骨 場所	摘要	
	氏名	職業	性別	年齢	氏名	住所	職業	死亡者との 係関				
												埋・火葬年月日 引渡年月日 他

〔輸送等関係〕

○飛行場外離着陸場等一覧

	名 称	所 在 地	連 絡 先
場外離着陸場	八木沢スポーツ広場グラウンド	身延町八木沢地内(河川敷)	0556—20—3017
	富士川クラフトパークイベント広場(※2)	〃 下山1578	0556—62—5545
	身延町総合文化会館芝生広場(※1)	〃 波木井407	0556—62—2110
	下部町民運動場(※1)	〃 市之瀬1589—3	0556—36—0011
	古関ヘリポート	〃 古関229	
緊急離着陸場	旧中富中学校グラウンド	〃 寺沢3250	
	勤労青年センター(※1)	〃 宮木1705	0556—42—2337
	身延山寺平広場ヘリポート	〃 身延3051	0556—62—1013
	富士川クラフトパーク駐車場	〃 下山	0556—62—5545

※1印は、指定避難地

※2印は、警察庁、防衛省、消防庁の活動拠点

○ドクターヘリ離着陸場指定一覧

(令和2年4月1日現在)

候補地施設名称等	所 在 地	現 地 連 絡 先	所有者(所管)
下山小学校グラウンド	下山10000—1	下山小 62—5107	身延町(学校教育課)
総合文化会館芝生広場	波木井407	総合文化会館 62-2110	身延町(生涯学習課)
富士川クラフトパーク	下山1597、他	富士川・切り絵の森 62—5545	山梨県
八木沢スポーツ広場グラウンド	八木沢地内	(上八木沢区)	身延町(生涯学習課)
帯金区民広場	帯金837—1	(帯金区)	身延町
大河内グラウンド	丸滝454	(丸滝区)	身延町(生涯学習課)
身延高等学校グラウンド	梅平1201—2	身延高校 62—1045	山梨県
身延中学校グラウンド	梅平1000	身延中学校 62—0106	身延町(学校教育課)
大島チビッコ広場	大島地内	(大島区)	
豊岡グラウンド	相又247	(相又区)	身延町(生涯学習課)
旧豊岡小学校ヘリポート	相又247	(相又区)	身延町(財政課)
身延山寺平広場ヘリポート	身延3051	身延山久遠寺 62—1013	身延山久遠寺
一色ホテルの里 駐車場	一色251、外	(一色区)	身延町(観光課)
下部リバーサイドパーク	上之平1787	金山博物館 36—0015	身延町(生涯学習課)

下部町民運動場	市之瀬1589-3	(市之瀬区)	身延町(生涯学習課)
下部グラウンド	常葉1443	生涯学習課 20-3017	身延町(生涯学習課)
古関グラウンド	古関2437	古関(出) 38-0101	身延町(下部支所)
久那土グラウンド	三澤24-1	久那土(出) 37-0002	身延町(下部支所)
久那土中学校道路むこうの河川敷	三澤河川敷	久那土(出) 37-0002	身延町(生涯学習課)
根子広場	根子3883	(根子区)	身延町
古関ヘリポート	古関229	(古関区)	身延町
峡南高等学校グラウンド	三澤2417	峡南高校 36-0686	山梨県
身延清稜小学校グラウンド	西嶋1228	身延清稜小 42-2520	身延町(学校教育課)
甲南スポーツ広場	手打沢地内	(手打沢区)	身延町(生涯学習課)
大須成学園グラウンド	久成5005	(久成区)	身延町(財政課)
みのぶ自然の里	平須238-1	みのぶ自然の里 42-3181	身延町(観光センター)
旧曙小学校グラウンド	中山1662-2	曙簡易郵便局 42-2339 診療所 42-2808	身延町(福祉保健課)
遅沢グラウンドゴルフ場	遅沢地内	(遅沢区)	身延町(生涯学習課)
勤労青年センターグラウンド	宮木1705	(宮木区)	身延町(生涯学習課)
中富浄化センターヘリポート	飯富2241-75外	中富浄化センター 42-4811	身延町(環境上下水道課)

○ヘリコプター主要発着場一覧

名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広 幅 × 長 さ	消 防 署 か ら の 所 要 時 間 (分)
			大 型	中 型	小 型		
豊岡グラウンド(※)	〃 相又247	生涯学習課長		○		85×68	20
身延中学校グラウンド(※)	〃 梅平1000	学 校 長		○		85×180	15
大河内グラウンド(※)	〃 丸滝454	生涯学習課長		○		75×105	15
身延高等学校グラウンド(※)	〃 梅平1201-2	学 校 長	○			100×150	15
下部グラウンド(※)	〃 常葉1443	生涯学習課長	○			90×120	15
久那土グラウンド(※)	〃 三澤24-1	生涯学習課長			○	65×75	15
峡南高等学校グラウンド(※)	〃 三澤2417	学 校 長	○			100×150	20
古関ヘリポート	〃 古関229	交通防災課長・ 福祉保健課長		○		30×55	3
古関グラウンド(※)	〃 古関2437	下部支所長			○	35×55	3
甲南スポーツ広場	〃 手打沢地内	生涯学習課長	○			100×70	10
遅沢グラウンドゴルフ場(※)	〃 遅沢地内	生涯学習課長		○		13,000㎡	8
旧中富中学校グラウンド	〃 寺沢3250	財 政 課 長		○		100×60	14
下山小学校グラウンド(※)	〃 下山10000-1	学 校 長	○				
富士川クラフトパーク	〃 下山1578、他	富士川・切り 絵 の 森		○			

八木沢スポーツ広場グラウンド	〃 八木沢地内	生涯学習課長		○			
帯金区民広場(※)	〃 帯金837-1	帯金区長			○		
身延山寺平広場ヘリポート	〃 身延3051	身延山			○		
大島チビッコ広場	〃 大島地内	大島区長		○			
総合文化会館 芝生広場(※)	〃 波木井407	生涯学習課長	○				
一色ホテルの里 駐車場	〃 一色251、外	観光課長			○		
下部リバーサイドパーク	〃 上之平1787	生涯学習課長			○		
下部町民運動場(※)	〃 市之瀬1589-3	生涯学習課長	○				
根子広場	〃 根子3883	根子区長			○		
清稜小学校グラウンド(※)	〃 西嶋1228	学校長			○		
大須成学園(旧大須成小)グラウンド	〃 久成5005	財政課長			○		
みのぶ自然の里 多目的広場	〃 平須238-1	観光センター長			○		
旧曙小学校グラウンド(※)	〃 中山1662-2	福祉保健課長			○		
中富浄化センター ヘリポート	〃 飯富2241-75外	環境上下水道課長			○		
勤労青年センターグラウンド(※)	〃 宮木1705	生涯学習課長	○				
久那土中学校道路むこうの河川敷	〃 三澤				○		

※印は指定避難地

○消防防災航空隊出場要請書

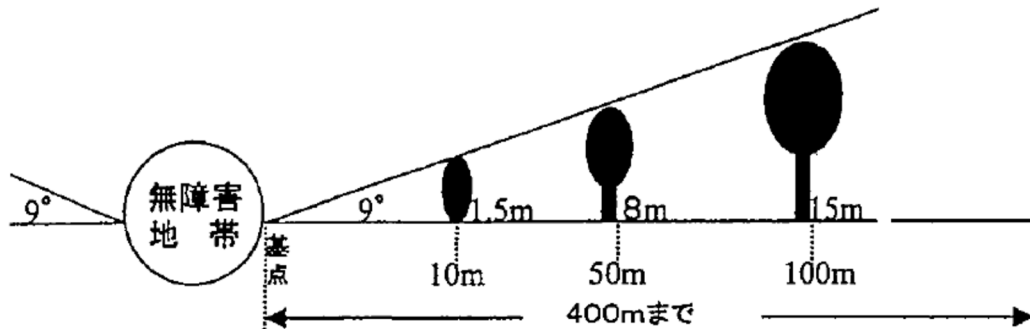
直通電話(0551)20—3601

F A X (0551)20—3603

1 要請団体	発信者				
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発生場所 目 標	(市・町・村) 目標				
5 発生日時	年	月	日	曜日	時 分頃
6 事故概要又は 災 害 概 要					
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (m / s	気温 °C 警報・注意報)
8 必要資機材					
9 出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)			番地 病院
		要請側病院名			病院
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町・村)			番地 病院
		搬送先病院名			病院
11 傷病者等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 重・中・軽	歳 男・女	
12 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名			
13 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
14 他の航空機の 活 動 要 請	(有・無) 機関名	機数			機
15 要請日時	年	月	日	曜日	時 分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到着予定時間	年	月	日	曜日	時 分
3 活動予定時間	時間		分		
※その他の特記事項					
		受 信 者			

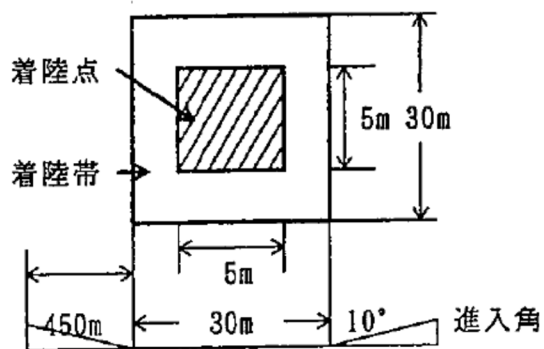
○臨時ヘリポートの基準

- 1 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

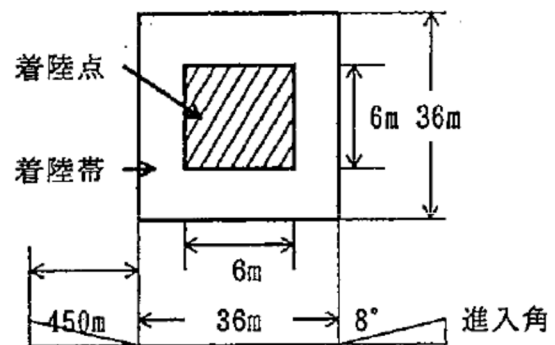


- (1) 離着地点及び無障害地帯の基準

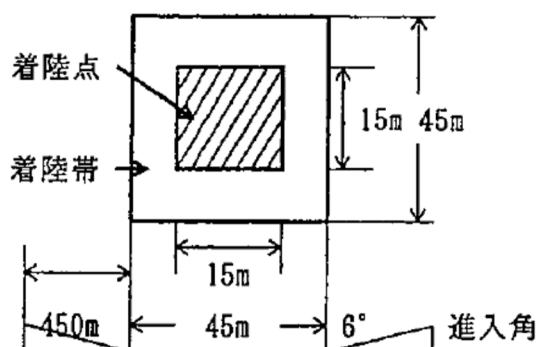
ア OH-6



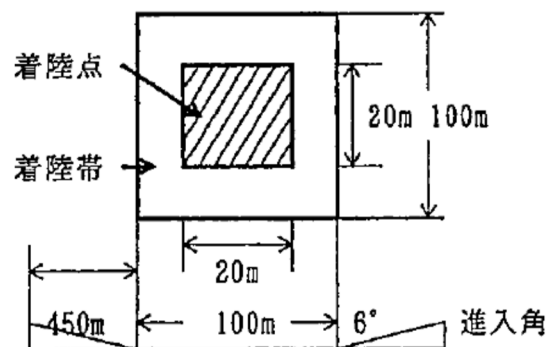
イ UH-1



ウ V-107



エ CH-47

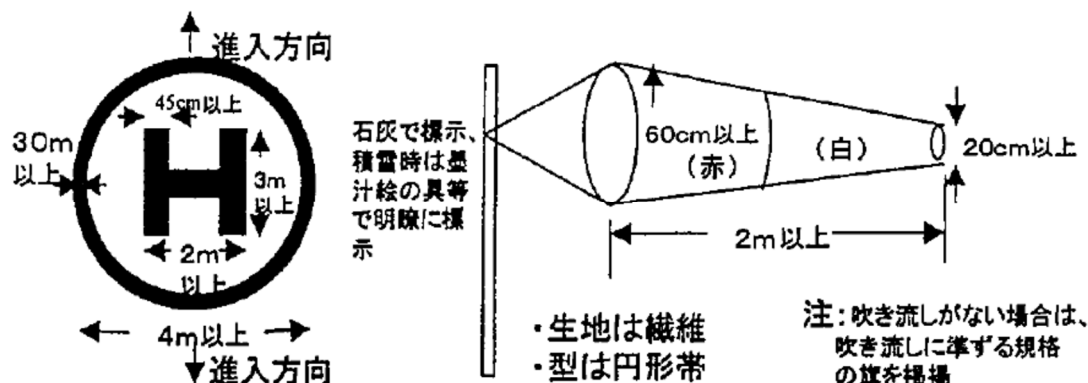


- (2) 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

2 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向及び風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(1) 記号の基準

(2) 吹き流しの基準



3 危害予防の措置

(1) 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において、運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

(2) 防じん措置

表土が砂じんの発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

○町内緊急輸送道路一覧

1 第一次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間	延長(km)
一般国道(指定区間)	国道52号	西嶋トンネル～横根中(南部町境)	25.06

2 第二次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間	延長(km)
一般国道(指定外)	国道300号	中ノ倉(富士河口湖町境)～下山(国道52号交点)	26.9
主要地方道	市川三郷身延線	三澤(市川三郷町境)～梅平(国道52号分岐)	14.2
	富士川身延線	身延橋～大島(南部町境)	6.7
	南アルプス公園線	下山(国道52号交点)～小原島(早川町境)	7.1
一般県道	湯之奥上之平線	国道300号交点～しもべ病院	0.7

3 町指定緊急輸送道路

路線名	区間	延長(km)
県道古関割子線	全線	5.4

○公用車緊急通行車両事前届出登録一覧

(令和2年2月13日更新)

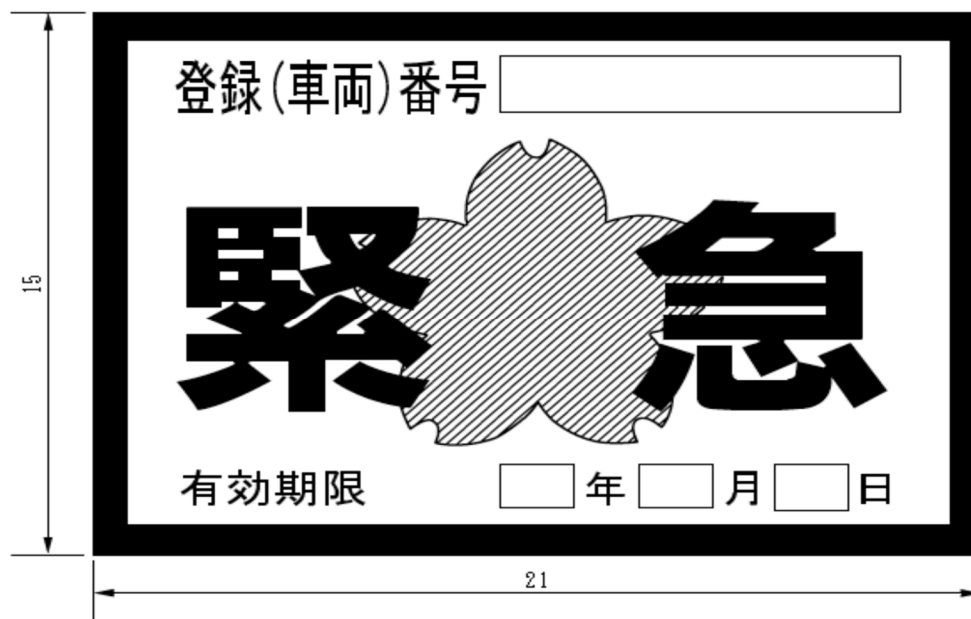
No.	届出No.	車種名	車両ナンバー	用途	管理部署	保管場所	備考
1	2783	トヨタ プロボックス ワゴン	500 ふ 1895	ア	施設整備課	下部支所	H19. 1. 24届出済
2	2784	ダイハツ ムーブL	580 う 8124	ウ	税務課	本庁舎	H19. 1. 24届出済
3	2790	スズキ キャリー	480 い 1531	オ	産業課	本庁舎	H19. 1. 24届出済
4	2794	ダイハツ ビーゴ	500 ふ 9386	オ	建設課	総合会館	H19. 1. 24届出済
5	2798	ダイハツ ハイゼット	480 い 2144	ウ	福祉保健課	身延福祉センター	H31. 2. 7届出済社協貸出
6	2807	トヨタ ハイエース	300 た 7857	ウ	福祉保健課	身延福祉センター	H19. 1. 24届出済社協貸出
7	3145	ダイハツ ハイゼット・ダンプ	480 く 953	オ	建設課	総合会館	H26. 3. 13届出済
8	3154	トヨタ ハイエース	33 つ 7215	ウ	政策室	本庁舎(町営バス)	H 9. 1. 29届出済
9	3158	ニッサン キャラバン	300 た 7938	ウ	福祉保健課	身延福祉センター	H19. 1. 24届出済社協貸出
10	5858	マツダ デミオ	500 ほ 2484	ウ	身延支所	身延支所	H25. 2. 5届出済
11	5860	ダイハツ ムーブL	580 さ 1180	ウ	学校教育課	身延給食センター	H31. 2. 7届出済
12	5861	スバル サンバーディアス	480 か 9871	オ	生涯学習課	なかとみ和紙の里	H25. 2. 5届出済
13	5862	三菱 ローザ	200 さ 862	ウ	交通防災課	(ふるさと号)	H25. 2. 5届出済
14	5863	いすゞ エルガミオ	200 は 177	ク	交通防災課	(町営バス鯉沢線)	H25. 2. 5届出済
15	5865	ダイハツ ムーブL	580 さ 1182	ウ	下部支所	下部支所	H26. 8. 26届出済
16	5866	三菱 ミニキャブバン	480 き 2458	オ	産業課	本庁舎	H25. 2. 5届出済
17	5867	三菱 キャンター(ダンプ)	400 す 6410	ク	建設課	本庁舎	H25. 2. 5届出済
18	5868	トヨタ ハイエース	300 は 77	ウ	福祉保健課	身延福祉センター	H25. 2. 5届出済社協貸出
19	5869	トヨタ ハイエース	300 は 78	ウ	福祉保健課	身延福祉センター	H25. 2. 5届出済社協貸出
20	5870	スバル サンバーディアス	480 か 3289	ウ	土地対策課	身延支所	H27. 8. 6届出済
21	5871	ダイハツ ハイゼットカーゴ	480 え 104	ウ	福祉保健課	身延福祉センター	H31. 2. 7届出済社協貸出
22	5873	三菱 ミニキャブバン	480 き 4981	ク	土地対策課	身延支所	H25. 2. 5届出済
23	5874	ダイハツ ムーブL	580 さ 1181	ウ	下部支所	下部支所	H25. 2. 5届出済
24	5875	スバル サンバーディアス	480 か 9870	エ	生涯学習課	図書館	H25. 2. 5届出済
25	5876	トヨタ ハイエース	300 ひ 2066	ウ	学校教育課	下部支所	H25. 2. 5届出済
26	5877	スバル サンバーディアス	480 か 3290	エ	学校教育課	下部支所	H25. 2. 5届出済
27	5882	日野 リエッセ	200 さ 209	エ	学校教育課	(身延小スクールバス)	H25. 2. 5届出済
28	5883	日野 デュトロ	100 さ 4206	ク	学校教育課	中富給食センター	H25. 2. 5届出済
29	5884	トヨタ プロボックス	400 そ 308	ウ	土地対策課	身延支所	H31. 2. 7届出済
30	5885	スバル サンバーディアス	480 か 9837	ウ	身延支所	身延支所	H31. 2. 7届出済
31	5887	スズキ キャリー	480 あ 4941	ク	生涯学習課	下部地区公民館	H25. 2. 5届出済
32	5890	トヨタ ハイエース	300 ほ 3499	エ	子育て支援課	すこやかセンター	H25. 2. 21届出済
33	5891	トヨタ ハイエース	300 ほ 3500	ウ	観光課	身延支所	H31. 2. 7届出済
34	6435	ダイハツ ハイゼット	480 く 3322	ウ	生涯学習課	下部地区公民館	H27. 8. 6届出済
35	3153	ダイハツ タント	580 つ 743	ウ	福祉保健課		H26. 3. 13届出済
36	6434	トヨタ ハイエース	300 ほ 4213	ク	福祉保健課	身延福祉センター	H26. 3. 13届出済社協貸出
37	6436	トヨタ ハイエース	300 ほ 7858	ク	生涯学習課	なかとみ和紙の里	H26. 3. 13届出済
38	6473	スズキ アルト	580 と 4962	ウ	財政課	本庁舎	H26. 8. 26届出済
39	6474	スズキ アルト	580 と 4963	ウ	財政課	本庁舎	H26. 8. 26届出済
40	6475	スズキ アルト	580 と 4964	ウ	財政課	本庁舎	H26. 8. 26届出済

41	6476	スズキ アルト	580 と 4965	ア	財政課	本庁舎	H26. 8. 26届出済
42	6716	ダイハツ ビーゴ	501 せ 4221	オ	産業課	本庁舎	H27. 8. 6届出済
43	2817	スズキ キャリー	40 も 3014	ク	観光課	身延支所	H27. 11. 2届出済
44	3140	ダイハツ ハイゼット	480 け 6480	ウ	生涯学習課	金山博物館	H29. 1. 13届出済
45	7881	ダイハツ ハイゼット	480 こ 4574	オ	環境上下水道課	中富浄化センター	H31. 2. 7届出済
46	7882	ダイハツ ハイゼット	480 こ 4576	オ	環境上下水道課	中富浄化センター	H31. 2. 7届出済
47	7883	ダイハツ ハイゼット	480 こ 4577	カ	環境上下水道課	中富浄化センター	H31. 2. 7届出済
48	7884	スズキ エスクード	300 め 1584	ウ	環境上下水道課	中富浄化センター	H31. 2. 7届出済
49	7885	スズキ アルト	580 の 7353	カ	環境上下水道課	中富浄化センター	H31. 2. 7届出済
50	7886	ダイハツ キャディ	480 こ 4573	オ	環境上下水道課	中富浄化センター	H31. 2. 7届出済
51	7887	トヨタ プロボックス	400 た 306	オ	環境上下水道課	中富浄化センター	H31. 2. 7届出済
52	7888	ダイハツ ハイゼット	480 こ 4575	オ	環境上下水道課	中富浄化センター	H31. 2. 7届出済
53	7889	日野	200 は 94	ウ	交通防災課	(あじさい号)	H31. 2. 7届出済
54	7890	日野	100 さ 2795	ク	学校教育課	給食センター	H31. 2. 7届出済
55	7950	ホンダ フリード	501 た 4067	ウ	生涯学習課	下部地区公民館	R 1. 8. 9届出済
56	7951	サバル フォレスター	300 や 1241	オ	建設課	中富総合会館	R 1. 8. 9届出済
57	7952	トヨタ ハイエース	300 や 1810	ウ	交通防災課	(町営バス古関線)	R 1. 8. 9届出済
58	7953	ホンダ N-VAN	480 さ 6695	ウ	財政課	本庁舎	R 1. 8. 9届出済
59	7954	ホンダ N-VAN	480 さ 6696	ウ	財政課	本庁舎	R 1. 8. 9届出済
60		スズキ エブリイ	480 す 1723	オ	建設課	中富総合会館	R 3. 1. 7届出済
61		ニッサン バネット	400 た 4815	ク	観光課	身延支所	R 3. 1. 7届出済
62		トヨタ アルファード	330 ま 5252	ク	総務課	本庁舎	R 3. 1. 7届出済
63		トヨタ アクアL	501 て 906	ウ	財政課	本庁舎	R 3. 1. 7届出済
64		トヨタ アクアL	501 て 900	ウ	財政課	本庁舎	R 3. 1. 7届出済
65		トヨタ ノアハイブリッドX	501 て 899	ク	財政課	本庁舎	R 3. 1. 7届出済
66		スズキ アルトL	580 み 131	ウ	財政課	すこやかセンター	R 3. 1. 7届出済
67		スズキ エブリイ	480 す 1305	ウ	財政課	すこやかセンター	R 3. 1. 7届出済
68		スズキ アルトL	580 ま 9787	ウ	財政課	すこやかセンター	R 3. 1. 7届出済
69		スズキ アルトL	580 ま 8681	ウ	財政課	すこやかセンター	R 3. 1. 7届出済
70		スズキ エブリイ	480 す 980	ウ	財政課	すこやかセンター	R 3. 1. 7届出済
71		スズキ アルトL	580 み 1154	ウ	財政課	すこやかセンター	R 3. 1. 7届出済
72		ニッサン セレナ20X	501 つ 9654	ウ	財政課	すこやかセンター	R 3. 1. 7届出済
73		トヨタ シエンタX	501 つ 9378	ウ	財政課	すこやかセンター	R 3. 1. 7届出済
74		スズキ エブリイ	480 す 4124	ク	身延支所	身延支所	R 3. 1. 7届出済

用 途		届出台数
ア	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項	2台
イ	消防、水防その他の応急措置に関する事項	
ウ	被災者の救難、救助その他の保護に関する事項	47台
エ	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	4台

オ	施設及び設備の応急の復旧に関する事項	14台
カ	清掃、防疫その他の保護衛生に関する事項	2台
キ	犯罪の予防、交通の規則その他災害地における社会秩序の維持に関する事項	
ク	緊急輸送の確保に関する事項	14台
ケ	その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	
※イ・キ・ケは緊急自動車にて対応		計83台

○緊急通行（輸送）車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊟	
		公安委員会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○緊急輸送車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		知 事 ㊟	
		公安委員会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	目的地	
備考			

備考：用紙は、日本工業規格A5とする。

〔自衛隊関係〕

○自衛隊災害派遣要請依頼書

	令和 年 月 日
山梨県知事 殿	
	発 信 者 名 (身延町災害対策本部長)
自衛隊の災害派遣要請について (依頼)	
このことについて、自衛隊の災害派遣を要請します。	
1 災害の状況及び派遣要請をする事由	
(1) 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする)	
(2) 派遣を要請する事由	
2 派遣を必要とする期間	
自 令和 年 月 日	
至 令和 年 月 日	
3 派遣を希望する人員及び装備の概要	
(1) 人員	
(2) 装備の概要 (特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき)	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣を希望する区域	
(2) 活動内容	
5 要請日時	
令和 年 月 日	
6 その他参考となるべき事項	
(1) 連絡場所及び連絡責任者	
・	
・	
・	
・	
・	

○自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼書

第 号 年 月 日
山梨県知事 殿
④
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣要請を依頼しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収要請方お願いいたします。
記
1 撤収要請日時
2 派遣された部隊
3 派遣人員及び従事作業の内容
4 その他参考事項

○自衛隊宿泊予定施設一覧

名 称	所 在 地	連絡先 (0556)	宿泊可能 人 員
豊岡体育館(※)	身延町相又247	20—3017	125
身延町民体育館(※)	〃 梅平948	62—0106	297
身延高等学校体育館(※)	〃 梅平1201—2	62—1045	250
下部体育館(※)	〃 常葉1480		132
古関体育館(※)	〃 古関118	38—0101	168
久那土体育館(※)	〃 三澤72—1		210
峡南高等学校運動場(※)	〃 三澤2417	37—0686	210
下部温泉会館(※)	〃 下部1130—1	36—0124	120
下部地区公民館古関分館(※)	〃 古関2437	38—0101	70
働く婦人の家	〃 三澤18	37—0002	70
中富地区公民館西嶋分館(※)	〃 西嶋340	42—2508	200
中富地区公民館静川分館	〃 切石558—1	42—2910	50
生活改善センター	〃 中山1706	—	100
中富地区公民館大須成分館(※)	〃 大塩1398—1	42—2280	50
旧大須成小学校講堂	〃 久成5005	42—3786	30
旧中富中学校体育館(※)	〃 寺沢3250		150

※印は指定避難所

〔自主防災組織等関係〕

○自主防災規約及び防災計画

防 災 会 規 約 （案）

令和 年 月 日

(名称)

第1条 この会は、 防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務局は、 に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による。被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の整備、充実に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、 地区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 人
- (2) 副会長 人
- (3) 幹事 人
- (4) 監査役 人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、 年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会は、総会及び幹事会を開催する。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要のあるときは、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長・副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し実施する。

(1) 総会に提出すべき案件

(2) 総会より委任された事項

(3) その他、幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計区は、別に定める。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決をへて別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

自主防災組織防災計画（案）

令和 年 月 日

1 目的

この計画は、自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

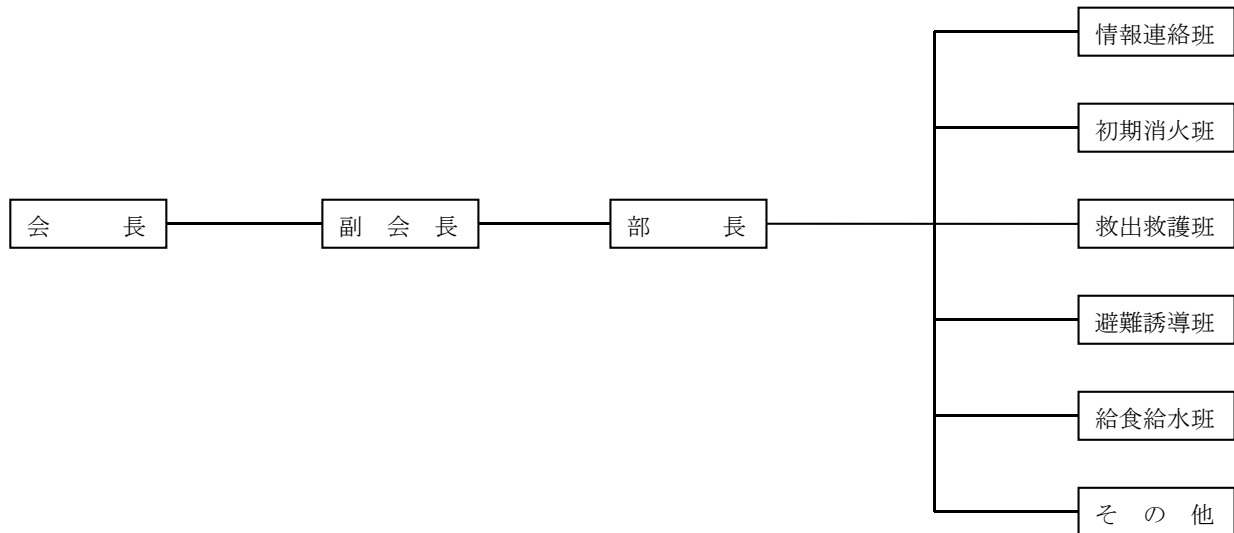
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。
- (9) 物資の調達に関すること。
- (10) 警備警戒に関すること。
- (11) 衛生に関すること。
- (12) 安全点検に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及活動を行う。

- (1) 普及事項
 - ア 防災組織及び防災計画に関すること。
 - イ 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
 - ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
 - エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。

オ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

ア 広報誌、パンフレット、ポスター等の配布

イ 座談会、講演会、映画会等の開催

ウ パネル等の展示

(3) 実施機関

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時必要があれば実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

ア 情報の収集伝達訓練

イ 初期消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出、救護訓練

(3) 総合訓練は、次のとおりとする。

ア 個別訓練を相互して行う訓練

イ 防災機関、地域事業所及び隣接自主防災組織と協力して行う訓練

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時間及び回数

ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中及び防災の日に実施する。

イ 訓練は総合訓練にあつては年一回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集伝達

地震予知情報、避難状況及び被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

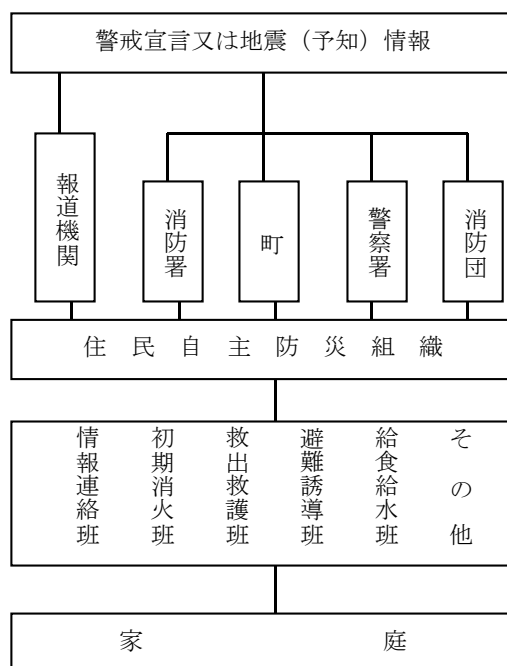
(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報又は防災機関、報道機関等に提供する情報を収集し、必要と認める情報を組織内住民及び防災期間等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達方法

情報の収集伝達は、有線電話、無線放送、携帯無線機、応報車、伝令、テレビ、ラジオ等による。

警戒宣言又は地震（予知）情報伝達系統図



7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月 日 を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備をする。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物等の保管状況

ウ 消化器等消火機材の整備状況

エ その他建物等の危険個所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため次の消火資機材を配備する。

・消火器、水バケツ、消火砂等

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときには、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

負傷者に医師の手当が必要なときは、次の医療機関又は防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

[医療機関] 町 病院 町 医院

(3) 防災機関の出動要請

救助班員は、防災機関による救出を必要と認めたときは、防災機関の出動を要請する。

9 避難対策

(1) 避難の勧告又は指示等の基準

ア 事前避難

警戒宣言が発せられたとき地震による被害の発生が予想され、危険と認められる地域の住民を予め事前に避難させる必要があると認めるとき。

イ 緊急避難

災害の発生により、危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認めるとき。

ウ 発災時避難

災害発生後、二次災害等により避難を必要と認めるとき。

(2) 避難誘導の指示

町長又は警察官により避難命令が出たときは、自主防災組織会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導班は、自主防災組織会長の避難指示に基づき、住民を避難地に誘導する。

(4) 避難路及び避難地

ア 避難路

イ 避難地

(5) 避難路、避難地の点検

生命を守るための避難なので、避難路及び避難地での落下物、倒壊等障害となる物の除去等、普段からの安全点検を図る。

10 給食・給水

避難地における給食、給水は次により行う。

(1) 給食の実施

生活班は、町より配分された食料、地域内の家庭又は業者から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

生活班は、町より提供された飲料水及び独自に確保した飲料水により給水活動を行う。

〔条例、協定等関係〕

○身延町防災会議条例

〔平成16年9月13日〕
条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、身延町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 身延町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 山梨県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団正副団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、身延町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は平成16年9月13日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

○身延町防災会議規則

〔平成16年9月13日〕
〔条例第18号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、身延町防災会議条例（平成16年身延町条例第15号）第5条の規定に基づき、身延町防災会議の議事その他防災会議の適正な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務執行)

第2条 会長及び会長の職務を代理する委員がともに事故があるときは、年長の委員が臨時に会長の職務を行う。

(会議の招集)

第3条 防災会議の招集は、会長から委員に対する通知によりこれを行う。

2 前項の通知は、招集すべき日の前日までに、招集の日時、場所及び付議すべき議案を示した文書をもってしなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

(会議の成立)

第4条 会議は委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議長)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の開閉等)

第6条 会議の開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣言する。

(発言)

第7条 委員は、議題について、自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

2 発言は、すべて議長の許可を得てしなければならない。

(採決)

第8条 議長は、採決を採ろうとするときは、採決に付す問題を会議に宣言する。

2 採決は、起立又は挙手による。ただし、出席委員の2分の1以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票による。

(議事録)

第9条 議事録には、議長及び会議において定めた3人以上の委員が署名しなければならない。

2 議事録には、議事のほか、開会及び閉会の日時、出席及び欠席の委員の氏名その他会長において必要と認める事項を記載しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年9月13日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規則第6号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条中身延町公有財産管理規則第10条の改正規定及び第13条中身延町建設工事執行規則第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

○身延町防災会議委員名簿

		機 関 名	役 職 名	条項委員名
1	会長	身延町	町長	
2	委員	身延町	副町長	3-5-(4)
3	〃	国土交通省峡南国道出張所	所長	3-5-(1)
4	〃	国土交通省富士川中流出張所	所長	3-5-(1)
5	〃	山梨県峡南地域県民センター	所長	3-5-(2)
6	〃	山梨県峡南保健福祉事務所	所長	3-5-(2)
7	〃	山梨県峡南建設事務所	所長	3-5-(2)
8	〃	山梨県南部警察署	署長	3-5-(3)
9	〃	山梨県富士吉田警察署	署長	3-5-(3)
10	〃	身延町	総務課長	3-5-(4)
11	〃	身延町	交通防災課長	3-5-(4)
12	〃	身延町	福祉保健課長	3-5-(4)
13	〃	身延町	建設課長	3-5-(4)
14	〃	身延町	下部支所長	3-5-(4)
15	〃	身延町	身延支所長	3-5-(4)
16	〃	身延町	教育長	3-5-(5)
17	〃	身延町消防団	団長	3-5-(6)
18	〃	身延町消防団	副団長	3-5-(6)
19	〃	東海旅客鉄道(株)静岡支社	身延駅長	3-5-(7)
20	〃	東日本電信電話(株)山梨支店	支店長	3-5-(7)
21	〃	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	楡形事務所長	3-5-(7)
22	〃	身延町・早川町組合立飯富病院	院長	3-5-(7)

《事務局》

		身延町交通防災課交通防災担当		
--	--	----------------	--	--

○身延町災害対策本部条例

〔平成16年9月13日〕
〔条例第16号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、身延町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月13日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

○身延町地震災害警戒本部条例

〔平成16年9月13日〕
〔条例第17号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、身延町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(2) 町の教育委員会の教育長

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員若しくは職員のうちから町長が任命する者

(5) 町の消防団の長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月13日から施行する。

○身延町災害支援本部設置要綱

〔平成23年7月19日〕
訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、国内において大規模災害が発生した場合に被災地を支援するため設置する身延町災害支援本部（以下「支援本部」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 支援本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 災害時相互応援協定を締結した被災自治体に対する支援に関すること。
- (2) 前号以外の被災自治体に対する支援に関すること。
- (3) 被災者の受入れに関すること。
- (4) 関係機関との連絡その他被災支援に関すること。

(組織)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって充てる。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、各課等の所属長をもって充てる。

(会議)

第4条 支援本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集するものとする。

- 2 本部会議は、前条に規定する職員をもって組織し、第2条に規定する事項について審議し、決定する。

(庶務)

第5条 支援本部の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○応援協定等締結先一覧

締結協定	県名	市町村	担当課	電話	衛星系無線	締結時市町村名
④⑤	山梨県	富士吉田市	企画部安全対策課	0555—22—9070	202	
②	山梨県	市川三郷町	防災課	055—272—1175	343	三珠町、市川大門町、六郷町
②	山梨県	富士川町	防災交通課	0556—22—7209	361	増穂町・鯉沢町
②	山梨県	早川町	総務課	0556—45—2511	364	
②③	山梨県	南部町	交通防災課	0556—66—3417	366	南部町、富沢町
④	山梨県	道志村	総務課	0554—52—2111	422	
④⑤	山梨県	西桂町	総務課	0555—25—2121	423	
④⑤	山梨県	忍野村	総務課	0555—84—7791	424	
④⑤	山梨県	山中湖村	総務課	0555—62—1111	425	
④⑤	山梨県	鳴沢村	総務課	0555—85—2311	429	
④⑤	山梨県	富士河口湖町	地域防災課	0555—72—6013	426	上九一色村
④⑤	静岡県	沼津市	危機管理課	055—934—4803	022—203—2742	
④	静岡県	熱海市	危機管理課	0557—86—6443	205—9999、9106	
④⑤	静岡県	三島市	危機管理課	055—983—2650	022—206—9999	
④⑤	静岡県	富士宮市	危機管理局危機管理担当	0544—22—1319	022—207—9999	富士宮市、芝川町
④	静岡県	伊東市	危機管理部危機対策課 (内線2430、2431)	0557—36—0111	022—208—2480	
④⑤	静岡県	富士市	防災危機管理課	0545—55—2715	022—210—3301	富士市、富士川町
④⑤	静岡県	御殿場市	危機管理課	0550—82—4370	022—215—1—3411	
④	静岡県	下田市	防災安全課	0558—22—2215	5—219—9999、9106	
④⑤	静岡県	裾野市	危機管理課	055—995—1817	022—220—9999	
④	静岡県	伊豆の国市	危機管理課	055—948—1412	5(8)321—9999、9106	
④	静岡県	河津町	総務課	0558—34—1111	302—9999	
④	静岡県	南伊豆町	総務課	0558—62—1111	5(8)304—9999、9106	
④	静岡県	松崎町	企画観光課	0558—42—3964	(5)(8)305—9999、9106	

④	静岡県	函南町	総務課	055—979—8102	(5) (8) 325— 9999、9106	
④⑤	静岡県	長泉町	地域防災課	055—989—5505	022—342—9999	
④⑤	静岡県	小山町	危機管理局	0550—76—6111	022—344—9999	
④	神奈川県	小田原市	防災部防災対策課	0465—33—1855	090—3402—1643	
④	神奈川県	南足柄市	総務防災部防災安全課	0465—73—8055	6609	
④	神奈川県	中井町	地域防災課	0465—81—1115	6629	
④	神奈川県	大井町	防災安全課	0465—85—5002	6649	
④	神奈川県	松田町	安全防災担当室	0465—83—1221	080—1270—4209	
④	神奈川県	山北町	総務防災課	0465—75—3643	6689	
④	神奈川県	開成町	防災安全課	0465—84—0314	6709	
④	神奈川県	箱根町	総務防災課	0460—5—9562	7629	
④	神奈川県	真鶴町	総務課	0465—68—1131	7709	
④	神奈川県	湯河原町	地域政策課	0465—63—2111 (内線271、272)	7729	
③	青森県	八戸市	防災危機管理課	0178—43—2111	002—203—109	
③	青森県	七戸町	総務課	0176—68—2111	002—402—1— 310	
③	青森県	三戸町	総務課	0179—20—1111	002—441—1— 2212	
③	青森県	南部町	総務課	0179—34—2111	002—445—1— 220	
③	岩手県	盛岡市	危機管理防災課	019—626—7404	003—441—1	
③	岩手県	遠野市	防災危機管理課	0198—62—4311	003—563—1	
③	岩手県	二戸市	防災安全課	0195—23—3111	003—431—1	

備考 締結協定は次のとおりである。

- ①…「山梨県常備消防相互応援協定による相互応援」
- ②…「峡南広域消防相互応援協定書」
- ③…「大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書」
- ④…「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書」
- ⑤…「環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定」
- ⑥…「富士北麓災害時の相互応援に関する協定」

○山梨県常備消防相互応援協定による相互応援

大規模災害時における消防活動については、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条に規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」により相互応援を行う。

上記協定をもってしても対処できないと判断した時は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出場や広域航空応援隊等、消防広域応援の要請依頼を行う。

1. 消防職員の派遣について

県の緊急援助隊受援計画に基づき、(1)～(4)の災害が発生した場合は、被災地（各町役場・災害現場等）に消防職員を派遣する。

- (1) 震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- (2) 噴火警報（居住区域）が発表された場合
- (3) 震度 5 強以下の地震であっても大規模な災害が予想される場合
- (4) 水火災等による大規模な災害または、特殊な災害が発生した場合

2. 派遣職員の任務

各町に派遣した職員は、町災害対策本部にて下記の業務を行うこと。

- (1) 町災害対策本部の運営
- (2) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行う。
- (3) 緊急援助隊との情報共有及び活動調整等を行う。
- (4) 活動状況の共有
- (5) 指揮本部（消防本部）との連絡調整
- (6) 関係機関との調整を行う。

○ 峡南広域消防相互応援協定書

この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町、（以下「協定市町村」という。）は消防相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害および産業災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安全を図るため、市町村相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域および対象）

第2条 この協定の実施区域は、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町（以下「関係市町村」という。）とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、大規模または特殊火災および突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援の種別）

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 普通応援 協定市町村に接する地域および当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町村長の要請をまたずに出動する応援。
- （2） 特別応援 協定市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地在市町村長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、災害発生地市町村長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町村長に対して行うものとする。

- （1） 災害の種類
- （2） 災害発生の場所
- （3） 所要人員および機械器具、消火薬剤等の種別員数
- （4） 応援隊受領（誘導員配置）場所
- （5） その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村長は、当該市町村区域の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町村長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町村長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町村長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第7条 受援市町村の消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援市町村長が応援隊の長にこれを行うもの

とする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町村の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な実施細目等は、消防長および関係市町村の消防団長が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 本協定の施行日をもって、昭和48年3月30日協定調印した「火災出動細目協定」は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、協定市町村長が押印のうえ各一通を保管する。

平成元年3月24日

三 珠 町 長	市川大門町長	六 郷 町 長
下 部 町 長	増 穂 町 長	鯉 沢 町 長
中 富 町 長	早 川 町 長	身 延 町 長
南 部 町 長	富 沢 町 長	

○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書

南部藩ゆかりの地である南部町（山梨県）、身延町、八戸市、七戸町、三戸町、南部町（青森県）、盛岡市、遠野市及び二戸市（以下「市町」という。）は、地震等による大規模災害が発生し、被災市町独自では、十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災市町が他の市町に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行することができるよう相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫活動並びに施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の派遣
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受け入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡担当部課等)

第2条 前条に掲げる応援に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、市町の災害応急措置の応援事務を担当する部課等（以下「連絡担当課」という。）を別表のとおり定める。

(応援の手続)

第3条 大規模災害が発生し、他の市町村に応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、分書により前条に規定する連絡担当課を通じ要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、その後に文書を搬出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第1条第1号及び第2号に掲げる物資等の品名及び数量等
- (3) 第1条第3号に掲げる車両の種類及び台数
- (4) 第1条第4号に掲げるものの職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援職員の標識等)

第4条 応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の首長が応援のための職員を派遣するときは、当該職員に当該市町名を表示した腕章等の標識をつけさせるものとする。

(応援職員の携行品)

第5条 応援のために派遣される職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の提供)

第6条 応援の受けた市町（以下「被災市町」という。）は、応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）に対し、宿舍のあっせん等の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費の負担)

第7条 応援職員の派遣に要した経費の負担については、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は地方公務員災害補償法

(昭和42年法律第127号)の規定に基づき応援市町が必要な補償を行う。

- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町が賠償し、被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償するものとする。

(応援に要する費用の負担)

第8条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町が一時繰替支弁をするものとし、次に定めるところにより算出した額を応援市町の請求に基づき、被災市町が負担するものとする。

- (1) 応援職員の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費又は故障が生じた場合の修理費

2 前項の請求は、応援市町の首長名による請求書に關係書類を添付の上、被災市町の首長にそれぞれの連絡担当課を経由して行うものとする。

(応援に要する費用負担の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、被災市町の被災状況等を勘案し特段の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町の応援市町の間で協議することができる。

(災害対策の資料の交換)

第10条 各市町は、相互の災害対策の調査資料に資するため、地域防災計画等の当該市町の地域に係る災害対策の資料を作成したときは、他の市町に送付するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、連絡担当課が協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成8年10月21日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、当事者署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年10月21日

山梨県南部町	南部町長	山梨県身延町	身延町長	青森県八戸市	八戸市長
青森県七戸町	七戸町長	青森県三戸町	三戸町長	青森県南部町	南部町長
岩手県盛岡市	盛岡市長	岩手県遠野市	遠野市長	岩手県二戸市	二戸市長

○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「協定市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受け入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当時協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成18年11月30日

静 岡 県 沼 津 市
 静 岡 県 熱 海 市
 静 岡 県 三 島 市
 静 岡 県 富 士 宮 市
 静 岡 県 伊 東 市
 静 岡 県 富 士 市
 静 岡 県 御 殿 場 市
 静 岡 県 下 田 市
 静 岡 県 裾 野 市
 静 岡 県 伊 豆 の 国 市
 静 岡 県 河 津 町
 静 岡 県 南 伊 豆 町
 静 岡 県 松 崎 町
 静 岡 県 函 南 町
 静 岡 県 清 水 町
 静 岡 県 長 泉 町
 静 岡 県 小 山 町
 静 岡 県 芝 川 町
 静 岡 県 富 士 川 町
 神 奈 川 県 小 田 原 市
 神 奈 川 県 南 足 柄 市
 神 奈 川 県 中 井 町
 神 奈 川 県 大 井 町
 神 奈 川 県 松 田 町
 神 奈 川 県 山 北 町
 神 奈 川 県 開 成 町
 神 奈 川 県 箱 根 町

神奈川県 真鶴町
神奈川県 湯河原町
山梨県 富士吉田市
山梨県 身延町
山梨県 道志村
山梨県 西桂町
山梨県 忍野村
山梨県 山中湖村
山梨県 鳴沢村
山梨県 富士河口湖町

○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡担当部局の設置)

第2条 協定市町村は、災害時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を次条に規定する代表応援調整市町村に別表1により報告し、代表応援調整市町村はそれを取りまとめの上、他の協定市町村に周知するものとする。

(応援調整市町村等の設置)

第3条 協定市町村は、大規模災害時に被災市町村の被災状況に関する情報が錯綜し、十分な応援活動が実施できない場合も想定し、円滑に応援活動を実施するため、協定市町村を別に定める地域（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックに応援調整市町村を定めておくものとする。

2 前項に規定するブロックは、静岡県、神奈川県、山梨県の各県を単位とする。

3 応援調整市町村は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長及び副会長市町村をもって充てるものとする。

4 応援調整市町村が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックに副応援調整市町村を定めておくものとする。

5 副応援調整市町村は、各ブロックの応援調整市町村以外の協定市町村の互選により選定するものとする。

6 応援調整市町村及び副応援調整市町村（以下「応援調整市町村等」という。）の任期は、原則として1年とする。

7 応援調整市町村は、各ブロックの次年度の応援調整市町村等を定めたときは、その協定市町村名を別表2により毎年3月末日までに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長市町村である応援調整市町村（以下「代表応援調整市町村」という。）に報告するものとする。

8 代表応援調整市町村は、前項の報告を受けた場合には、取りまとめの上、速やかに、協定市町村に周知するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 協定第3条に規定する応援の要請は、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当部局を通じて別に定める様式により文書にて応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合にあつては、口頭、電話又は電信（ファックス・メール等）により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援場所及び応援場所への経路

(3) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資の品名、数量等

(4) 協定第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、被災者の人数

(5) 協定第2条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種別人員及び派遣期間

(6) 前号各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

2 前項の応援要請を受けた協定市町村は、その内容について、速やかに、第3条に規定する自らが属す

るブロック（以下「ブロック内」という。）の応援調整市町村等へ報告するものとする。

- 3 応援要請を受けた協定市町村から、前項の規定に基づく報告を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
- 4 前項の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

（応援の実施）

第5条 第4条第1項の規定による応援要請を受けた協定市町村は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市町村は、災害直後、職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

（自主的活動）

第6条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から第4条の規定に基づく要請がなく、かつ、被災市町村と連絡ができない場合には、協定市町村は、被災市町村からの応援要請に備え、次の各号により自主的に活動するものとする。

- (1) 応援調整市町村等は、必要に応じ、応援調整市町村等が属するブロックの県とも連携し、ブロック内の被災市町村の被害状況について、速やかに、情報収集するとともに、その内容をブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。
- (2) 前項の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容をブロック内の協定市町村へ周知するものとする。
- (3) 第1号又は第2号の規定に基づく連絡を受けた協定市町村は、自らが可能な応援内容についてブロック内の応援調整市町村等に報告するものとする。

（訓練等の実施）

第7条 協定市町村は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練や情報交換等を実施するものとする。

（協定書の見直し）

第8条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については代表応援調整市町村が行うものとする。

この実施細目は、平成18年11月30日から施行する。

別表1 「連絡担当部局」 略

別表2

実施細目第3条に規定するブロック及び応援調整市町村等は、次のとおりとする。

ブロック及び応援調整市町村等

ブロック	応援調整市町村等		ブロック別協定市町村
	応援調整市町村	副応援調整市町村	
静岡県	沼津市	富士市	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆の国市、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町
神奈川県	◎小田原市	南足柄市	中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	富士吉田市	富士河口湖町	身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村

※ 応援調整市町村の内、◎印は代表応援調整市町村を示す。

別記様式

実施細則第4条に規定する応援要請に係る文書の様式は、次のとおりとする。

第 号
年 月 日

様

住 所
氏 名

災害発生による応援要請について

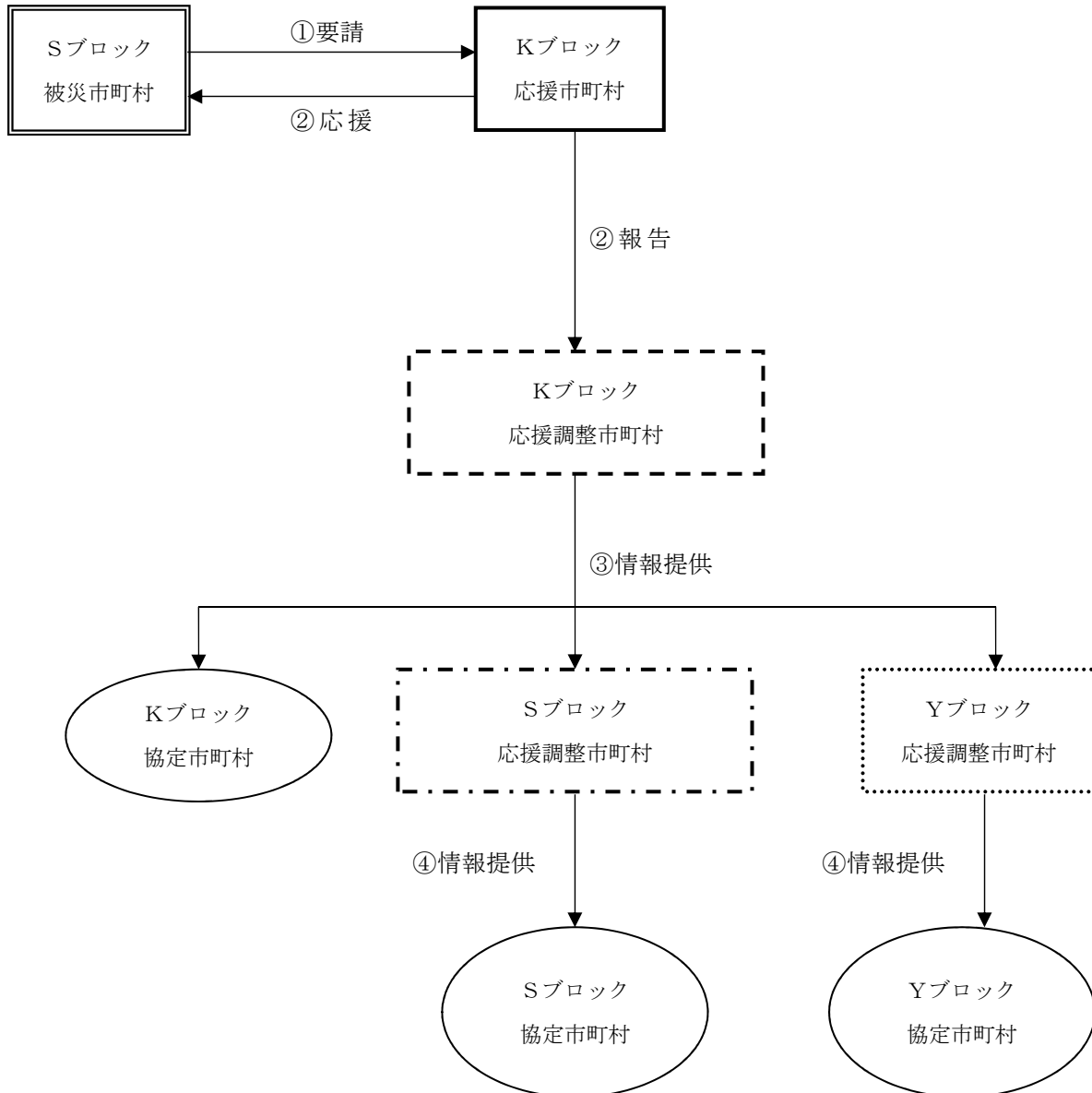
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書第3条の規定による応援要請を、同協定書実施細目第4条の規定に基づき、次のとおりいたします。

項 目	内 容
1 被害の状況	
2 応援場所 到達経路	
3 応援の種類及び 内 容	
4 応援を要する 職種別人員及び 派遣期間	
5 その他応援に 必要な事項	

参考

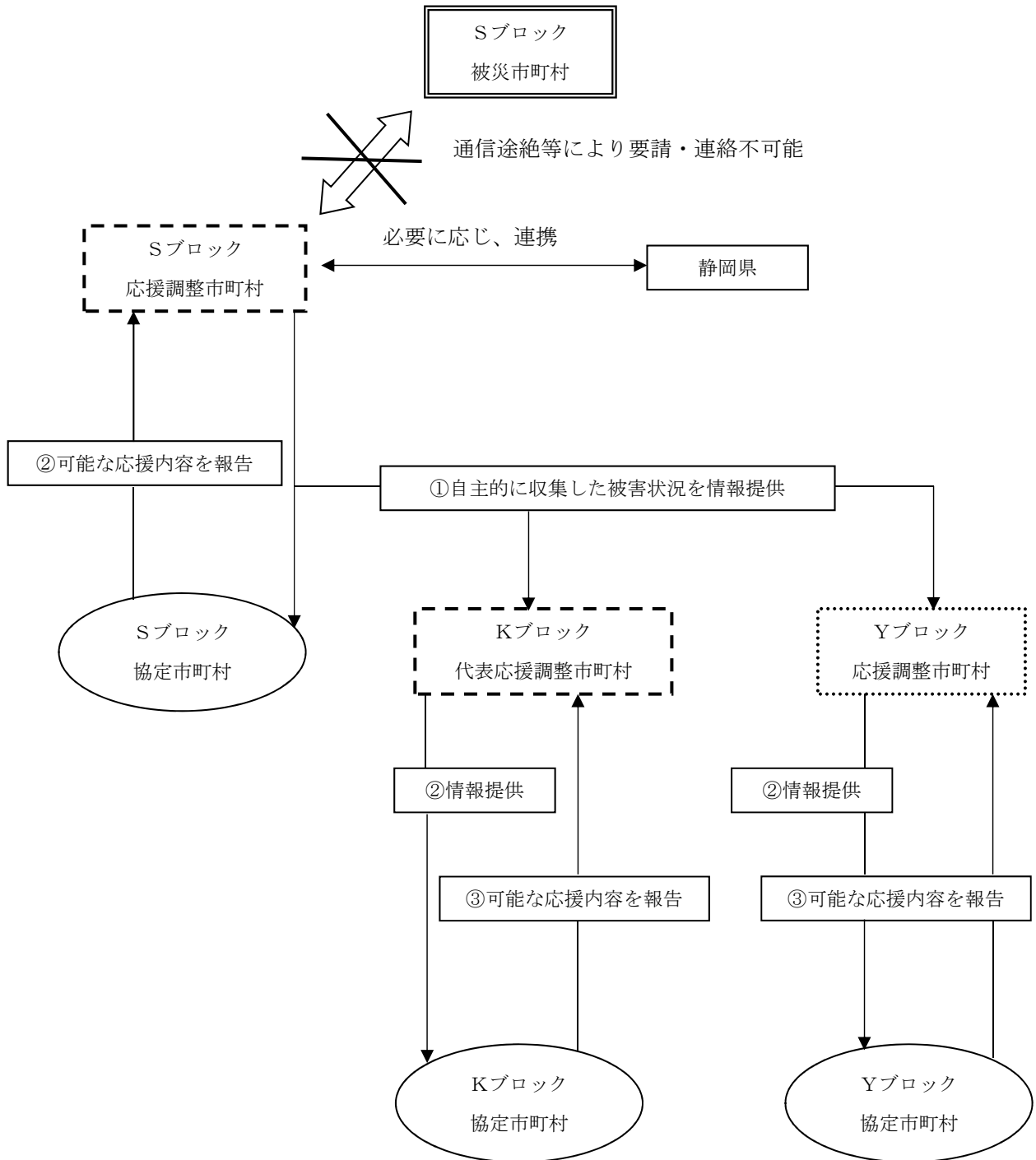
応援要請に基づく応援の流れ

○協定（案）〈実施細目第4条〉



自主的応援の流れ

○協定（案）〈実施細目第6条〉



○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定

環富士山火山防災連絡会（以下「連絡会」という。）を構成する山梨県側市町村の富士吉田市、西桂町、忍野町、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町と静岡県側市町村の沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町（以下「構成市町村」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生することがあらかじめ予想される場合において、構成市町村が相互に応援・協力することにより、被災した市町村又は被災があらかじめ予想される市町村（以下「被災市町村等」という。）に対して、迅速な応援を行うことで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災が予想される圏域外への避難誘導活動
- (2) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・救護活動
- (3) 被災者等受入施設の提供
- (4) 被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (5) 被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供
- (6) 応急復旧活動
- (7) 長期の避難生活が見込まれる被災者等（以下「長期避難生活世帯」という。）への（仮設）住宅の提供
- (8) 長期避難生活世帯の児童・生徒の受入れ
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 前各号の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供
- (11) その他要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 被災市町村等の長が他の構成市町村の長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等をもって要請し、事後において速やかに文書に提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量

- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請する事項
(派遣された職員の指揮)

第6条 応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、原則として被災市町村等の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 構成市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災地に対し応援を行うことができる。

2 自主行動した構成市町村は、情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災市町村から第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村等で負担するものとする。

2 被災市町村等が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村等から要請があった場合には、応援市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村等がその損害を賠償する。

5 前各項に定めるもののほか、応援に係る経費の負担については、被災市町村等及び応援市町村が協議して定める。

(平常時における火山防災相互協力)

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、連絡会規約の所掌事項について相互に協力するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成18年5月10日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書16通を作成し、各市町村長署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月10日

山梨県側市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

静岡県側市町

沼津市長

三島市長

富士宮市長

富士市長

御殿場市長

裾野市長

長泉町長

小山町長

芝川町長

○富士北麓災害時の相互応援に関する協定

富士山火山防災協議会を構成する富士吉田市、西桂町、忍野町、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上九一色村、下部町（以下「構成市町村」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害及び風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予め予想される場合について、構成市町村で相互に応援・協力することにより、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」）に対して、迅速な救助・救護活動及び避難活動を確保することで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災者収容施設の提供
- (2) 圏外避難のための被災者に対する避難誘導
- (3) 救援・救助活動及び避難活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者の食料、飲料水、生活必需品の提供
- (5) 救出・応急復旧に必要な資機材の提供
- (6) 災害を受けた市町村の災害対策本部設置に対する施設の提供
- (7) 長期被害に及ぶ場合の被災者の（仮設）住宅提供
- (8) 救出・救護及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 長期被害に及ぶ場合の児童・生徒の受入れ
- (11) 前号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明かにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 災害を受けた市町村の長が他の市町村長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、衛星電話等により連絡担当部局へ応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請の合った事項

（派遣された職員の指揮）

第6条 応援のために派遣された職員は、原則として被災市町村の長の下に活動するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災市町村との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、被災地に自主的判断により応援を行うことができる。

2 被災地に自主出動した市町村は情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に連絡できるように努める。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村で負担するものとする。

2 応援市町村が第1項に規定する経費を支弁するいとまがないときは、被災市町村の求めにより応援市町村は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村が賠償の責めに任ずる。

5 前4項に定めるもののほか、応援にかかる経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(平常時における火山防災相互協力)

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、次の各号に掲げる事業について相互に協力するものとする。

- (1) 火山災害合同防災訓練の実施及び参加
- (2) ハザードマップの見直し検討の継続
- (3) 防災関係資料及び情報の提供
- (4) 住民に対する火山防災の啓発活動
- (5) その他必要と思われる事業の実施及び参加

(市町村合併による取扱い)

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成15年12月11日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各市町村長署名のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成15年12月11日

富士吉田市長
西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

上九一色村長

下部町長

○災害時における身延郵便局、身延町間の協力に関する覚書

身延郵便局長（以下「甲」という。）及び身延町長（以下「乙」という。）は身延町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、身延町及び身延町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、身延町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、身延町内各地域の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、身延町長及び当該地区を管轄する集配郵便局が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は身延町が収集した被害町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 身延町の災害対策本部のメンバーに身延町郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 身延町内の郵便局は、身延町若しくは各地区、各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては身延郵便局長、乙においては身延町総務課長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年4月24日

身延町長

身延郵便局長

○災害時の協力に関する協定

身延町（以下「甲」という。）と社会福祉法人、興邦会（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震その他の災害の発生により、身延町内及び乙の施設で被害が生じた場合において、相互の災害救援対応を円滑にすることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 要援護者等 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、養育にかかる児童、病人、乳幼児、妊婦など、援護を必要とする者及びその同伴者をいう。

（災害時の協力）

第3条 甲は、地震その他の災害の発生により、乙の施設で被害が生じ、かつ、乙の要請があった場合には、次の各号の協力を行うものとする。

- (1) 消防団・地域への応援要請
- (2) 施設利用者の受け入れ先の確保（施設の建物が使用不可の場合）
- (3) その他、甲が可能とする支援

2 乙は、地震その他の災害の発生により、身延町内で被害が生じ、かつ、甲の要請があった場合には、次の各号の協力を行うものとする。

- (1) 要援護者等への屋内外における避難場所の提供
- (2) 炊き出しを中心とした非常食の提供
- (3) 浴場を開放しての入浴の提供（設備が使用可能状態にあるとき）
- (4) その他、乙が可能とするサービスの提供

3 甲は、乙が前項第1号による災害時の協力を行った場合で、かつ、必要があると認める場合に、訪問看護、ホームヘルパーの派遣を行うことができる。同様に、乙は、甲の前項第2号による災害時の協力を行った場合で、かつ、必要があると認める場合に、訪問看護、ホームヘルパーの派遣を行うことができる。

（協力経費の負担）

第4条 災害対応の際に要する経費については、甲と乙とで別途協議するものとする。

（防災訓練の参加）

第5条 乙は地域において行う防災訓練に参加し、防災に関する認識を高め、また乙が自主的に行う防災訓練についても地域へ参加の要請をし、防災についての意識を深めていくものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては身延町福祉保健課長、乙において施設長とする。

（協定の変更等）

第8条 本協定は、1ヶ月前の申し出により、条文の変更等ができるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証明するため、本協定2通を作成し、押印の上、甲乙各1通を保有する。

(付則)

この協定は、締結の日から効力を生じる。

平成18年10月1日

甲 南巨摩郡身延町切石350
身延町長

乙 南巨摩郡身延町常葉7058番地1
社会福祉法人 興邦会
理事長

○災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）と協定締結機関名（以下「乙」という。）は、甲が身延町地域防災計画に基づき実施する災害時における公共施設等の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、身延町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲の所管する道路、河川、建物、下水道及び農林業等の施設（以下「公共施設等」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める内容をいう。

（協力者の報告）

第3条 乙は、協議会員の中から本協定に協力できる者（以下「協力者」という。）を協力者名簿（様式第1号）により甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動体制として、人員編成及び建設資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書（様式第2号）により、前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

3 乙は、名簿等について毎年4月末日までに甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があるときは、乙に協力を要請する。

（要請手続）

第5条 甲の要請は応急対策業務要請書（様式第3号）により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請することができるものとし、事後、文書による手続を行うものとする。応急対策業務要請書は甲及び乙が各1通を保管するものとする。

（実施）

第6条 乙は、第3条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務を実施する者（以下「実施者」という。）を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務の限度は、公共施設等の機能確保に係る必要最小限度とする。

3 実施者は応急対策業務の実施に当たり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられる様手続きをとるものとする。

5 実施者は業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の進捗状況を報告し、業務が完了したときは速やかに応急業務完了報告書（様式第4号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 前条の規定により実施した応急対策業務に要した経費は、甲が負担する。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年3月26日

甲 身延町長
乙 下部建設安全協議会
中富建設安全協議会
身延建設安全協議会

様式第1号（第3条関係）

第 号
令和 年 月 日

身延町長 殿

建設安全協議会
会長

協力者名簿

「災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定」第3条第1項により、協力者の名簿を提出します。

会社名	所在地	代表者名	電話	FAX

様式第2号（第3条関係）

第 号
令和 年 月 日

身延町長 殿

建設安全協議会
会長

資 機 材 ・ 編 成 人 員 報 告 書

「災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定」第3条第2項により、人員編成及び資機材等の数量を報告します。

会社名 _____ 代表者名 _____

1 資機材

土のう (袋)	鋼在類 (t)	鋼線類 (t)	単管パイプ (本)	防水シート (枚)	バリケード (個)	カラーコーン (個)
保安等 (灯)	投光器 (台)	発電機 (台)	排水ポンプ (台)	標識類 (枚)	その他	

2 車両等（記入対象車両等は、原則として排水車、電源車、証明車、災害用作業機械、規制標識車等とする。）

車両等名	規 格	台数	車両等名	規 格	台数

3 編成人員

責任者		編成人員等	
責任者		編成人員等	
責任者		編成人員等	

様式第3号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

建設安全協議会
会長

殿

身延町長

応 急 対 策 業 務 要 請 書

「災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定」により、次のとおり要請します。

要 請 場 所	身延町
業 務 内 容	
要 請 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
連 絡 責 任 者	課及び担当名 課 担当 担当者職・氏名 電 話 F A X
備 考	

様式第4号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

身延町長 殿

建設安全協議会
会長

応急業務完了報告書

「災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定」により要請のあった業務が完了したので、次のとおり報告します。

業務場所	身延町
業務内容	
業務期間	開始 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
実施者	会社名 代表者名 電話 FAX
備考	

○災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）と身延町上下水道管推進協議会（以下「乙」という。）は、甲が身延町地域防災計画に基づき実施する災害時における上下水道施設の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、身延町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲の所管する上下水道施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める内容をいう。

（協力者の報告）

第3条 乙は、組合員の中から本協定に協力できる者（以下「協力者」という。）を協力者名簿（様式第1号）により甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書（様式第2号）により、前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

3 乙は、名簿等について毎年4月末日までに甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があるときは、乙に協力を要請する。

（要請手続）

第5条 甲の要請は応急対策業務要請書（様式第3号）により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請することができるものとし、事後、文書による手続を行うものとする。応急対策業務要請書は甲及び乙が各1通を保管するものとする。

（実施）

第6条 乙は、第3条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務を実施する者（以下「実施者」という。）を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務の限度は、水道施設の機能確保に係る必要最小限度とする。

3 実施者は応急対策業務の実施に当たり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられる様手続きをとるものとする。

5 実施者は業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の進捗状況を報告し、業務が完了したときは速やかに応急業務完了報告書（様式第4号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 前条の規定により実施した応急対策業務に要した経費は、甲が負担する。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年3月26日

甲 身延町長

乙 身延町上下水道管推進協議会

様式第1号（第3条関係）

第 号
令和 年 月 日

身延町長 殿

身延町上下水道管推進協議会
会長

協 力 者 名 簿

「災害時における公共施設の応急対策業務に関する協定」第3条第1項により、協力者の名簿を提出します。

会社名	所在地	代表者名	電話	F A X

様式第2号（第3条関係）

令和 年 月 日

資 機 材 ・ 編 成 人 員 報 告 書

会社名 _____

代表者名 _____

「災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定」第3条第2項により、人員編成及び資機材等の数量を報告します。

1 資材

口径 (mm)	管 種	数量 (本・m)	口径 (mm)	管 種	数量 (本・m)

2 機 材

保 安 灯 (灯)	灯 光 器 (台)	発 電 機 (台)	排水ポンプ (台)	コンクリート カッター (台)	標 識 類 (台)	バリケード (個)
防水シート (枚)	そ の 他					

3 車両等（記入対象車両等は、ダンプトラック、掘削機棟とする。）

車両等名	規 格	台数	車両等名	規 格	台数

4 編成人員（2班編成（1班4人以上）可能な場合記入とする。）

責任者		編成人員等	
責任者		編成人員等	
責任者		編成人員等	

様式第3号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

身延町上下水道管推進協議会
会長 殿

身延町長

応 急 対 策 業 務 要 請 書

「災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定」により、次のとおり要請します。

要 請 場 所	身延町
業 務 内 容	
要 請 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
連 絡 責 任 者	課及び担当名 課 担当 担当者職・氏名 電 話 F A X
備 考	

様式第4号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

身延町長

殿

身延町上下水道管推進協議会
会長

応急業務完了報告書

「災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定」により要請のあった業務が完了したので、次のとおり報告します。

業務場所	身延町
業務内容	
業務期間	開始 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
実施者	会社名 代表者名 電話 FAX
備考	

○災害時における物資供給に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）と協定締結機関名（以下「乙」という。）は、甲が身延町地域防災計画に基づき実施する災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、身延町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲が行う物資供給に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める内容をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は災害発生時等において、物資調達が必要が生じたときは、乙に協力を要請する。

（物資の要請）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 日用品
- (5) 食器類
- (6) 医薬品
- (7) その他甲が必要と認めるもの

（要請手続）

第5条 甲の要請は物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請することができるものとし、事後、文書による手続きを行うものとする。物資供給要請書は甲及び乙が各1通を保管するものとする。

（引き渡し）

第6条 甲は、物資の引き渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の価格は災害発生時等直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の支払）

第8条 乙は供給終了後、供給に要した費用を請求する。

2 甲は、前項により請求された内容を調査のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

（報告）

第9条 甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について、物資一覧表（様式第2号）により報告を求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年3月26日

甲 身延町長
乙 身延町商工会
NPO法人 コメリ災害対策センター
株式会社セルバ セルバみのお店

平成20年4月22日

乙 株式会社クスリのサンロード
フレスポみのお店

平成28年9月27日

乙 株式会社マツモトキヨシ甲信越販売

様式第1号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

殿

身延町長

物資供給要請書

「災害時における物資供給に関する協定」により、次のとおり要請します。

供給物資 種類	
数 量	
引き渡し場所	身延町
連絡責任者	課及び担当名 課 担当 担当者職・氏名 電話 FAX
備 考	

様式第2号（第9条関係）

物資一覧表

区分	品名	単位	数量	品名	単位	数量
(1) 食料品	パン	個		水	本	
	弁当	食		粉乳	缶	
	レトルト食品	個		ジュース類	本	
	カップ麺類	個				
	餅(包装餅)	パック				
	缶詰(プルトップ式)	缶				
(2) 衣料品	下着類	組				
	雨具	個				
(3) 寝具類	毛布	枚				
	布団一式	組				
(4) 日用品	タオル	枚		ティッシュペーパー	個	
	紙おむつ	組		トイレットペーパー	ロール	
	生理用品	袋		ほ乳ビン	本	
	歯ブラシ	本		カイロ	個	
	歯磨き粉	本		懐中電灯	個	
	バケツ	個		乾電池	個	
	やかん	個		軍手	双	
	なべ	個		ポリ袋	袋	
	石けん	個		洗剤	箱	
(5) 食器類	紙皿	枚		はし	膳	
	紙コップ	個				
	スプーン	本				
(6) 医薬品	三角巾	枚		包帯	個	
	滅菌ガーゼ	枚				
	絆創膏	個				

○災害時における物資供給に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）と協定締結機関名（以下「乙」という。）は、甲が身延町地域防災計画に基づき実施する災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、身延町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲が行う物資供給に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める内容をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害発生時等において、物資調達の必要が生じたときは、乙に協力を要請する。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- (1) 飲料水
- (2) その他甲が必要と認めるもの

（要請手続）

第5条 甲の要請は物資要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請することができるものとし、事後、文書による手続を行うものとする。物資供給要請書は甲及び乙が各1通を保管するものとする。

（引き渡し）

第6条 甲は、物資の引き渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の価格は災害発生時等直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の支払）

第8条 乙は供給終了後、供給に要した費用を請求する。

- 2 甲は、前項により請求された内容を調査のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

（報告）

第9条 甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について、報告を求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了

の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年3月26日

甲 身延町長

乙 富士ミネラルウォーター株式会社
株式会社 源泉館

様式第1号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

殿

身延町長

物資供給要請書

「災害時における物資供給に関する協定」により、次のとおり要請します。

供給物資 種類	
数 量	
引き渡し場所	身延町
連絡責任者	課及び担当名 課 担当 担当者職・氏名 電 話 F A X
備 考	

○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）と協定締結機関名（以下「乙」という。）は、甲が身延町地域防災計画に基づき実施する災害時における仮設資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、身延町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲が行う仮設資機材の供給に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める内容をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害発生時等において、仮設資機材調達の必要が生じたときは、乙に協力を要請する。

（仮設資機材の種類）

第4条 仮設資機材の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- (1) 仮設トイレ
- (2) ストーブ、扇風機等の季節商品
- (3) その他甲が必要と認めるもの

（要請手続）

第5条 甲の要請は仮設資機材供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急時には、口頭により要請することができるものとし、事後、文書による手続を行うものとする。仮設資機材供給要請書は甲及び乙が各1通を保管するものとする。

（引き渡し）

第6条 甲は、仮設資機材の引き渡し場所に職員を派遣し、仮設資機材を確認のうえ引き取るものとする。

（仮設資機材の価格）

第7条 仮設資機材の価格は災害発生時等直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の支払）

第8条 乙は供給修了後、供給に要した費用を請求する。

2 甲は、前項により請求された内容を調査のうえ、速やかに乙に支払うものとする。

（報告）

第9条 甲は、乙に対してその資機材、数量等について、報告を求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年3月26日

甲 身延町長

乙 甲陽建機リース株式会社身延営業所
サン建機リース株式会社

信陽機材リース販売株式会社身延営業所

様式第1号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

殿

身延町長

仮設資機材供給要請書

「災害時における仮設資機材の供給に関する協定」により、次のとおり要請します。

供給仮設資機材 種 類	
数 量	
期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
引き渡し場所	身延町
連絡責任者	課及び担当名 課 担当 担当者職・氏名 電 話 F A X
備 考	

○アマチュア無線による災害時の情報収集等の協力に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）とオールジャパンファミリークラブ山梨ブロック（以下「乙」という。）は、甲が身延町地域防災計画に基づき実施する災害時における情報の収集及び伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、身延町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合、（以下「災害発生時等」という。）において、乙が甲に協力して災害に関する情報の収集及び伝達を行うために必要な事項を定める。

（性格）

第2条 この協定に基づき行う乙の活動はボランティア精神に基づく活動とする。

（災害）

第3条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める内容をいう。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害発生時等において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で情報の収集及び伝達についての乙の協力を必要とするときは、乙に協力を要請する。

（通信統制）

第5条 乙が前条の規定により通信活動を行う場合は、甲が指定する無線局の統制に従うものとする。

（連絡系統）

第6条 甲と乙との情報連絡系統は別表のとおりとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

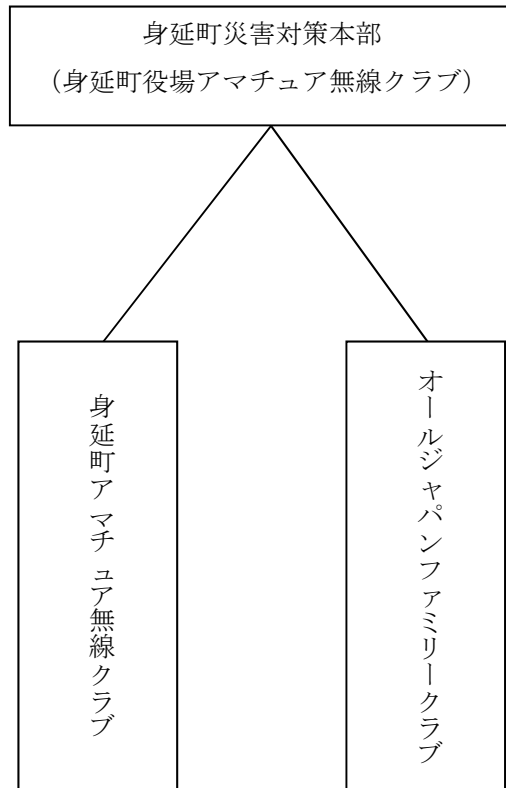
この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年3月26日

甲 身延町長

乙 オールジャパンファミリークラブ
山梨ブロック
身延町アマチュア無線クラブ

別表（第6条関係）



○災害時における通信機材等の貸出に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）とNECネットエスアイ株式会社 甲府営業所（以下「乙」という。）は、甲が身延町地域防災計画に基づき実施する災害時における通信機材等の貸出に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、身延町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合、（以下「災害発生時等」という。）において、甲が行う通信機材の貸出に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める内容をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害発生時等において、通信機材調達の必要が生じたときは、乙に協力を要請する。

（通信機材の種類）

第4条 通信機材の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、乙の可能な範囲で優先的に貸出を行うものとする。

- (1) デジタル簡易無線 携帯無線機（IC-D60）7台
付属品 急速充電器、リチウムイオンバッテリー

（申請手続）

第5条 甲の要請は通信機材貸出要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請することができるものとし、事後、文書による手続を行うものとする。通信機材貸出要請書は甲及び乙が各1通を保管するものとする。

（引き渡し）

第6条 甲は、通信機材の引き渡し場所に職員を派遣し、通信機材を確認のうえ引き取るものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 山梨県南巨摩郡身延町石切350
身延町長 望月 仁司

乙 山梨県甲府市相生二丁目3-16
NECネットエスアイ株式会社
甲府営業所長 柳沢 雄二

○災害時要援護者の福祉避難所の受入れに関する協定書

身延町（以下「甲」という。）と身延町地域活動支援センターひまわりの家運営委員会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震及び風水害等の災害発生時（以下「災害時」という。）において、援護が必要な障害者及び高齢者（以下「要援護者」という。）の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に要援護者が被災により避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の運営する福祉施設（以下「福祉避難所」という。）へ要援護者を受入れる協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における要援護者とは、甲が実施する「災害時要援護者登録」を申請した次に掲げる者のうち、災害時に福祉避難所においての何らかの援護が必要な者とする。

- (1) 身体障害者手帳の障害の程度が1級から3級であつて、上下肢機能障害、体幹機能障害、内部機能障害、視覚障害及び聴覚障害の認定を受けた者
- (2) 療育手帳の障害の程度がA判定の者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1、2級の者
- (4) 介護保険の要介護認定区分が3から5の者
- (5) 65歳以上でひとり暮らしの虚弱高齢者
- (6) 上記に準じる者

（福祉避難所）

第3条 第1条に規定する福祉避難所は、次に掲げる施設とする。

ひまわりの家

（受入れ要請及び受託）

第4条 甲は、被災により要援護者の居宅が居住困難となった場合で身延町地域防災計画における指定避難所において要援護者の避難生活が困難と認められるときは、前条に掲げる福祉避難所への当該要援護者の受入れについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の規定による甲からの要請について、可能な限り受託するように努めるものとする。

（手続等）

第5条 甲は、前条の規定に基づき乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 要援護者の身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 受入れの期間

（要援護者の移送）

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、甲又は要援護者の家族等が行うものとする。ただし、要援護者の移送が困難な場合は、甲は乙に移送を要請できるものとする。

（物資の調達及び支援員等の確保）

第7条 甲は、要援護者の受入れに係る生活用品、食料その他の必要な物資を調達するものとする。

2 乙は、福祉避難所の職員により要援護者の適切な援護に努めるものとし、甲は、災害ボランティア等

の支援員の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が要援護者に対して要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、甲乙協議の上、適切な方法により算出し甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定の締結後、受入れ可能人員、援護に要する人員及び必要物品等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は毎年度末とし、甲乙いずれからも異議の申出のない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年6月25日

甲 山梨県南巨摩郡身延町石切350番地
身延町
身延町長 望月 仁司

乙

●福祉避難所に指定した事業所・施設

事業所名	事業所所在地	事業所 電話番号	受入対象者			
			障害区分 (該当するものに○)			
			身体	知的	精神	その他
ケアホームいとみ	身延町飯富1655	0556-42-4314				○
ケアハウスみのぶ	身延町梅平2483-175	0556-62-3681				○
特別養護老人ホームみのぶ荘	身延町梅平2483-122	0556-62-3131				○
指定通所介護事業所みのぶ荘	身延町梅平2483-122	0556-62-3131				○
特別養護老人ホームしもべ荘	身延町常葉7058-1	0556-20-3111				○
老人デイサービスセンターしもべ荘	身延町常葉7058-1	0556-20-3111				○
リハビリテーションしもべ	身延町下部1063	0556-36-1111				○
デイサービス「みっちゃん家」みのぶ	身延町小田船原30	0556-62-1153				○
中富デイサービスセンター	身延町石切117-1	0556-20-4611				○
デイサービスあん にしじま	身延町西嶋212-1	0556-42-6170				○
Bread & Butter	身延町身延3637	0556-62-1134		○		
かじか寮	身延町身延3637	0556-62-1134	○			
ラ・ピエーノ	身延町身延3637	0556-62-1134			○	
そよかぜワークハウス	身延町丸滝456	0556-62-1031			○	
ひまわりの家	身延町常葉1028	0556-20-3026			○	
養護老人ホーム功德会	身延町梅平2483-122	0556-62-0400				○
デイサービスあん くなど	身延町三澤1051-2	0556-48-8990				○
おんわ	身延町下山9088-1	0556-62-5399				○
さいデイサービスセンターみのぶ	身延町切石421-1	0556-42-6055				○
さいデイサービスセンターみのぶ 波木井	身延町波木井1507-1	0556-62-6530				○

○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

第1条 甲は、身延町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、身延町内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行する「り災証明」について、町民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を修得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成24年10月31日

甲 南巨摩郡身延町石切350

身延町長 望月 仁司

乙 山梨県甲府市国母八丁目13番30号
山梨県土地家屋調査士会
会 長 市川 哲郎

公益社団法人
山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理 事 長 大村 義之

○身延町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

〔平成16年9月13日〕
訓令第62号

(目的)

第1条 この訓令は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震診断の実施の促進を図るため、町が実施する既存木造住宅の耐震診断支援事業に関し必要な事項を定め、もって震災に強い街づくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の異議は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断技術者、山梨県が主催又は後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者をいう。
- (2) 既存木造住宅
 - ア 昭和55年5月31日以前に着工し建築したもの（昭和55年5月31日以前に着工し建築した住宅に、昭和56年6月1日以降に増築工事をしたものを含む。）
 - イ 木造在来工法で建築されたもの。
- (3) 耐震診断 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う木造住宅耐震診断をいう。

(事業対象建築物)

第3条 事業の対象となる建築物は、町内にある既存木造住宅とし、次の各号に該当するものとする。

- (1) 2階建て以下のもの
- (2) 長屋及び共同住宅以外のもの
- (3) 町内に住所を有する耐震診断希望者が所有し、かつ、居住しているもの
- (4) 複数の住宅及び複数棟の住宅の所有者にかかる耐震診断は、専ら居住の用に供している1棟とする。

(事業内容)

第4条 町長は、前条に規定する既存木造住宅に、耐震診断技術者を派遣して当該既存木造住宅の耐震診断を実施することができる。

2 前項に係る費用については、身延町の負担とする。

(申込手続)

第5条 前条第1項の規定による耐震診断を受けようとする者は、町の公募する期間内に「身延町木造住宅耐震診断申込書」（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申込みをする者は、次に掲げる書類のうちいずれかを添付しなければならない。

- (1) 建築工事届の写し
- (2) 固定資産名寄せ帳
- (3) 建築年度を証明するもの

(耐震診断技術者の派遣の決定)

第6条 町長は、前条に規定する耐震診断申込書を受理したときは、当該申込書の記載内容を審議し、審査合格者の中から抽選により耐震診断技術者の派遣を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣を決定したときは、「耐震診断技術者派遣決定通知

書」(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣の決定を通知する場合において、必要があるときは耐震診断技術者の派遣について条件を付すことができる。
- 4 町長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないと決定したときは、その理由を付して、「耐震診断技術者を派遣しない旨の通知書」(様式第3号)をもって当該申込者に通知するものとする。
- 5 町長は、第2項の規定による「耐震診断技術者決定通知書」の記載内容に変更が生じたことを認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。この場合において、「耐震診断技術者派遣変更通知書」(様式第4号)により当該申込者に通知するものとする。

(耐震診断の中止)

第7条 耐震診断申込書は、事情により耐震診断を中止するときは、速やかに町長にその旨を通知しなければならない。

(耐震診断技術者の派遣の取消し)

第8条 町長は、耐震診断技術者の派遣の決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断技術者の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他の不正行為により耐震診断技術者の派遣の決定通知を受けたとき。
- (2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の返還)

第9条 町長は、前条の規定により耐震診断技術者の派遣の通知を取消した場合において、当該取消に係る診断を既に実施しているときは、期限を定めてその診断にかかる費用の返還を命じることができる。

(耐震診断に関する指導)

第10条 町長は、耐震診断申込者及び耐震診断を受けた住宅の所有者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年9月13日から施行する。

様式 略

○災害時におけるL Pガスの供給等に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）と山梨県エルピーガス協会L Pガス峡南地区会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、L Pガスの供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等（以下「避難所等」という。）への緊急用燃料とする液化石油ガス（燃焼機器など必要な設備を含む。以下「L Pガス等」という。）の供給に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時に避難所等からL Pガス等の供給を求められたとき、又は甲自らが調達の必要を認めるときは、乙にL Pガス等の供給を要請できるものとする。

2 甲は、前項の要請にあたり、乙に対して口頭で行うものとし、事後に、別紙1を提出するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限りこれを受諾し、速やかに供給を行うものとする。

2 前項の規定により供給されたL Pガス等の使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

3 乙は、本条に基づき供給を開始したときは、甲に口頭で報告し、供給を終了したときは、別紙2を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の協力に要する費用（人件費を除く。）は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用については、災害時前における適正価格を基準として、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の規定により定められた費用を請求された場合は、速やかに費用を支払うものとする。

（情報交換等）

第5条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びL Pガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

平成27年6月30日

(甲) 山梨県南巨摩郡身延町切石350
身延町長 望月 仁 司

(乙) 山梨県エルピーガス協会LPガス峡南地区会
地区会長 望月 喜 浩

山梨県エルピーガス協会LPガス峡南地区会名簿

名称	所在地	電話	FAX
佐野商店	身延町西島1550-1	42-2543	
小林兄弟商会	身延町八日市場524	42-2345	42-2488
若松屋商店	身延町飯富105	42-2343	48-8005
曙 中央社	身延町江尻窪1396	42-2809	42-2809
池田屋商店	身延町切房木1024-1	37-0015	37-0015
古関LPガス	身延町古関1287	38-0017	38-0170
峡南商事(株)	身延町常葉2519-4	36-0506	36-0506
小山商店	身延町帯金411-1	62-1150	62-1150
	身延町下部972	36-0236	
高見沢商店	身延町角打3003	62-1181	62-2898
諏訪商店	身延町梅平2310	62-0208	62-3322
(有)田中屋油店	身延町小田船原1	62-0116	62-2243

○災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

(目的)

第1条 身延町（以下「甲」という。）と協定締結機関名（以下「乙」という。）とは、風水害・地震等による災害時における災害応急・復旧対策に必要な石油類燃料を安定的に供給するため、並びに、災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するために必要となる災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 甲は、乙に対し、この協定に基づき支援ステーションの設置を依頼し、乙はこれを受諾するものとする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、石油類燃料の供給又は支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の組合員の給油所（以下「給油所」という。）における、災害対策上特に重要な施設等で、甲が指定するものに対する石油類燃料の供給
 - (2) 給油所等における、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条による緊急通行車両その他甲が指定する車両に対する石油類燃料の供給
 - (3) 給油所における、帰宅困難者に対する、水道水、トイレ等の提供
 - (4) 給油所における、帰宅困難者に対する、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供
- 2 前項に規定する給油所は、石油類燃料の供給及び支援ステーションの設置に賛同する給油所であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な給油所とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲内において、前条第1項第1号及び第2号に規定する石油類燃料の供給を実施するとともに、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲内において支援を実施することができるものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の規定に基づき乙が供給した石油類燃料の対価及び運搬費用については、当該石油類燃料の供給を受けた者が負担するものとし、その費用は災害時等の直前における適正な価格とするものとする。同項第3号及び第4号に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定書締結日から平成28年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年6月15日

甲 山梨県南巨摩郡身延町切石350

身延町長 望 月 仁 司

乙 山梨県石油協同組合西八代支部

山梨県石油協同組合峡南支部中部ブロック

三澤家石油

構成店舗

社 店 名	系 列	所 在 地	電 話	備 考
山梨県石油協同組合西八代支部				
大家油店	エネオス	身延町古関465	38-0153	
三沢屋石油	モービル	身延町常葉3264	36-0813	
山梨県石油協同組合峡南支部中部ブロック				
下山石油販売(有)	エネオス	身延町下山5266	62-5111	
(有)田中屋油店	エネオス	身延町小田船原1	62-0116	
(株)西日本宇佐美中部支店52号中富給油所	エネオス	身延町八日市場296-1	42-2354	
望月油店角打給油所	エネオス	身延町角打787	62-1257	
望月油店波木井給油所	エネオス	身延町梅平3983-9	62-0264	
渡辺商店	エネオス	身延町切石184	42-2201	
(株)トスコ飯富橋給油所	コスモ	身延町飯富3	42-2425	
(有)横内商店	ゼネラル	身延町飯富1741	42-3121	

○災害防災情報等の放送に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）と株式会社日本ネットワークサービス（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合における放送について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、地域における各々の役割と使命に基づき、別表に掲げる災害防災に関する情報等（以下「災害防災情報等」という。）を住民、滞留旅客及び事業所等に適切に伝えるため相互に協力する。

（災害防災情報等の伝達）

第2条 甲は、災害防災情報等の放送が必要と認めた場合、乙に災害防災情報等を提供し、放送を要請することができる。

2 乙は、災害防災情報等の放送が必要と認めた場合、甲に対して、災害防災情報等の提供を求めることができる。

3 第1項ならびに第2項の具体的な実施内容については、別途文書等によって相互に確認する。

（災害防災情報等の放送）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたとき、自らが所有し、運用する放送設備を使用し、自主放送チャンネルにおいて、災害防災情報等を可能な限り放送するよう努める。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めて、本協定書の遂行について遺漏ないよう努める。

2 前項の連絡責任者については定めた場合及び変更があった場合は、その都度相手方に連絡するほか、毎年度相手方に連絡するほか、毎年度期首に甲乙相互に確認する。

（協議）

第5条 本協定書に定めのない事項及び本協定書の遂行に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

（その他）

第6条 本協定書は、平成29年4月1日から適用する。

本協定書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山梨県南巨摩郡身延町切石 350
身 延 町 長 望 月 幹 也

乙 山梨県甲府市富士見一丁目4番24号
株式会社日本ネットワークサービス
代表取締役社長 中村 一政

災害防災情報等（第1条関係）

種別	情報の内容
地震災害	災害発生状況、町及び防災関係機関が行う応急対策業務の内容、その他住民、滞留旅客及び事業所に周知すべき情報
地震以外の災害 (風水害等)	
東海地震に関連する調査情報(臨時)	各情報等の内容、町及び防災関係機関が行う応急対策業務の内容、その他住民、滞留旅客及び事業所に周知すべき情報
東海地震注意情報	
東海地震予知情報	
各種災害や事故などの発生防止に資する情報	住民、滞留旅客及び事業所等の安全確保に資するために周知すべき情報

○災害時等における情報収集等に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）とサイトテック株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を用いた情報収集等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、身延町内において自然災害や大規模事故、武力攻撃等の他、町民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ又は生じる恐れがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲の協力要請により、乙が実施する支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 空撮による被害状況等の収集
- (2) 被災者への応急物資等の搬送
- (3) その他災害等に関する必要な事項

（支援協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲の前項の協力要請は、協力要請（別記様式第1号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の現場協議）

第4条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

第6条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を公に報告するものとする。

2 災害時等における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、災害時等における活動の終了後、甲に対して当該活動に要した費用を請求できるものとする。費用の算出方法については、災害発生時における通常の実費等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第9条 協力要請に伴い乙の構成員および無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 乙の構成員が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は障害の状態となった場合は、甲が加入する総合賠償補償保険の対象となる範囲でその損害を補償する。ただし、乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (2) 乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (3) 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。
- (4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りでない。
- (5) 甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも相手方に対し、この協定を更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年8月22日

- 甲 住 所 山梨県南巨摩郡身延町切石350番地
名 称 身延町
代表者 身延町長 望月幹也
- 乙 住 所 山梨県南巨摩郡身延町寺沢3250番地
名 称 サイトテック株式会社
代表者 代表取締役社長 齊藤邦男

○身延町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

身延町（以下「甲」という。）と社会福祉法人身延町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、身延町地域防災計画に基づき、災害時においてボランティアセンターを設置及び運営することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、町内に大規模な災害が発生した場合において、身延町におけるボランティア活動を推進し、ボランティアにより災害地域における被災者本位の救援及び救助活動を効果的かつ迅速に行うため、災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協力体制の構築について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び身延町災害対策本部条例（平成16年9月13日条例第16号）の規定により身延町災害対策本部を設置した場合において、ボランティアを受け入れ被災者への救援及び救助活動を行うことが必要と認めるときは、乙と協議し、災害ボランティアセンターの設置を要請するものとする。

（ボランティアセンター等の設置）

第3条 災害ボランティアセンターは、身延福祉センターの敷地内に設置するものとする。ただし、被災状況により身延福祉センターに設置することができない場合は、甲乙協議の上、設置場所を決定するものとする。

- 2 災害ボランティアセンターのほか、各地区における活動拠点（以下「サテライトオフィス」という。）を必要とする地区の施設に設置する。
- 3 災害ボランティアセンターは、サテライトオフィスの総合調整を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、連携かつ協力の上、災害ボランティアセンターにおける救援、救助活動及びボランティアに必要な業務を実施するよう努めるものとする。

（災害ボランティアセンターの業務）

第5条 乙は、災害ボランティアセンターにおいて次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 関係機関等との調整に関する業務
- (2) ボランティア活動の希望者受付に関する業務
- (3) ボランティアの派遣依頼受付に関する業務
- (4) ボランティアの派遣調整に関する業務
- (5) 広報に関する業務
- (6) 情報収集に関する業務
- (7) 調査統計に関する業務
- (8) 各種相談に関する業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める業務

（資機材等の確保）

第6条 甲と乙は、相互に協力してボランティアセンター設置に必要な資機材並びに災害ボランティア活

動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

(費用負担)

第7条 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関し必要な費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援金、助成金等の収入があるときは、当該費用に配分するものとする。

(災害ボランティアセンターの閉鎖)

第8条 乙は、甲と協議の上、災害ボランティアセンター設置の必要がなくなつたと認めた場合は、災害ボランティアセンターを閉鎖するものとする。

(平常時の協力)

第9条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ円滑な連携協力体制がとれるよう平常時から災害ボランティア活動について協議及び連携のうえ、災害ボランティア団体等との良好な関係の構築と災害ボランティア活動に関する支援に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙両方からなんらの意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年8月23日

甲 山梨県南巨摩郡身延町切石350番地
身延町長 望 月 幹 也

乙 山梨県南巨摩郡身延町波木井272番地1
社会福祉法人 身延町社会福祉協議会
会 長 鈴 木 俊 一

○災害時における地図製品等の供給に関する協定書

身延町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を公に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はその恐れがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、身延町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、身延町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給に係る代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与に係る対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務を持って保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広

域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興に係る資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年10月5日

甲) 山梨県南巨摩郡身延町切石350
身延町
町長 望月 幹也

乙) 東京都千代田区西神田一丁目1番1号
株式会社ゼンリン
東京エリア統括部
統括部長 前岡 功成

○災害時における応急活動の協力に関する協定書

一般社団法人山梨県トラック協会（以下「甲」という。）と身延町（以下「乙」という。）と設置事業所（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が乙の行う災害時応急活動に対し、協力する必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において甲は丙に備蓄する食料・飲料水等（以下「備蓄品」という。）の提供を行うものとする。また、丙は、乙の指示で倉庫設置場所近隣の住民に提供するものとする。

（要請）

第3条 乙は、災害時において、備蓄品を使用するときは、甲に対して、必ず口頭で要請するものとする。ただし、要請する時間的余裕がない場合は、後日、甲に対して使用内容に関して報告するものとする。

（管理）

第4条 甲及び丙は倉庫内の備蓄品の保守管理を行う。倉庫の鍵については甲、乙、丙で保管し、前条に基づき使用できるものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲からの備蓄品の提供を受けるときは、甲との間で使用許可及び使用範囲等について確認するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条に基づく内容に関する乙または丙の負担する費用は、無償とする。

（免責）

第7条 甲は乙に対して提供した備蓄品に関して、何らかの事故が起きた場合については、一切の責任は負わないものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成31年3月31日までとする。期間満了の日の3か月前に甲、乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長されたものとし、以後はこの例による。甲、乙はこの協定の有効期間中であっても、協議しこの協定を改定することができる。

（協定の解除）

第9条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第10条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第11条 設置場所は別紙に明記する。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年3月20日

(甲) 一般社団法人 山梨県トラック協会
会長

(乙) 身延町
身延町長

(丙) 設置事業所代表

株式会社ミノブ運輸
代表取締役

別紙（第11条関係）

会社名 株式会社ミノブ運輸 本社営業所
住 所 山梨県南巨摩郡身延町下山9310
電 話 0556-62-3111
代表者 網野 隆代
設置日 平成29年12月30日

○大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

身延町(以下「甲」という。)と山梨県弁護士会(以下「乙」という。)とは、身延町内で地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。)において、町民(町内に避難してきた被災者を含む。以下、同じ)に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協議)

第1条 甲は、大規模災害時において、緊急に法律相談を行う必要が生じたときは、乙と協議の上、法律相談会を開催するものとする。

2 諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときも、前項の例による。

(相談担当者の連絡)

第2条 乙は、前条記載の協議の結果、法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、乙は、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合には、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

3 大規模災害時に他の市町村においても被害が発生している場合には、乙は、その被害の状況、山梨県または他の市町村からの法律相談実施の要請の状況、乙の会員の被災状況等から法律相談担当者の体制を決定するものとし、甲は、乙の判断を尊重するものとする。

(相談場所の確保及び広報)

第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。

(報告)

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経費)

第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、町民に対して無償で提供することを相互に確認する。

2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第6条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や体制整備等に努めるものとする。

(協議解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方またはいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後

も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成30年5月21日

甲 山梨県南巨摩郡身延町切石350番地
身延町長

乙 山梨県甲府市中央一丁目8番7号
山梨県弁護士会会長

〔災害報告等関係様式〕

○市町村被害状況票

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556—22—8135)

峡南地域管内

市町村被害状況票		市 町 村 名	
集 計 日 時	月 日 時 分 現在	市 町 村 当 者 名	
受 信 番 号 (峡南地域県民センター)		受 信 者 (峡南地域県民センター)	
受 信 日 時	月 日 時 分	受 信 方 法	電話 F A X その他
1 人的被害	死者	重傷	軽傷 行方不明
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上 非住家床下
3 火災 (棟)	全焼	半焼	部分焼 火災発生件数
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 応急対策			
20 その他			
21 応援要請	①消防 (県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他		
○要請内容 (いつ、どこへ、何を、どの位、手段)			
連絡先 (住所等)	電話	担当者	
22 避難状況	①避難準備情報 ②避難勧告 ③避難指示 ④自主		
月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・搬送対策班 ⑨建物・廃棄物対策班 ⑩その他 (部 課)		受 信 者 日 時 氏名 令和 年 月 日 時 分

※市町村→地方連絡本部 (峡南地域県民センター) →災害対策本部情報収集班

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災 害 報 告

都道府県	山梨県	区		被害
		田	畑	
災害者年月日	年月日	流出・埋没	ha	22
報告者名	報告者	冠水	ha	23
		流出・埋没	ha	24
区	被害	冠水	ha	25
		文教施設	箇所	26
人的被害	被害	病院	箇所	27
		道路	箇所	28
住家被害	被害	橋梁	箇所	29
		河川	箇所	30
半	被害	港湾	箇所	31
		砂防	箇所	32
家	被害	清掃施設	箇所	33
		崖崩れ	箇所	34
一	被害	鉄道不通	箇所	35
		被害船舶	隻	36
部	被害	水道	戸	37
		電	戸	38
破	被害	電	戸	39
		ガス	戸	40
損	被害	ブロック塀等	箇所	41
		社会福祉施設	戸	42
床	被害	ガードレール	箇所	43
		罹災世帯数	世帯	44
上	被害	罹災者数	人	45
		建物	件	46
浸	被害	危険	件	47
		その他	件	48

都道府県	山梨県	区		被害
		田	畑	
災害者年月日	年月日	流出・埋没	ha	49
報告者名	報告者	冠水	ha	50
		流出・埋没	ha	51
区	被害	冠水	ha	52
		文教施設	箇所	53
公共施設	被害	公共施設	箇所	54
		農産被害	千円	55
林産被害	被害	林産被害	千円	56
		畜産被害	千円	57
水産被害	被害	水産被害	千円	58
		商工被害	千円	59
その他	被害	その他	千円	60
		被害総額	千円	61

災害発生場所

災害発生年月日

災害の概況

消防機関の活動状況

その他（避難の勧告・指示の状況）

第2号様式

災害中間年報

都道府県名

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
被害総額		千円							
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他被害		千円							
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							
都道府県	設置	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		

第3号様式

災 害 年 報

都道府県名 _____

区分		災害名		発生年月日						計
人的被害	死者	人								
		行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
棟										
世帯										
人										
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他の	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学	校	箇所							
	病	院	箇所							
	道	路	箇所							
	橋	りょう	箇所							
	河	川	箇所							
	港	湾	箇所							
	砂	防	箇所							
	清	掃施設	箇所							
	崖	くずれ	箇所							
	鉄	道不通	箇所							
被	害船舶	隻								
水	道	戸								

都道府県名

区分		災害名								計
		発生年月日								
電	話	回線								
電	気	戸								
ガ	ス	戸								
その他	ブロック塀等		箇所							
火災発生	建物		件							
	危険物		件							
	その他		件							
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()	()	()
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()	()	()
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()	()	()
小計		千円	()	()	()	()	()	()	()	()
公共施設被害市町村数		団体								
その他	農産被害		千円							
	林産被害		千円							
	畜産被害		千円							
	水産被害		千円							
	商工被害		千円							
その他		千円								
被害総額		千円								
都道府県災害対策本部設置		月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
解散		月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数										
消防団員出動延人数										

○被害程度判定基準

被害区分	判定基準
1 死者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2 行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3 重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4 住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5 棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6 世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7 被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8 住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
9 住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
10 床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11 床下浸水	建物の床上に達しない程度の浸水したもの
12 一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもので、ただし、軽微なものは除く。
13 非住家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14 非住家(公共建物)	国、県、市、JR、NTT等の管理する建物
15 非住家(その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16 文教施設	学校(含む各種学校)、全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17 病院	医療法に定める病院(20人以上)
18 流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19 冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20 農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21 林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22 農産物	食糧作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23 畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24 水産被害	養魚場、漁船等の被害

25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市道
28	橋梁	市道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	り災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	り災者	り災世帯の成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く。 消防庁受信者氏名 _____

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積				
焼損程度	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 2. 危険物に係る事故
 3. 原子力施設等に係る事故
 4. その他特定の事故

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種〕 〔第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高压ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()	物質名			
	施設の区分 1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 人 (人)			
		{ 重症 人 (人) { 中等症 人 (人) { 軽症 人 (人)			
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部 (署)	台人	
			消防団	台人	
			海上保安庁	人	
			自衛隊	人	
	その他	人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 人 (人) 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部 等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		第 報	(月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
						文教施設	箇所	
						病院	箇所	
区分			被害			道路	箇所	
人的被害	死者		人		の	橋りょう	箇所	
	行方不明者		人			河川	箇所	
	負傷者	重症	人			港湾	箇所	
		軽傷	人			砂防	箇所	
住家被害	全壊		棟		他	清掃施設	箇所	
			世帯			崖くずれ	箇所	
			人			鉄道不通	箇所	
	半壊		棟			被害船舶	隻	
			世帯			水道	戸	
			人			電話	回線	
一般破損		棟		火災発生	電気	戸		
		世帯			ガス	戸		
		人			ブロック塀等	箇所		
床上浸水		棟						
		世帯						
		人						
被害	床下浸水		棟		り 災 世 帯 数	世帯		
			世帯		り 災 者 数	人		
			人					
非住家	公共建物		棟		火災発生	建 物	件	
						危 険 物	件	
	その他		棟			そ の 他	件	

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設	千円			市 町 村			
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円	災害適用市町村助村法名				
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
計			計	団体			
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
考	災害の種類概況						
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況						

※被害額は省略することができるものとする。

〔災害対策本部、東海地震等関連様式〕

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556—22—8135)

峡南地域振興局管内

市町村災害対策本部等設置状況		市 町 村 名	
集 計 日 時	月 日 時 分 現在	市 町 村 当 者 名	
受 信 番 号 (峡南地域県民センター)		受 信 者 (峡南地域県民センター)	
受 信 日 時	月 日 時 分	受 信 方 法	電 話 F A X そ の 他
災 害 警 戒 本 部 等 設 置	設 置	令 和 年 月 日 時 分	
	解 散	令 和 年 月 日 時 分	
災 害 対 策 本 部 設 置	設 置	令 和 年 月 日 時 分	
	解 散	令 和 年 月 日 時 分	
受 信 票 送 付 先	防災危機管理課防災対策担当 電 話 055—223—1432 F A X 055—223—1439	受 信 者 日 時	氏 名 令 和 年 月 日 時 分

※市町村 → 峡南地域県民センター → 防災危機管理課

○動員名簿

動 員 個 人 表				
課長名				
所 属 課	氏 名	班 名	参 集 場 所	任 務
合 計 (人)				
合 計 (人)				

○動員個人表

動 員 個 人 表				
課長名				
所 属 課	氏 名	班 名	参 集 場 所	任 務
<p>動員時の心得</p> <p>1 参集時の携行品 手拭、手袋、水とう、食料、懐中電灯、その他必要な用具</p> <p>2 動員途上の緊急措置 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属係長に報告するものとする。</p>				

○市町村職員参集状況

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556—22—8135)

峡南地域管内

市町村職員参集状況

市町村名 _____

担当者名 _____

(年 月 日 : 現在)

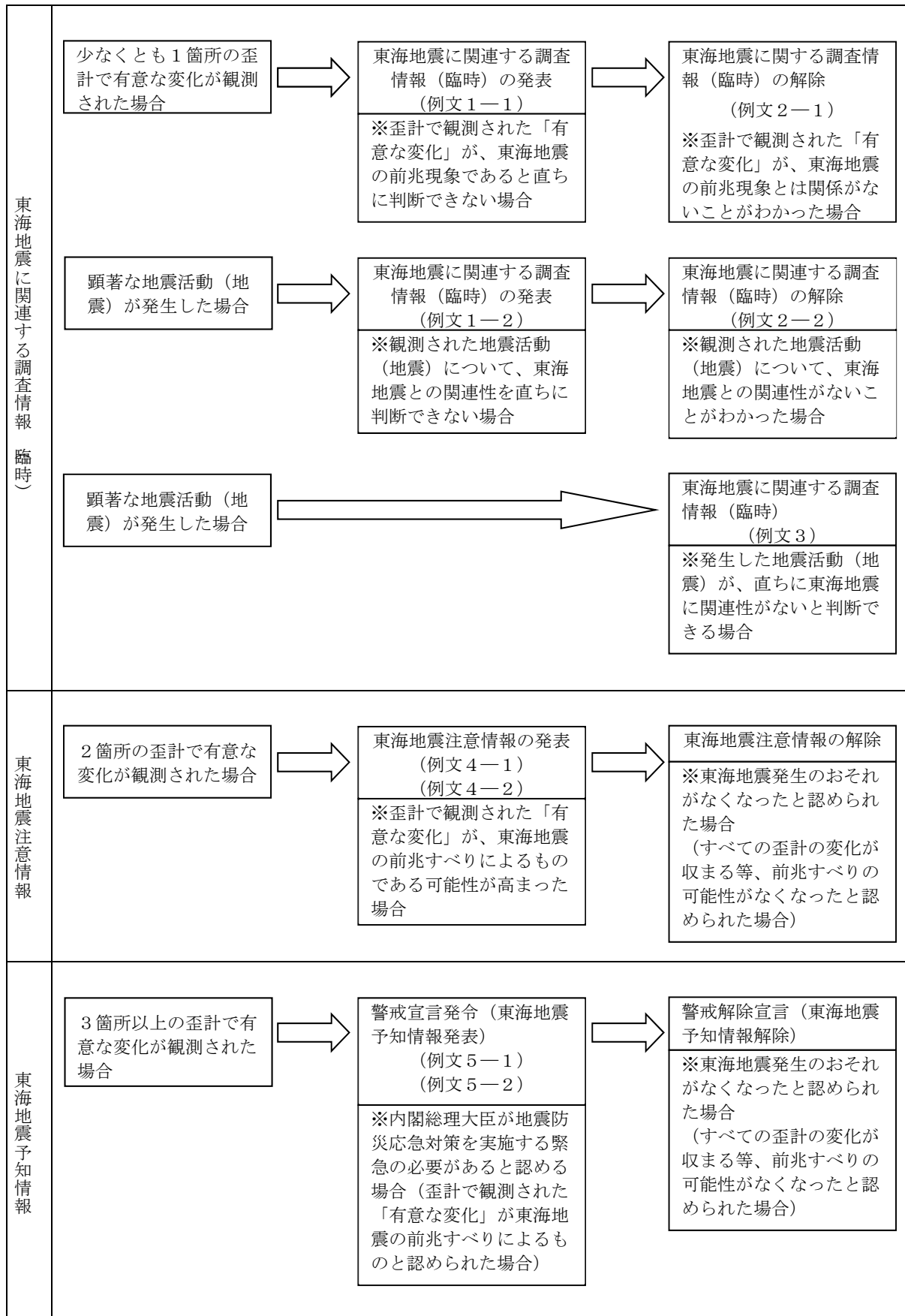
集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第1・2・3報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第1・2・3報) 発表後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※ 地震災害警戒本部 (市町村) → 地方連絡本部 (峡南地域県民センター)

○広報文例「東海地震に関連する情報」に伴う広報



例文 1—1

東海地震に関する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」発表時における広報用の例文

[歪計により観測された「有意な変化」が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合のもの]

- こちらは、防災みのぶです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- この情報は、東海地震に設置された観測機器に変化が観測されていますが、この現象が直ちに東海地震の前触れであると「判断できない」場合に発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- すでに、町では、情報収集体制を取っております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、町からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 町民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 1—2

東海地震に関する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」発表時における広報用の例文

[観測された「地震」について、東海地震の関連性を直ちに判断できない場合のもの]

- こちらは、防災みのぶです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- この情報は、○月○日○時○分に発生した○○の地震について、この地震が東海地震に関連するものであり「判断できない」場合に発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- すでに、町では、情報収集体制を取っております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、町からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 町民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 2—1

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」解除時における広報用の例文

[歪計により観測された「有意な変化」が東海地震の前兆現象とは関係がないことがわかった場合のもの]

○こちらは、防災みのぶです。

○さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）の解除」が発表されました。

○この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「観測情報」について、観測されていた現象が東海地震の前触れの「現象ではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○町民の皆様は御安心ください。

例文 2—2

東海地震に関する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」解除時における広報用の例文

[観測された「地震」について、東海地震との関連がないことがわかった場合のもの]

○こちらは、防災みのぶです。

○さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）の解除」が発表されました。

○この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「観測情報」について、観測された地震が東海地震に「関連するものではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○町民の皆様は御安心ください。

例文 3

東海地震に関する情報のうち「東海地震に関連する調査情報（臨時）」発表時における広報用の例文

※安心情報一単発で出される発表、解除ではない。

[発生した地震が、直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合のもの]

- こちらは、防災みのぶです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇の「地震」が、東海地震に「直接つながるものではない」ことがわかった、というものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）
- 町民の皆様は御安心ください。

例文 4—1 知事がテレビ、ラジオを通じて行う放送文

「東海地震注意情報発表時の知事の県民への呼びかけ放送文」

- 県民の皆さん、私は、山梨県知事 〇〇〇〇です。
- さきほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。
- 「東海地震注意情報」の発表を受けて、国、県、市町村や防災関係機関では、地震の被害をできる限り少なく抑える措置や防災応急対策活動の準備を始めています。
- 県民のみなさんも、今後のテレビ・ラジオの情報や市町村の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。
- また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震が発生するおそれがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることになります。
- 従って、県民の皆さんは、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

例文 4—2 町長が町防災行政無線により行う放送文

「東海地震注意情報発表時の町長の住民への呼びかけ放送文」

- 町民の皆さん、私は、身延町長 ○○○○です。
- さきほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。
- 「東海地震注意情報」の発表を受けて、国、県、町や防災関係機関では、地震の被害をできる限り少なく抑える措置や防災応急対策活動の準備を始めています。
- 町民のみなさんも、今後のテレビ・ラジオの情報や町の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。
- また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震が発生するおそれがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることになります。
- 従って、町民の皆さんは、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

例文 5—1 知事がテレビ、ラジオを通じて行う放送文

「警戒宣言発令時の知事の県民への呼びかけ放送文」

- 県民の皆さん、私は、山梨県知事 ○○○○です。
- さきほど、内閣総理大臣から東海地震に対する警戒宣言が発せられました。
- この地震が発生すると、本県の地震防災対策強化地域内では「震度6弱」以上、その隣接地域では、「震度5強」程度の強い揺れに見舞われることが予想されますので嚴重な注意をしてください。
- 既に、県、市町村・防災関係機関においては、県民の皆さんの生命、身体、財産を守るため、地震災害警戒本部を設置し、応急対策を実施中ですが、地震の被害を最小限に食い止めるためには、県民の皆さんの冷静沈着な行動が大切です。
- まず、身の回りの点検をしてください。火元や、破損・転倒しやすいものの点検をするとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。
- また、飲料水を蓄貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品の確認をしてください。
- 今後のテレビ・ラジオの情報、市町村の広報などに十分注意し、日ごろの防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動してください。

例文 5—2 町長が町防災行政無線により行う放送文

「警戒宣言発令時の町長の住民への呼びかけ放送文」

- 町民の皆さん、私は、身延町長 ○○○○です。
- さきほど、内閣総理大臣から、東海地震に対する警戒宣言が発せられました。
- この地震が発生すると、身延町においては「震度6弱」程度の強い揺れに見舞われることが予想されますので、**厳重な注意**をしてください。
- 既に、県・町・防災関係機関においては、町民のみなさんの生命、身体、財産を守るため、地震災害警戒本部を設置し、応急対策を実施中ではありますが、地震の被害を最小限に食い止めるためには、町民の皆さんの**冷静沈着な行動**が大切であります。
- まず、身の回りの点検をしてください。火元や、破損・転倒しやすいものの点検をするとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。
- また、飲料水を貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品の確認をしてください。
- 今後のテレビ・ラジオの情報、町の広報などに十分注意し、日ごろの防災訓練の経験を生かして、あわてずに**落ち着いて行動**してください。

○警戒宣言による避難状況等報告（事前、緊急、発災後）

災害発生地域		市町村		区		分		番号		単位		1 警戒宣言発令日時	
報告番号	報告機関	第	年	月	日	報	時	現在	10	世帯		2 災害発生年月日	
									11	人			
1 事前避難		12	人									3 災害の概要	
区	分	13	箇所										
避難対象地区名		1	単位						15	時分		4 応急措置の状況	
避難対象世帯数	2	世帯							16	人			
避難対象者数	3	人							3 発災後避難			5 消防機関の活動内容	
避難者数	4	人							17				
避難場所	5	箇所										6 その他参考事項	
避難開始時間	6	時分							18	世帯			
避難完了時間	7	時分							19	人			
要救護者数	8	人							20	人			
2 緊急避難		21	箇所										
区	分	番号	単位						22	時分			
避難対象地区名		9							23	時分			
									24	世帯			
									25	人		受理者名	

○避難所開設状況一覧

(かがみ不要) 峡南地域民センターあて (FAX0556-22-8135)
 峡南地域振管内市町村別避難所開設状況一覧表

令和 年 月 日 : 現在
 記入者

NO	避難種別	避難所名	避難所住所	避難所責任者	避難所連絡者	電話	F A X	避難世帯数	避難に伴い救護が 必要な者数			避難者数					合計
									男	女	合計	大人 (18歳以上)		子供 (3~17歳)		乳幼児 (0~2歳)	
									男	女	合計	男	女	小計	男	女	小計
合計																	

※ 避難種別 (準備・勧告・指示・自主) ※ 市町村 → 地方連絡本部 → 災害対策本部情報班

○地震防災応急対策実施票

(かがみ不要) 峡南地域県民センターあて (FAX0556—22—8135)

峡南地方連絡本部地震防災応急対策実施票

(第 報)

市町村名		報告日時	令和 年 月 日 時 分
実施時点	注意情報 発表以後	実施日時	令和 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 へり関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 その他			

※ 地方連絡本部 → 地震災害警戒本部情報収集班

報告者

電話

FAX

[災害救助法関係様式]

○各種救助による様式

様式 1

市町村名		地域振興局健康福祉部名												平成 年月日 時分				
		調査時刻						報告時刻								平成 年月日 時分		
		地区別被害状況調査表																
区分	人的被害				住家の被害										備考			
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	床上浸水		床下浸水		一部破損		計					
地区名	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員	棟	世帯	人員

様式 2

世帯別被害調査表

災害 市区 地名	被害状況				世帯区分					市町村民税 課税状況			学 童	備考								
	人的被害		住家の被害			被保護	高 齢 者	母 子	そ の 他	非 課 税	均 等 割	所 得 割			中 学 生 徒	小 学 児 童						
市 町 村 名	被 災 世 帯 主 氏 名	世 帯 主 の 年 齢	世 帯 主 の 職 業	世 帯 人 員	死 亡	行 方 不 明	負 傷	重 傷	軽 傷	全 壊 ・ 焼	半 壊 ・ 焼	床 上 浸 水	床 下 浸 水	一 部 破 損	生 活 保 護	そ の 他 の 助	身 体 障 害 者	調 査 時 刻	報 告 時 刻	発 信 保 健 福 祉 事 務 所 名		
災 害 名																					被 災 世 帯 主 氏 名	世 帯 主 の 年 齢

救助活動の種類別実施状況

市町村名		保健福祉事務所名		報告年月日・時刻		平成 年 月 日 時 分	
救助の種類	救助の内容等	救助の種類	救助の内容等				
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所) ②避難者数 (世帯 人) ③避難所別の内訳 (世帯 人) (世帯 人) (世帯 人) (世帯 人) (世帯 人) (世帯 人)	(5) 死体の搜索	①搜索月日 ②搜索対象 ③搜索地域 ④搜索方法 (具体的)	月 日 時～	月 日 時		
(2) 炊き出しその他食品の給与	① 月 日 (朝食 人) ② 月 日 (朝食 人) ③ 月 日 (朝食 人) ④ 月 日 (朝食 人) ⑤ 月 日 (朝食 人) ⑥ 月 日 (朝食 人) ⑦ 月 日 (朝食 人)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	①処理月日 ②処理件数 ③検案者 ④安置場所 () () ()	月 日 時～	月 日 時	大人 (12歳以上) 体 子供 (12歳未満) 体	
(3) 飲料水の供給	給水車～ ペットボトル～ ろ過器～	(7) 埋葬	①埋葬月日 ②埋葬者数	月 日 時～	月 日 時	人	
(4) 災害を受けた者の救出	①作業月日 ②地区名 ③救出人員 ④救出方法 (具体的)	(8) 学用品支給	①支給月日 ②支給状況	月 日 時～	月 日 時	中学生 人 小学生 人	
		(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 ②作業箇所 ③作業方法	月 日 時～	月 日 時	箇所	
		(10) 家屋の応急修理	①修理月日 ②修理家屋 ③修理方法	月 日 時～	月 日 時	箇所	

様式 4

被 災 世 帯 調 査 原 票
 市町村名 ()
 調査責任者職氏名 印
 立会人職氏名 印
 年 月 日現在

整理番号NO

世帯主氏名		住 所		避 難 先							
被害程度		全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水・床上浸水・床下浸水・一部破損		状 況							
氏 名	続 柄	性 別	年 齢	職 業	学 校 名 ・ 学 年	死 亡	行 方 不 明	重 傷	軽 傷	妊 娠	備 考
	1										
2											
3											
4											
5											
6											
7											
小 計											
被害にあった住家		棟 (自家、借家)		被害にあった非住家		棟 (自家、借家)					
食料、家財等の滅失状況		①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他	
課税の状況		非課税・均等割・所得割		調査責任者の意見							
世帯類型		被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他									
必要な救助		避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体捜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ()									

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単位 呼称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具・燃料・浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品・衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式 6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物	月 日 ～ 月 日						
	屋外天幕							
計								

様式 7

応急仮設住宅台帳

市町村名 ()

応急仮設 住宅番号	世帯 氏名	主 名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支出 額	備考
			人									
計		世帯										

様式 8

炊き出し給与状況

市町村名 ()

炊出し場の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式 9

飲料水の供給簿

市町村名 ()

供給 月日	対象 人員	市 販 飲 料 水 の 供 給	給水用機械・器具による給水							実支出 額	
			使用した 機械・器 具の名称	借 上			修 繕				燃 料 費
				数量	所 有 者	金 額	月 日	修 繕 費	摘 要		
		L 円									

様式 10

物資の給与状況

市町村名 ()

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となっ た世帯構成 人員	給与月日	物資給与の品名						実支出 額	備考
				布団	毛布	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
全壊	世帯										
半壊	世帯										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

令和 年 月 日

給与責任者 所属職氏名 印

様式 11

救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患 者 数	措 置 概 要			
		人		人	円	
計						

様式 12

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診療機関名	患者氏名	診療期間	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院	通院		
		月 日			点	点	円	
計	機関	人						

様式 13

助産台帳

市町村名 ()

分娩者 氏名	分娩 日時	助産機関名	分娩 期間	金額	備考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

様式 14

被災者救出状況記録簿

市町村名 ()

年月日	救出 人員	救出用機械・器具							実支出額	備考	
		名称	借上			修繕					燃料費
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

様式 15

住宅応急修理記録簿

市町村名 ()

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯			

様式 16

学用品の給与台帳

市町村名()

学校名	学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額		
					教科書			教材				その他学用品	
					国語	算数	〇〇	〇〇	〇〇	ノート		〇〇〇	

様式 17

埋 葬 台 帳

市町村名 ()

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を おこなった者		埋 葬 費			
		氏 名	年 齢	死 亡 者 と の 関 係	氏 名	棺 (附 属 品 を 含 む)	埋葬又 火葬料	骨 箱	計
計			人						

様式 18

死 体 搜 索 状 況 記 録 簿

市町村名（ ）

年月日	搜索 人員	搜索用機械・器具							実支出 額	備 考
		名称	借 上			修 繕		燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費			
計										

様式 19

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ()

処 理 年月日	死 体 発 見 の 日 時 及 び 場 所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理 費			死 体 の 一 保 存 費	検 案 料	実 支 出 額
			氏 名	続 柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

様式 20

障害物の除去状況

市町村名（ ）

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式 21

輸 送 記 録 簿

山 梨 県
市町村名 ()

輸送 月日	目 的 区 間 (距離)	借 上 料			修 理 費			燃 料 費	実支 出額		
		使用車両等			故障車両等		修繕 月日			修 繕 費	故障 の 概要
		種類	台数	金 額	登 録 番 号	所有者					
計											

様式 22

賃金職員等雇上台帳

(救助種別)			市町村名 ()											
住所	氏名	日額	月分						基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額		
計														

〔その他〕

○町内指定文化財一覧

(令和2年9月1日時点)

1 国指定

名 称	種 別	所 在 地	所有者 (管理者)	指定年月日
上沢寺のおハツキイチョウ	天然記念物	下山279	上沢寺	昭和4年4月2日
本国寺のおハツキイチョウ	〃	下山2271	本国寺	昭和4年4月2日
身延町ブッポウソウ繁殖地	〃	身延西谷ほか	身延町	昭和12年12月21日
宗版礼記正義	書跡	身延3567	久遠寺	昭和15年5月3日
八木沢のおハツキイチョウ	天然記念物	上八木沢	山神社	昭和15年7月12日
絹本著色夏景山水図	絵画	東京国立博物館	久遠寺	昭和30年6月22日
紙本墨書本朝文粹	書跡	身延山	久遠寺	昭和31年6月28日
門西家住宅	建造物	湯之奥255	門西正勝	昭和39年5月29日
木造不動明王坐像	彫刻	八日市場539 大聖寺	大聖寺	昭和58年6月6日
本遠寺本堂 鐘楼堂	建造物	大野839	本遠寺	昭和61年1月22日
絹本著色釈迦八相図	絵画	身延3567	久遠寺	平成3年6月21日
甲斐金山遺跡 中山金山	史跡	湯之奥430	身延町	平成9年9月2日
富士五湖 (本栖湖)	名勝	身延町・富士河口 湖町	山梨県	平成23年9月21日

2 県指定

名 称	種 別	所 在 地	所有者 (管理者)	指定年月日
銅鐘	工芸品	身延3567	久遠寺	昭和34年2月9日
日蓮上人草庵跡	史跡	身延西谷3629	久遠寺	昭和34年2月9日
身延山の千本スギ	天然記念物	身延上ノ山4226— 1	久遠寺	昭和34年2月9日
紙本著色日蓮上人図	絵画	大野839	本遠寺	昭和35年11月7日
銅鐘 (朝鮮鐘)	工芸品	身延3567	久遠寺	昭和35年11月7日
磬	〃	東京国立博物館	本国寺	昭和35年11月7日
紙本墨書弘決外典鈔	書跡	身延3567	久遠寺	昭和35年11月7日
紙本墨書十如是御書	〃	大野839	本遠寺	昭和35年11月7日
一色のニッケイ	天然記念物	一色4713	依田和幸	昭和36年12月7日
西島の神楽	無形民俗文化財	西嶋1534 若宮八幡社	西嶋神楽団	昭和39年2月20日
鏡円坊のサクラ	天然記念物	梅平2780	鏡円坊	昭和38年9月9日
絹本著色穴山信友夫人像附 紙本墨書葵庵字号	絵画	山梨県立博物館	南松院	昭和40年8月19日

名称	種別	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
絹本著色桃隠和尚像	〃	山梨県立博物館	南松院	昭和40年8月19日
紙本著色渡唐天神像	〃	山梨県立博物館	南松院	昭和40年8月19日
本妙寺のイチョウ	天然記念物	門野1077	本妙寺	昭和41年5月30日
樋之上のタカオモミジ	〃	和田樋之上日向 361	熊谷秀洋	昭和41年5月30日
和紙製造用具	有形民俗文化財	八日市場542 歴史民俗資料館	西嶋 望月美光他 3名	昭和41年5月30日
八幡神社本殿	建造物	身延上の山4250	久遠寺	昭和42年5月29日
樋之上のヤマボウシ	天然記念物	和田樋之上381	熊谷秀洋	昭和42年5月29日
木喰五行上人作の仏像及び その遺品	有形民俗文化財	丸畑	永寿庵・伊藤千恵子・ 山之神社・小林一郎・岩松一 美	昭和43年12月12日
南松院文書	書跡	山梨県立博物館	南松院	昭和48年7月12日
紙本墨書大般若経	〃	山梨県立博物館	南松院	昭和48年7月12日
版本法華経	〃	身延山3567	久遠寺	昭和48年7月12日
版本法華経 付黒漆塗桐経 箱	〃	山梨県立博物館	南松院	昭和52年5月23日
紙本墨書蘭溪字説	〃	山梨県立博物館	南松院	昭和52年5月23日
木造伝釈迦如来立像 付黒 漆塗厨子	彫刻	大野839	本遠寺	昭和55年9月16日
刺繍十六羅漢像	工芸品	身延3567	久遠寺	昭和58年3月10日
木造如意輪観音坐像	彫刻	瀬戸135	方外院	平成2年6月28日
手打沢の不整合露頭	天然記念物	手打沢字ゴクナシ 1949~1952	笠井大栄・山梨県	平成8年2月9日
旧市川家住宅2棟付棟札2 枚ほか4件	建造物	和田2857	身延町・市川芳子	平成8年11月7日
絹本著色地藏菩薩十王図	絵画	山梨県立博物館	大聖寺	平成9年6月12日
絹本著色弘法大師捨身図	〃	山梨県立博物館	大聖寺	平成9年6月12日
絹本著色釈迦三尊十六善神 像	〃	山梨県立博物館	大聖寺	平成9年6月12日
湯之奥金山鉦山道具及び関 連資料一括	考古資料	上之平1787番地先 外 湯之奥金山博物館	身延町・門西正勝	平成14年3月4日
栃代川上流のハコネサン ショウウオ及び生息地	自然記念物	栃代		昭和48年10月15日
小原島の貝化石	自然記念物	小原島		昭和47年10月30日
徳川家康側室養珠院墓所	史跡	大野839-1 本遠寺	本遠寺	平成20年5月8日
久遠寺相輪塔	建造物	身延上の山4233	久遠寺	平成23年1月6日

名 称	種 別	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日
本遠寺の大クスノキ	天然記念物	大野839—1 本遠寺	本遠寺	平成24年8月30日
刺繍釈迦三尊像	工芸品	身延3567	久遠寺	平成27年2月5日
銅鐘	〃	大野839	本遠寺	平成29年9月7日
身延の六老杉	天然記念物	身延4180—1（鷹 取山領分の尾根 筋）	久遠寺	平成30年3月1日
鰐口	工芸品	歴史民俗資料館	慈照寺	平成30年9月1日
絹本著色仏涅槃図	工芸品	身延3567	久遠寺	令和元年9月19日

3 町指定

名 称	種 別	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日
飯富八幡神社本殿	建造物	飯富1250 八幡神社	飯富区	昭和39年5月12日
若宮八幡神社本殿	〃	西嶋1534 若宮八幡社	若宮八幡社	昭和39年5月12日
八日市場八幡神社本殿	〃	八日市場538 八幡神社	八日市場八幡神社	昭和39年5月12日
諏訪神社本殿	〃	西嶋1 諏訪神社	諏訪神社	昭和39年5月12日
秋山家住居	〃	久成1542	秋山元	昭和39年5月12日
菅沼城跡	史跡	寺沢3250	身延町	昭和39年5月12日
烽火台址	〃	西嶋大焼3278	笠井恵祐（故）	昭和39年5月12日
穴山信君印判状	書跡	八日市場542 歴史民俗資料館	広禅院	昭和39年5月12日
高野山月牌請取証文	〃	八日市場542 歴史民俗資料館	望月秀彦	昭和39年5月12日
寛文十一年御検地改屋敷帳 写	〃	西嶋1397 望月弘喜	望月弘喜	昭和39年5月12日
番匠秘事他32冊	〃	八日市場542 歴史民俗資料館	西嶋577笠井武	昭和39年5月12日
切支丹禁制の高札	〃	八日市場542 歴史民俗資料館	伊沼 佐野和彦	昭和39年5月12日
長遠寺の板曼荼羅	〃	八日市場542 歴史民俗資料館	平須 長遠寺	昭和39年5月12日
木造毘沙門天立像	彫刻	切石738 正伝寺	正伝寺	昭和39年5月12日

名称	種別	所在地	所有者（管理者）	指定年月日
木造十一面観音菩薩三尊	〃	古長谷182 常嶽寺	常嶽寺	昭和39年5月12日
石膏	天然記念物	夜子沢	夜子沢	昭和39年5月12日
下田原のコノテガシワ	〃	下田原1977 若林亀男	若林亀男	昭和39年5月12日
ケヤキ	〃	八日市場538 八幡神社	八日市場区	昭和39年5月12日
円通寺の宝篋印塔	建造物	宮木3208 円通寺	円通寺	昭和40年3月1日
木造十王尊坐像	彫刻	西嶋551 青原院	青原院	昭和40年3月1日
青原院の吻竜	〃	西嶋551 青原院	青原院	昭和40年3月1日
青原院の鴟吻頭竜	〃	西嶋551 青原院	青原院	昭和40年3月1日
木造薬王菩薩立像	〃	大塩1990 薬王寺	薬王寺	昭和40年3月1日
薬王寺の鳳凰・竜	〃	大塩1990 薬王寺	薬王寺	昭和40年3月1日
円明寺七面堂の竜	〃	西嶋1251 円妙寺	円妙寺	昭和40年3月1日
風流人海	書跡	切石435 天野公男	天野公男	昭和41年3月1日
古屋弥次右衛門板曼荼羅	〃	八日市場542 歴史民俗資料館	飯富 古屋公介	昭和41年3月1日
切支丹禁制及び徒党（百姓一揆禁制の）高札	〃	八日市場542 歴史民俗資料館	寺沢 河西義一	昭和41年3月1日
諏訪神社のヒノキ	天然記念物	西嶋1 諏訪神社	諏訪神社	昭和41年3月1日
飯富八幡神社のクスノキ	〃	飯富1250 八幡神社	飯富八幡神社	昭和41年3月1日
滝の大サクラ	〃	久成上河原3738	山梨県	昭和41年3月1日
屏風岩	〃	宮木地内	身延町	昭和41年3月1日
波木井明善堰五輪の塔	建造物	波木井地内	中村保平	昭和41年6月1日
波木井宝篋印の塔	〃	波木井7	藤田たか（亡）管 理者藤田富士弥	昭和41年6月1日
樋之沢坊の門	〃	身延西谷3600	樋之沢坊	昭和41年6月1日
七面山本堂	〃	七面山地内	久遠寺	昭和41年6月1日

名称	種別	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
清正公堂	〃	身延清住町	逕泉坊	昭和41年6月1日
覚林坊の磬	工芸	身延3510	覚林房	昭和41年6月1日
大久保唯勝寺付近の遺跡	史跡	大久保	大久保	昭和41年6月1日
清子丸山付近の遺跡	〃	清子丸山	清子	昭和41年6月1日
桜井付近の遺跡	〃	丸滝桜井	桜井	昭和41年6月1日
日蓮聖人書翰断片	書跡		永井勢津子	昭和41年6月1日
鏡円坊の日蓮聖人像	彫刻	梅平地内2780	鏡円坊	昭和41年6月1日
薬師如来像	〃	帯金5362	静仙院	昭和41年6月1日
三光堂金銅釈迦如来坐像	彫刻	身延4233	三光堂	昭和41年6月1日
絹本着色不動明王画像	絵画	八日市場542 歴史民俗資料館	大聖寺	昭和42年3月1日
紙本着色仏涅槃図	〃	八日市場539 大聖寺	大聖寺	昭和42年3月1日
子の神社殿	建造物	久成	堂平・樅	昭和42年3月1日
望月清兵衛の宝篋印塔	〃	西嶋1320 栄宝寺	望月弘喜	昭和42年3月1日
日蓮上人曼荼羅	書跡	手打沢1466 妙光寺	妙光寺	昭和42年3月1日
武田信玄公感状	〃	八日市場542 歴史民俗資料館	大聖寺	昭和42年3月1日
小笠原家系	〃	八日市場542 歴史民俗資料館	大聖寺	昭和42年3月1日
紀伊大納言寄進の般若心経	〃	八日市場539 大聖寺	大聖寺	昭和42年3月1日
甲斐源氏系図	〃	八日市場539 大聖寺	大聖寺	昭和42年3月1日
大聖寺過去帳	〃	八日市場539 大聖寺	大聖寺	昭和42年3月1日
御當家四奉行証文、沓札外	〃	八日市場539 大聖寺	大聖寺	昭和42年3月1日
石造三十三番観世音像	彫刻	西嶋1320 栄宝寺	栄宝寺	昭和42年3月1日
木造日蓮聖人読経坐像	〃	切石167 善妙寺	善妙寺	昭和42年3月1日
木造七面天女像	〃	手打沢1466 妙光寺	妙光寺	昭和42年3月1日
延命地藏菩薩坐像	〃	八日市場539 大聖寺	大聖寺	昭和42年3月1日

名称	種別	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
木造甲斐源氏三将像	〃	八日市場539 大聖寺	大聖寺	昭和42年3月1日
織物等用具一式	民俗資料	八日市場542 歴史民俗資料館	笠井恭太郎(故)	昭和42年3月1日
武田家寄進茶器九点	〃	八日市場542 歴史民俗資料館	八日市場539 大聖寺	昭和42年3月1日
明沢井戸及び明沢不動	史跡	寺沢270 佐野つね代	佐野つね代	昭和43年2月1日
慈観寺一切経・輪転書架	書跡	道143	慈観寺	昭和44年4月1日
一宮賀茂神社本殿	建造物	下山2651	一宮賀茂神社	昭和44年4月5日
古仏高祖御厨子	工芸	下山本町2271	本国寺	昭和44年4月5日
本国寺の木鼻の唐獅子	彫刻	下山本町2271	本国寺	昭和44年4月5日
神の平のタブノキ	天然記念物	波木井	坂八幡神社	昭和44年4月5日
常福寺のおハツキイチョウ	〃	下山5320	常福寺	昭和44年4月5日
長谷寺のおハツキイチョウ	〃	下山	龍雲寺	昭和44年4月5日
山田屋裏のおハツキイチョウ	〃	身延3722	山田屋	昭和44年4月5日
蓮華谷のおハツキイチョウ	〃	身延4170	花之坊	昭和44年4月5日
湯平のツクバネガシ	〃	大城湯平	八幡宮	昭和44年4月5日
大島の古戦場	史跡	大島	大島	昭和44年6月1日
青原院の惣門	建造物	西嶋551 青原院	青原院	昭和44年8月28日
若宮八幡神社随神門	〃	西嶋1534 若宮八幡神社	若宮八幡社	昭和44年8月28日
随神門の木造神像	彫刻	西嶋1534 若宮八幡神社	若宮八幡社	昭和44年8月28日
若宮八幡神社の大ケヤキ	天然記念物	西嶋1534 若宮八幡神社	若宮八幡社	昭和44年8月28日
開墓堂	建造物	身延3567	久遠寺	昭和44年9月12日
法界堂	〃	身延西谷	久遠寺	昭和44年9月12日
鬼子母神堂	〃	身延上の山	久遠寺	昭和44年9月12日
思親閣本堂	〃	身延奥之院	久遠寺	昭和44年9月12日
丈六堂	〃	身延上の山	久遠寺	昭和44年9月12日
身延山総門(開会閣)	〃	小田船原	久遠寺	昭和44年9月12日
丈六釈迦像	彫刻	身延上の山	久遠寺	昭和44年9月12日
穴山信綱使用の鎧	工芸	下山山額4614	龍雲寺	昭和44年9月12日
穴山信友夫人使用の椀	〃	下山竹下3221	南松院	昭和44年9月12日

名称	種別	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
一宮の数珠	〃	下山2651	一宮賀茂神社	昭和44年9月12日
長谷寺の鱧口	〃	下山山額4614	龍雲寺	昭和44年9月12日
無銘の薙刀	〃	和田1661	接心庵	昭和44年9月12日
兼則の薙刀	〃	下山山額4614	龍雲寺	昭和44年9月12日
広舎の脇差	工芸	身延3568	恵善坊遠藤堪淳 (亡) 管理者遠藤是	昭和44年9月12日
長船の太刀	〃	帯金3587	鈴木正臣(亡) 管理者鈴木栄子	昭和44年9月12日
寺平付近の遺跡	史跡	塩沢寺平	寺平	昭和44年9月12日
波木井城址	〃	波木井	波木井一区	昭和44年9月12日
南部氏館址	〃	梅平	鏡円坊	昭和44年9月12日
日蓮聖人お手植の杉	〃	身延(奥之院)	久遠寺	昭和44年9月12日
身延山祖廟域(聖域)	〃	身延西谷	久遠寺	昭和44年9月12日
下山城跡	〃	下山本町2271	本国寺・身延町	昭和44年9月12日
元政埋髪塚	〃	身延(奥之院)	久遠寺	昭和44年9月12日
身延山久遠寺水鳴楼前庭	〃	身延3567	久遠寺	昭和44年9月13日
刺繍の法華経	書跡	下山本町2271	本国寺	昭和44年9月12日
無量義経並びに観音賢経二品写経	〃	下山山額4614	龍雲寺	昭和44年9月12日
法華経開結(十卷)	〃	下山本町2271	本国寺	昭和44年9月12日
匠家雛形増補初心伝六冊	〃	下山本町2271	本国寺	昭和44年9月12日
龍雲寺の十一面観音像	彫刻	下山山額4614	龍雲寺	昭和44年9月12日
降魔不動明王像	〃	下山山額4614	龍雲寺	昭和44年9月12日
三門二王尊像	〃	身延(三門)	久遠寺	昭和44年9月12日
久遠寺日蓮聖人坐像	〃	身延山大学	久遠寺	昭和44年9月12日
久遠寺釈迦如来立像	〃	身延3567	久遠寺	昭和44年9月12日
長谷寺の十一面観音像	〃	下山山額4614	龍雲寺	昭和44年9月12日
南部六郎実長公坐像	〃	身延3567	久遠寺	昭和44年9月12日
三門日荷上人像	〃	身延(三門)	久遠寺	昭和44年9月12日
日蓮聖人坐像	〃	帯金1920	金龍寺	昭和44年9月12日
南松院の韋駄天像	〃	下山竹下3221	南松院	昭和44年9月12日
南松院の釈迦仏	〃	下山竹下3221	南松院	昭和44年9月12日
本遠寺のシダレザクラ	天然記念物	大野839	本遠寺	昭和44年9月12日
長塩の獅子舞	無形民俗文化財	北川字長塩	長塩獅子舞保存会	昭和45年4月1日
モリアオガエル	天然記念物	町内(地域指定せず)		昭和45年10月2日
妙光寺のオハツキイチョウ	天然記念物	平須543	妙光寺	昭和45年10月2日

名称	種別	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
		妙光寺		
妙泉寺のモミジ	〃	矢細工789 妙泉寺	妙泉寺	昭和46年4月5日
ヤドリギ群生のケヤキ	〃	寺沢常唱堂	寺沢区	昭和46年4月5日
覚林坊の庭園	史跡	身延3510	覚林房	昭和41年6月1日
熊野権現神社本殿	建造物	下部	下部区	昭和48年4月1日
熊野権現神社棟札等	有形民俗文化財	上之平1787湯之奥 金山博物館	下部区	昭和48年4月1日
梨子の甲州野梅	天然記念物	梨子583 深松忠文	深松忠文	昭和48年4月11日
一宮の榊の群落	〃	下山2651	一宮賀茂神社	昭和49年4月1日
龍雲寺の古文書	書跡	下山山額4614	龍雲寺	昭和50年4月1日
波木井のヤブツバキ	天然記念物	波木井1965	小笠原清勝	昭和50年4月1日
ムクロジ	〃	飯富：円久寺、平 須：長遠寺	円久寺、長遠寺	昭和51年3月29日
中啓(蝙蝠扇)	工芸	下山2651	一宮賀茂神社	昭和51年8月6日
高蒔絵の硯箱	〃	下山2651	一宮賀茂神社	昭和51年8月6日
穴山公の陣太鼓	〃	下山2651	一宮賀茂神社	昭和51年8月6日
一宮の古文書	書跡	下山2651	一宮賀茂神社	昭和51年8月6日
穴山家の古文書	〃	上八木沢598	穴山忠	昭和51年8月6日
湯之奥群生ウラジロガシ	天然記念物	湯之奥山神社	湯之奥区	昭和54年4月1日
一色のクスノキ	〃	一色3988	依田克己	昭和54年4月1日
常葉諏訪神社大ケヤキ等	〃	常葉1124	常葉区	昭和54年4月1日
八坂のミズナラ	〃	八坂	八坂区	昭和54年4月1日
嶺の大ケヤキ等	〃	嶺147	岩崎修智	昭和54年4月1日
栃代若宮神社鱧口	〃	栃代	栃代区	昭和54年4月1日
上折門道祖神	〃	折門	折門区	昭和54年4月1日
八坂金山神社諸商売役免許 木札(鑑札)	〃	八坂	八坂区	昭和54年4月1日
古屋弥次右衛門建立宝篋印 塔	建造物	飯富宮の脇1394	古屋一族	昭和58年4月1日
石仏観音像	民俗文化財	一色	内藤清一	昭和58年5月1日
北清子のニッケイ	天然記念物	大野615	望月林治	昭和61年3月31日
身延山御年頭会	無形民俗文化財	身延5567	久遠寺	昭和61年3月31日
常葉日光社大ケヤキ	天然記念物	常葉877	常葉区	昭和61年9月12日
瀬戸方外院「千匹馬の大額」	民俗文化財	瀬戸135	方外院	昭和61年9月12日
八坂のヨコグラノキ	天然記念物	八坂	八坂区	昭和63年2月9日

名称	種別	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
身延山上の山東照宮	建造物	身延上の山	久遠寺	平成2年10月25日
妙石坊祖師堂の宮殿	〃	身延4181	妙石坊	平成3年11月8日
北之坊の日遠像	彫刻	身延3595	北之坊	平成3年11月8日
地蔵峠の大ツガ	天然記念物	折門	折門区	平成3年11月25日
熊野大神社太々神楽	無形民俗文化財	下部湯町	下部温泉神楽保存会	平成3年11月25日
絹本著色甲斐源氏三将画像	絵画	八日市場539 大聖寺・歴史民俗資料館	大聖寺	平成6年12月1日
赤石神社の石灯籠	建造物	夜子沢658 赤石神社	夜子沢区	平成6年12月1日
庚申塚	〃	江尻窪605	江尻窪区	平成6年12月1日
長遠寺の鰐口	工芸	八日市場542 歴史民俗資料館	平須 長遠寺	平成6年12月1日
でんぼ穴	史跡	宮木・下田原・西島	同左	平成6年12月1日
霊現水	〃	宮木455 望月一男	望月一男	平成6年12月1日
飛天	彫刻	矢細工789 妙泉寺	妙泉寺	平成6年12月1日
イトザクラ	天然記念物	江尻窪599 日輪寺	日輪寺	平成6年12月1日
イトザクラ	〃	矢細工602 妙泉寺	妙泉寺	平成6年12月1日
ヒムロ	〃	矢細工602 妙泉寺	妙泉寺	平成6年12月1日
化石	〃	遅沢 暮武士沢・ 夜子沢、押立沢、 手打沢、手打沢川	山梨県	平成6年12月1日
モクゲンジ	〃	遅沢地内	川崎覚一他	平成6年12月1日
門西家所有穴山信友判物外 165点	有形民俗文化財	上之平1787 湯之奥金山博物館	門西正勝	平成9年3月27日
妙法二神(社)喚鐘	工芸	平須字初頭885— 1	平須区	平成13年4月2日
下山甚句・盆踊り	無形民俗文化財	下山	下山甚句保存会	平成15年8月29日
ギフチョウ	天然記念物	身延町内地域を定めず		平成19年2月26日
甲州金貨並びに江戸幕府の 金貨	歴史資料	上之平1787 湯之奥金山博物館	身延町	平成21年11月30日
根子の内八海道供養碑(富士 信仰碑)	〃	根子字山伏屋敷 3537	根子区	平成24年2月23日
龍雲寺の雲版	工芸	下山山額4614	龍雲寺	平成15年6月27日

4 国登録

名 称	種 別	所 在 地	所有者（管理者）	指定年月日
旧下山療院	建造物	下山大庭	個人	平成12年5月17日
いさご屋旅館	〃	身延3696	個人	平成28年2月25日
身延山久遠寺祖師堂及び御供所	〃	身延4252	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺御真骨堂拝殿	〃	身延4252	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺仏殿納牌堂	〃	身延4252	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺大客殿	〃	身延4252	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺法喜堂	〃	身延4252	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺旧書院	〃	身延4252	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺新書院	〃	身延4252	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺大鐘楼	〃	身延4252	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺時鐘楼	〃	身延4252	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺甘露門及び門番所	〃	身延4252	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺太子堂	〃	身延3567	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺三門	〃	身延3567	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺本地堂	〃	身延3567	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺祖廟塔	〃	身延3628	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺常唱殿	〃	身延3630	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺三昧堂	〃	身延3620	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺水行堂	〃	身延3620	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺瑞門	〃	身延3620	身延山久遠寺	平成30年5月10日
身延山久遠寺思親閣仁王門	〃	身延4222	身延山久遠寺	平成30年5月10日
大市館	〃	下部48	個人	平成30年5月10日
身延山久遠寺御真骨堂	〃	身延4252	身延山久遠寺	令和2年8月17日
身延山久遠寺祖師堂前香炉屋	〃	身延4252	身延山久遠寺	令和2年8月17日
身延山久遠寺祖廟拝殿	〃	身延3628	身延山久遠寺	令和2年8月17日
身延山久遠寺祖廟域水屋	〃	身延3628	身延山久遠寺	令和2年8月17日
身延山久遠寺筵師堂	〃	身延4226	身延山久遠寺	令和2年8月17日
身延山久遠寺奥之院思親閣鐘堂	建造物	身延4222	身延山久遠寺	令和2年8月17日
身延山久遠寺発軫閣	〃	身延4007	身延山久遠寺	令和2年8月17日
身延山久遠寺総門茶屋	〃	身延4007	身延山久遠寺	令和2年8月17日

○山梨県災害救助法施行細則（別表）第5条関係

最近改正 平成30年4月13日規則第14号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり320円以内の額とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（2）のア（エ）において「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）その他の適切な方法により供与する住宅とする。

ア 建設型仮設住宅

(ア) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。

(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、561万円以内の額とする。

(ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に50戸未満設置した場合にあつては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置することができる。

- (オ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (カ) 建設型仮設住宅を供与することができる期間は、建設型仮設住宅の建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。
- (キ) 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

イ 借上型仮設住宅

- (ア) 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてアの(イ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。
- (ウ) 借上型仮設住宅を供与することができる期間は、借上げの日からアの(カ)に規定する期限までとする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,140円以内の額とする。
- エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。
- ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。(3)のイ及び8の(1)において同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 被服、寝具及び身の回り品
 - イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
季別							
夏季	4月から9月まで	18,500円	23,800円	35,100円	42,000円	53,200円	7,800円
冬季	10月から3月まで	30,600円	39,700円	55,200円	64,500円	81,200円	11,200円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
季別							
夏季	4月から9月まで	6,000円	8,100円	12,200円	14,800円	18,700円	2,600円
冬季	10月から3月まで	9,800円	12,800円	18,100円	21,500円	27,100円	3,500円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このア及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり584,000円以内の額とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。
 - ア 生業費 1件当たり 30,000円
 - イ 就職支度金 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(3)において同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、義務教育学校の

後期課程、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。（3）において同じ。）に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,400円

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,700円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり5,100円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1か月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

- ア 棺（附属品を含む。）
- イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のために支出することができる費用は、1体当たり211,300円以内の額（死亡時において12歳未満であった者にあつては、168,900円以内の額）とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 死体の一時保存
- ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

- (4) 死体の処理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,300円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この12において「障害物」という。）の除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
 - (2) 障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行った1世帯当たりの費用の平均額は、135,400円以内の額とする。
 - (3) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
 - (2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 24,000円
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士
1人1日当たり 15,900円

ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士

1人1日当たり 16,500円

エ 救急救命士

1人1日当たり 14,600円

オ 土木技術者及び建築技術者

1人1日当たり 16,800円

カ 大工

1人1日当たり 24,400円

キ 左官

1人1日当たり 25,100円

ク とび職

1人1日当たり 23,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額